

第3章 資料編

○ 第1回南北関係発展基本計画（2008～2012）	113
○ 開城工業地区投資案内	126
○ 南北経済協力現場の道案内	141
○ 南北経済協力事務所訪問案内	154
○ 南北経済協力に関連する南北間合意書	162
・ 南北共同声明（1972年）	162
・ 民族自尊と統一繁栄に関する特別宣言（1988年）	163
・ 南北間の和解と不可侵および交流・協力に関する合意書（1991年）	164
・ 南北交流・協力の履行と遵守のための付属合意書（1992年）	167
・ 南北共同宣言（2000年）	171
・ 南北関係の発展と平和繁栄のための宣言（2007年）	172
・ 2007南北首脳会談合意解説資料（2007年）	175
・ 「南北関係の発展と平和繁栄のための宣言」の履行に関する第1回南北首相会談合意書（2007年）	178
・ 「第1回南北首相会談合意書解説資料」（2007年）	183
・ 南北経済協力共同委員会第1回会議合意書（2007年）	188
・ 南北経済協力共同委員会第1回会議結果解説資料（2007年）	190
・ 「南北関係の発展と平和繁栄のための宣言」履行のための南北国防長官会談合意書（2007年）	196
・ 第2回南北国防長官会談合意書解説資料（2007年）	198
・ 西海平和協力特別地帯推進委員会第1回会議合意書（2007年）	200
○ 南北経済協力に関する主要法令	203
・ 南北交流協力に関する法律	203
・ 南北協力基金法	211
・ 南北関係発展に関する法律	217
・ 開城工業地区支援に関する法律	221
○ 南北会談日誌	227
○ 南北経済協力の投資関連機関連絡先	241

第1回南北関係発展基本計画（2008～2012）

※本資料は、大韓民国政府が作成した「第1回南北関係発展基本計画（2008～2012）」を経済協力分野を中心に抜粋して翻訳・修正したものである。

I. 基本計画概要

1. 定義と性格

○基本計画は、政府が「大韓民国憲法」と「南北関係発展に関する法律」により、南北共同繁栄と朝鮮半島の平和統一を実現するために、南北関係発展のビジョン、目標、そして、推進方向などを提示する5カ年計画である。

－「南北関係発展に関する法律」第13条は、朝鮮半島の平和定着と南北共同繁栄を実現するため、「南北関係発展に関する基本計画」を樹立するよう規定している。

- ①政府は南北関係発展に関する基本計画を5年毎に樹立しなければならない。
- ②基本計画は、統一部長官が南北関係発展委員会の審議を経て、これを確定する。しかし、予算を要する基本計画は、国会の同意を得なければならない。
- ③基本計画には、次の各号の事項が含まなければならない。
 - 1. 南北関係発展の基本方向
 - 2. 朝鮮半島の平和増進に関する事項
 - 3. 韓国と北朝鮮間の交流・協力に関する事項
 - 4. その他に、南北関係発展に必要な事項
- ④統一部長官は、関係中央行政機関の長と協議を経て、基本計画による年度別施行計画を樹立しなければならない。
- ⑤基本計画及び年度別施行計画を樹立した場合、統一部長官は、これを国会に報告しなければならない。

○政府は、国民世論の収斂を経て樹立した基本計画と年度別施行計画に基づき、南北間協議を通じて、具体的な事業内容を協議し、推進していく。また、関連国など国際社会の支持と協力のため、緊密に協力する。

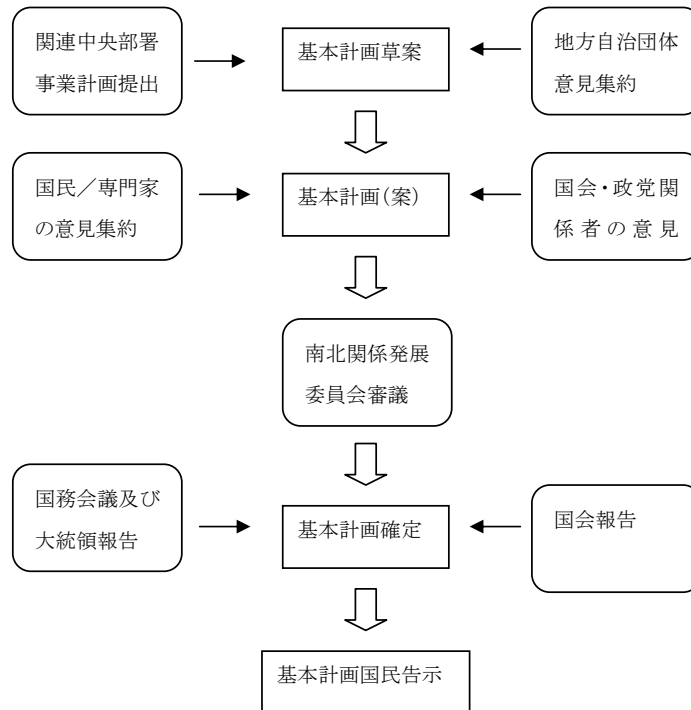
○政府は、南北関係と周辺情勢の大きな変化などで変更が必要な場合、法的手続きを経て、基本計画を修正・補完する。

2. 樹立の意義

□中長期ビジョンに立脚した対北政策の推進

- 対北政策推進の透明性を高め、国民的共感を形成
- 対北政策推進体系の効率性を高める
- 南北間協議の効率性と合意事項の履行力を高める

3. 樹立体系と経過



□ 樹立経過

□	2005.12.29	「南北関係発展に関する法律」制定・公布
□	2006.1～2	基本計画樹立のための基礎調査
□	2006.2～6	「南北関係発展基本計画」作成タスクフォース運営 外部専門研究機関構成・運営(4.10～6.10)
□	2006.4～6	中央行政機関と地方自治体の事業計画と意見徴収
□	2006.5.31	「南北関係発展基本計画」草案作成
□	2006.6	基本計画草案に対する意見徴収 統一部政策諮問委員の検討(6.8、6.23) 政策評価委員・自治体評価委員など民間専門家の検討(6.8) 市民団体・NGO などの懇談会(6.20) 分野別関連部署の検討会議(6.22)
□	2006.6.27	「南北関係発展基本計画」(案)作成
□	2006.6.30	「南北関係発展に関する法律」発効及び同法施行令制定
□	2006.7.21	国会の民間発展委員の推薦名簿(7人)受入
□	2006.7.28～9.27	民間発展委員内定者の基本計画(案)事前検討(3回)

□ 2006.9.19～26	市民団体・NGO 対象第2回意見集約(3回)
□ 2006.10.2	第1回実務委員会開催、基本計画(案)検討・調整
□ 2006.12.27	民間発展委員(9人)委嘱
□ 2007.3	国会・政党対象基本計画(案)説明及び意見集約
□ 2007.4.23	基本計画(案)民間発展委員検討会議
□ 2007.6～7	関係部署意見集約
□ 2007.7.13	第2回実務委員会開催、基本計画(案)検討・調整
□ 2007.7.26	第1回「南北関係発展委員会」開催、基本計画(案)審議
□ 2007.11.8	第2回「南北関係発展委員会」開催、基本計画(修正案)審議 －2007年南北首脳会談結果反映
□ 2007.11.13	国務会議報告
□ 2007.11.22	国会統一外交通商委員会報告

Ⅱ. 南北関係の現況

1. 対北政策推進経過

- 朝鮮戦争以来南北は敵対と対立が深化し、南北間の対話と交流がない状態が続いてきたが、1970年代の国際的な冷戦の緩和を背景に、制限的ではあるが対話と交流が始まった。
- －1970年「平和統一構想の宣言」の発表に続く赤十字会談の提議(1971.8)に北朝鮮が応じて南北対話が始まり、「7.4 南北共同声明」合意(1972.7)以降、南北調節委員会開催などが行われた。
- －しかし、1973年以降、北朝鮮が南北調節委員会会議に参加しなかったため、南北対話が断絶した。
- 政府は1980年代に入り、「民族和解民主統一方案」(1982.1)と「20の試験実践事業」(1982.2)などを提示し、積極的に南北対話を推進した。北朝鮮の水害物資支援(1984.9)を契機に、南北当局間の対話が再開され、離散家族故郷訪問団・芸術団交換、経済・体育会談、国会会談準備接触などが開かれた。
- 1980年代後半の冷戦終息過程で、政府は「民族自尊と統一繁栄のための特別宣言」(1988.7)を発表し、南北関係の改善意志を表明した。さらに、南北連合と統一3原則(自主・平和・統一)を提示する「韓民族共同体統一方案」(1989.9)を発表した。
- －政府は、1980年代末、ソ連と東欧共産圏の崩壊を契機に、北方政策を積極的に推進した。また、対内的には、「南北交流協力法」と「南北協力基金法」(1990.8)を制定し、南北交流協力の法的・財政的基盤を構築した。
- －これらの努力の結果、南北高位級会談が開催され、これを通じて南北は歴史的な「南北基本合意書」と「朝鮮半島非核化共同宣言」などに合意した。
- －しかし、それ以降、北朝鮮核問題が浮き彫りになり、北朝鮮が核拡散禁止条約(NPT)脱退を宣言し、南北関係が再び硬直した。
- 政府は、関係国と協調し、北朝鮮核問題解決のため努力し、米朝間ジュネーブ基本合意(1994.10)による軽水炉提供を推進した。

- －これと同時に、「民族共同体統一方案」を樹立（1994.8）し、北朝鮮の水害を契機に米 15 万トンをはじめて無償支援した。（1995）
- 1998 年以降、政府は、▲一切の武力挑発不用、▲吸収統一排除、▲和解協力の積極推進などの 3 原則により、対北和解協力政策を積極的に推進した。
- －その結果、2000 年 6 月に南北首脳会談が開かれ、「6.15 共同宣言」に合意することで南北関係が新しい段階へと跳躍した。
- －南北は、南北長官級会談を開催し、南北関係の改善のための措置を協議した。その結果、南北間の人的・物的交流の増大、離散家族交流の活性化、3 大経済協力事業（開城工団、金剛山、南北鉄道・道路連結）の本格的な推進、軍事的緊張緩和の試みなどの南北関係が画期的に進展した。
- 2002 年 10 月から、北朝鮮の核問題が再度大きく浮上することにより、政府は、北朝鮮核 3 原則（北朝鮮核の不用、対話を通じた解決、主導的役割）の下で、関係国と緊密に協力しながら、北朝鮮核問題の解決のために努力した。
- －その結果、2005 年の第 4 回 6 カ国協議で「9.19 共同宣言」と 2007 年の第 5 回 6 カ国協議 3 次会議で「9.19 共同声明履行のための初期措置」（2.13 合意）と第 6 回 6 カ国協議 2 次会議で、「9.19 共同声明履行のための 2 段階措置」（10.3 合意）に合意した。
- 一方、政府は、南北関係発展のため、様々な努力を行った。
- －対内的には、南北間投資保障合意書など多くの合意書に対し国会の批准を受け、国内的効力を持つことで、南北交流協力を制度的に後押しした
- －これと同時に、「南北関係発展に関する法律」を制定（2005.12）したことで、対北政策を中長期的に透明性を持って推進するための法的土台を作った。
- 2007 年 10 月に南北首脳会談が開かれ、「南北関係の発展と平和繁栄のための宣言」に合意し、南北関係が平和繁栄の新しい時代へ進入する契機をつくった。

2. 南北関係の現況と今後の展望

(1) 周辺情勢と南北関係の現況

- 国際社会は、脱冷戦以降、世界化と情報化の大きな流れの中で、新しい政治・経済秩序を模索し、イデオロギーと体制競争から抜け、戦略的同伴者関係を構築し、自国の実利を極大化している。
- 政府は、朝鮮半島をめぐる国際情勢の変化に対応し、▲朝鮮半島の軍事的緊張緩和と平和増進、▲南北間の交流協力の拡大・発展、▲民族共同体の実現などのため、持続的に努力してきた。
- －その結果、南北往来人員は、年 10 万人、南北交易は年 10 億ドル時代に入り、北朝鮮も変化の流れにのるなど、南北関係は、範囲、量と質、速度で大きく発展した。
- －過去 10 年間、南北会談は 225 回開かれ、それ以前に比べ 8 倍、南北間合意は 145 件締

結され、24倍増加した。南北交易額は70.5ドルで5.7倍、南北経済協力事業は209件で35倍に増加した。また、南北往来人員は37.5万人で216倍、離散家族訪問人員は3.1万人で200倍増加した。2003年6月に着工した開城工団は、2007年11月現在、52企業で、北朝鮮労働者は約2万人が勤務しており、生産額は2億ドルを上回った。

—ただし、このような経済・社会分野の進展に比べ、軍事的緊張緩和と信頼構築が相対的に進展がなく、対北政策に対する葛藤と論争により、対北政策の推進が遅れている。

○また、朝鮮半島と東北アジア地域には、未だに冷戦の対決構造が残っている。特に、北朝鮮の核開発は、朝鮮半島及び東北アジアの平和と南北関係の発展に大きな制約要因として作用している。

—幸いに、6カ国協議で「9.19共同声明」と「2.13合意」、「10.3合意」が結ばれ、北朝鮮問題は、具体的な解決段階へと進んでいる。

(2) 今後の展望

□北朝鮮核問題の解決と朝鮮半島の平和体制構築

○北朝鮮を含む6カ国協議の当事国が「9.19共同声明」、「2.13合意」、「10.3合意」を通じて、北朝鮮核問題解決の転機をつくるほど、北朝鮮問題は今後も平和的解決の方向へ進展するといえる。

○また、北朝鮮核問題解決が具体化されると、直接に関連した当事国が参加する別途のフォーラムが構成され、朝鮮半島から停戦状態を終息させ、平和体制を樹立するための論議が本格化すると予想される。

○特に、2007年の南北首脳会談で、朝鮮半島の非核化に対する意志を再確認し、終戦宣言の推進に協力することにしたことは、6カ国協議の進展と北朝鮮核問題解決の速度を促進し、朝鮮半島の平和プロセスを進展していくことが予想される。

□経済共同体形成の促進

○「2007南北首脳宣言」を契機に、南北間の経済交流協力も量・質の面で、1段階大きく発展していくことと期待される。

—経済協力の領域が朝鮮半島の全域に拡大され、分野が多様化するのはもちろん、投資と共同利用など相互補完的協力関係が深化・発展する。

—また、西海平和協力特別地帯などは、平和定着と経済協力が順調に統合される新しい南北間協力モデルとなるといえる。

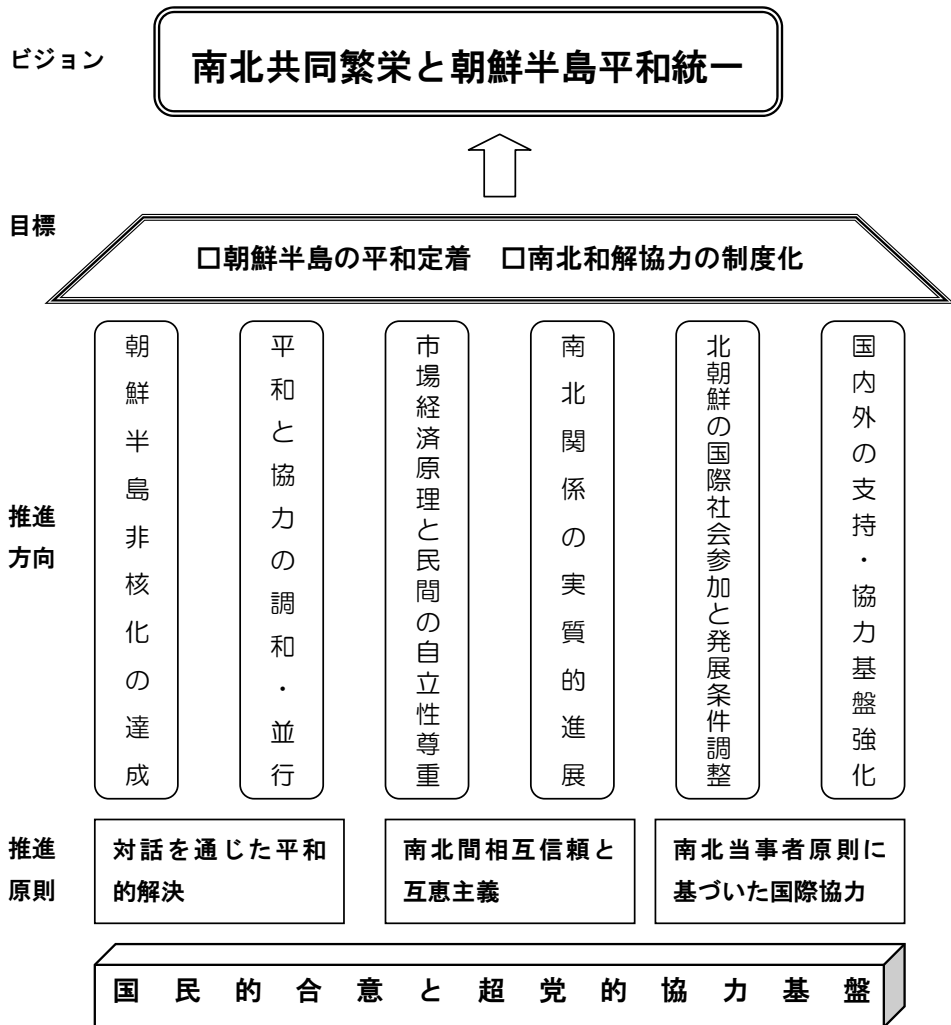
○これにより、南北は今後、朝鮮半島全域で、共利共栄と有無相通の原則下で共に発展していく経済共同体の形成を積極的に目指していくことと展望する。

Ⅲ. 南北関係発展のビジョンと推進方向

政府は、南北関係の現況診断に基づき、今後5年間、南北共同繁栄と朝鮮半島の平和統

一を実現するため、推進する南北関係発展の目標と推進方向を南北関係発展法に立脚し、次の通り定める。

＜南北関係発展推進構図＞



1. ビジョン：南北共同繁栄と朝鮮半島の平和統一

○国民的合意に基づき、朝鮮半島に平和を定着させ、南北経済・社会文化共同体を形成することで、“南北共同繁栄と朝鮮半島の平和統一”を実現する。

一南北関係の発展を通じ、朝鮮半島に普遍的価値に基づいた“平和に繁栄する統一朝鮮民族

時代”を開いていく。

2. 目標

第1次（2008年～12年）「南北関係発展基本計画」の目標を“朝鮮半島の平和定着と南北間の平和協力の制度化”として設定し、この目標を実現するために、次の7大分野の戦略目標を樹立した。

(1) 朝鮮半島の平和定着

◆「9.19 共同声明」の誠実な履行を通じ、北朝鮮核問題を平和的に解決し、朝鮮半島で堅い平和体制を構築し、民族の安寧と共同繁栄の土台をつくる。

- ①朝鮮半島の非核化実現
- ②朝鮮半島の平和体制構築

(2) 南北間和解協力の制度化

◆「南北基本合意書」、「6.15 共同宣言」、「2007 南北首脳宣言」など、南北間合意を誠実に、実質的に履行し、南北経済・社会文化共同体を形成することで、平和統一の土台をつくる。

- ③南北経済共同体の初期段階進入
- ④民族同質性回復の努力
- ⑤人道的問題の実質的解決
- ⑥南北関係の法制度的基盤造成
- ⑦対北政策の対内外推進基盤強化

3. 推進原則と方向

(1) 推進原則

- ①対話を通じた平和的解決
- ②南北間の相互信頼と互惠主義
- ③南北当事者原則に基づいた国際協力

(2) 推進方向

- ①朝鮮半島の非核化達成
- ②平和と協力の調和と並行
- ③市場経済原理と民間の自立性尊重
- ④南北関係の実質的進展
- ⑤北朝鮮の国際社会参加と発展条件の造成
- ⑥国内外の支持・協力基盤強化

IV. 戦略目標と推進計画

1. 朝鮮半島の非核化実現

(省略)

2. 朝鮮半島の平和体制構築

(省略)

3. 南北経済共同体の初期段階進入

(1) 南北経済協力現況

□ 南北交易及び物流

○ 南北交易は開城工団事業の本格化などにより 2005 年から年間取引額 10 億ドルを上回っている。2006 年には南北関係が硬直の最中にありながら前年より 27.8%多い 13 億 5 千万ドルを記録した。

○ 2006 年には南北間鉄道・道路連結工事が完了し、2007 年 5 月に南北間列車を試験運行した。2006 年には南北間連結道路を 1 日平均で車両が 203 台、人員が 1017 名(出境基準)往来し、2007 年(上半期)には車両が 204 台、人員は 1047 名が往来した。

○ 南北間船舶は片道基準で 2005 年が 4497 回、2006 年が 8401 回、2007 年(上半期)が 6114 回運行し、航空機は 2006 年が 88 回、2007 年(上半期)が 60 回運行された。

□ 南北経済協力

○ 南北間経済協力は過去に中小企業の委託加工を中心に小規模で行なわれてきたが、金剛山観光事業(1998 年)及び開城工団事業(2003 年)を通じ本格的に活性化され始めた。

一金剛山観光客は 2005 年 6 月に 100 万名を超え、以来年間 30 万名水準を維持している。開城工団事業は試験団地稼働と南北間電力・通信連結、第 1 期(330 万㎡)敷地造成工事の推進などで本格開発のための基盤を整えた。

○ 2005 年には農業・林業・水産業・軽工業・鉱業など新しい経済協力事業推進に合意し、南北経済協力の外枠が拡大された。2006 年には商業的方式による「軽工業及び地下資源開発協力に関する合意書」を締結(2006.6)した。

○ 2007 年南北首脳会談では民族経済の均衡的発展と共同繁栄のため、共利共栄と有無相通の原則で南北経済協力事業を積極的に拡大・発展させることに合意した。

(2) 細部推進方向

○ 共利共栄と有無相通の原則下で相互ウィンウィン(Win-Win)方式の接近

一 南北相互間利益が大きく南北関係発展の波及効果の大きい事業から段階的に推進する。韓国の産業政策などを考慮した経済協力を通じて新しい成長動力を確保して、北朝鮮の経済成長基盤の拡充を支援する。

○ 経済協力効果の極大化

- －開城工団、金剛山観光、鉄道・道路など既に推進している3大経協事業を拡大・発展させる。農業・林業・水産業・軽工業・工業・造船など重点協力事業を持続的に発掘させ、経済協力事業間の連携効果を拡散させていく。
- －政府と民間の役割分担、対北投資と支援の選別的集中を通して経済協力効果の極大化を図る。
- 経済協力拠点の地域拡大及び連携を通じた発展
- －開城工団、西海平和協力特別地帯開発と社会間接資本拡充事業を通して拠点地域間経済協力ネットワークを構築して経済協力拠点地域を拡大していく。
- 南北間社会間接資本協力の推進
- －北朝鮮社会間接資本に対する実態調査と妥当性の検討を経て、段階的に投資と支援を拡大することで南北経済共同体形成基盤を強化し、北朝鮮の経済発展の土台を設ける。
- －長期低利融資などの方法で民間の参加を誘導して、北朝鮮の国際機構の加入と外資誘致などにより政府の財政負担を緩和する。

(3) 推進課題

①3 大経済協力事業の拡大・発展

□開城工団開発事業

- 第1期(330万㎡)工団開発事業を迅速に完了して安定的な発展を推進する。
 - －中小企業の活路開拓を目的とする労働集約的中小企業工団を開発する。
 - －通行・通信・通関問題を画期的に改善し、主要物資搬出・原産地問題など物流・海外販路問題を解決するために努力する。
 - 第2期以降の事業は第1期事業の成果を元に早速期日内に着手する。
 - －工場区域、生活区域、観光、商業区域を均衡よく配置して複合機能団地を開発する。
 - －自然環境と立地条件を考慮した親環境的工業団地を建設する。
 - 今後、西海平和協力特別地帯と連携して南北経済協力の主要拠点に開発し、国際競争力を持った協力団地として育成する。
 - 開城工団の国際競争力を高めるため支援システムを強化する。
 - －人件費・物流費など生産原価の節減を支援して製品の価格競争力高め、良質の北朝鮮労働力を確保する。現場適応型の技術教育体系化などを通じて品質競争力を高める一方、京義線鉄道の利用及び出入手続きの改善、関連法令作成など法制度を拡充する。
 - 海外市場の開拓で開城工団生産製品の販路を拡大する。
 - －開城工団が韓米自由貿易協定(FTA)で合意した域外加工区域(OPZ)に指定されるよう努力し、EU等とのFTA協商の際にも開城工団製品が国内産として認定されるよう努力する。
- ##### **□金剛山観光事業**
- 「金剛山観光地区管理委員会」の構成、汚水・廃水処理施設など金剛山特区開発を促進するための物的・制度的基盤を設ける。

○特区開発計画により金剛山観光地区内に民間投資誘致を活性化する。

○白頭山・開城観光事業との連携を通じて南北間観光協力を拡大する。

□鉄道・道路連結事業

○京義線と東海線の鉄道開通及び定期運行を推進する。京義線は開城工団の人員と物資輸送に、東海線は金剛山観光客輸送と対北支援物資輸送に活用する。

○北朝鮮主要経協拠点地域と主要背後地域間の道路網を拡充する。南北連結道路運行時間の拡大、通行手続きの簡素化などを通じ連結道路運行を活性化する。

○開城―新義州鉄道と、開城―平壤間高速道路を共同で利用するために改修・補修を推進する。

―中長期的には北側区間鉄道・道路新設、南北鉄道と大陸鉄道の連携及び朝鮮半島と東北アジア大陸を連結する道路網構築を推進する。

②新しい経協事業推進

□農業協力

○協同農場共同協力：農道、灌漑施設など基盤整備条件を考慮して協同農場を選定・運営し、南北共同協力拠点として開発する。協同農場を中心に農業機械・農資材・農業経営技術関連の交流協力を推進する。

○農業部門技術協力及び施設支援：南北農業に対する相互理解の増進と、技術発展のための専門人材及び技術を交流する。育種・栽培技術など協同農場協力と関連して施行し、研究施設、種子精選施設などの関連施設を支援する。

○農産物協業体系の構築：輸入依存度の高い農産物のうち、北朝鮮で栽培・採取・加工が可能な品目を選定して搬入する。輸入代替効果の大きい品目を中心に段階的に推進して国内受給の安定に寄与する。

―そのため北側生産の農畜産物の検疫・搬入制度を整備する。

○農業生産基盤整備：水害・山林・荒廃地復旧などを通して北朝鮮の農業生産基盤を整備して農業自生力を高める。

□林業協力

○山林資源の生産拡大：農園を造成し苗木生産を拡大して、荒廃地の山林復旧などを推進する。

○山林病虫害の共同防除：北朝鮮の山林病虫害発生地域を共同で調査して総合防除計画を樹立する。

○荒廃地復旧と洪水管理：山地復旧事業の推進及び臨津江などの南北共有河川共同管理体制を確立・運営する。南北の山林資源の実態を共同で調査し山林復旧計画を樹立する。

○燃料林造成支援：造林復旧事業効果を高め、北朝鮮地域の生活燃料支援のために燃料林を同時に造成する。

□海洋水産協力

- 南北共同漁労推進：南北首脳会談で合意した西海共同漁労を進めるために後続措置を協議して、第3国漁船の不法操業防止のための協力体制構築を推進する。また、東海の北朝鮮水域での操業のための努力も実践する。
- 海運港湾及び海洋分野の協力：港湾開発・運営及び船舶安全技術の支援事業を推進する。また、海洋環境観測技術及び装備支援、汚染海域浚渫事業、海洋調査、航路標識改善などの交流協力を推進する。
- 造船協力団地の建設：中国を代替する海運事業の新規の投資先として北朝鮮の南浦と安辺地域を南北共同で開発する。前後方の連関効果の大きい造船産業を通じて他産業分野への協力の拡散効果を図る。
- 中長期的には南北造船産業間、相互補完的分業関係を構築する。
- 水産物生産・加工・流通分野の協力：水産物生産・加工・流通事業を推進する。また、南北水産分野の専門家・技術交流を通して優良品種を共同で開発する。
- 第3国漁場の進出及び北朝鮮船員養成推進：北朝鮮が確保した第3国水域内の漁獲クォーターに対する南北協力操業方案を検討する。同時に教育訓練センターなどを通して北朝鮮船員養成を推進する。

□軽工業協力

- 軽工業原資材及び技術支援：衣服、靴、石鹼などの生産に必要な軽工業原資材の有償提供と技術協力を通じて北朝鮮住民の生活向上を図り、韓国側中小企業の活路を開拓する。
- 軽工業製品の賃加工活性化条件の整備：繊維など軽工業分野の賃加工事業を拡大し北朝鮮の関連技術水準を向上させ、工場稼働率を高めると共に自生力を整える。北朝鮮内で原資材調達を推進して波及効果を関連分野へ拡散させる。
- 生産施設の改善と建設：南北合作投資などを通して北朝鮮内の生産施設を改善して新しい生産施設を建設する。

□鉱業協力

- 地下資源開発投資：北朝鮮鉱物資源関連の資料の収集と現地共同調査を推進し、亜鉛、マグネサイトなど韓国側に需要のある鉱種を中心に選定する。
- 鉱物資源共同開発特区の建設：亜鉛鉱及びマグネサイトなどが集中的に埋蔵している地域を中心に、▲鉱山▲精錬所▲港湾▲連結道路・鉄道などを含む特区建設のために努力する。

□科学分野協力

- 自然災害に共同で対処するため、南北気象協力を推進して、大学院生交流など科学分野の人材養成事業を推進する。
- 北朝鮮科学技術インフラ構築を支援して、南北科学技術交流及び協力を総合的に管理・運営する機構の設立を検討する。

□環境協力

- 環境情報交流・協力：大気、水質、土壌、地下水など環境関連モニタリング情報を交流

する。生物多様性関連情報の交流および生態系共同調査を実施し、非武装地帯内の「生態平和公園」建設を推進する。

- 環境技術協力：環境基礎施設の運営技術及び環境汚染低減技術教育・訓練事業などを実施する。
- 国際環境協力：国際連合環境計画(UNEP)など国際機構と協力して北朝鮮の環境復元と改善事業を推進する。

□保健医療協力

- 当局間協力：南北当局間保健医療部分の協力を強化して、保健医療基本協定の締結を推進する。
- 保健医療の人材交流と技術協力：南北間保健医療の人材交流及び技術協力を推進する。
- 伝染病の共同防止：伝染病拡散防止のため共同努力をし、コールドチェーン構築など伝染病予防に必要な協力事業を推進する。
- 北朝鮮保健医療体系の現代化：産院・児童病院・注射器工場の現代化を推進し、脱脂綿工場建立を支援し、工場運営に必要な原料を支援する。また、生産した製品の分配と関連したモニタリングを推進する。
- 疾病治療支援：結核など疾病治療のため医薬支援を推進する。
- 漢方薬材の保存と加工：漢方薬材の保存と加工に必要な事業を推進する。

□西海平和協力特別地帯経済協力

- 追加経済特区開発：海州地域に経済特区を開発して海州—開城—韓国間の産業連携を強化して海州港を物流港として開発、活用する。
- 共同漁労水域の設定：共同漁労を実現して近隣地域漁民の所得を増大させると共に、第3国漁船の不法操業を排除する。
- 漢江河口の共同利用：停戦協定に従って管理されている漢江河口地域において骨材採取、舟運復元などの事業を推進して水害予防、軍事的緊張緩和などの多目的効果を図る。

□白頭山観光事業

- 白頭山拠点の観光開発：試験観光及び本観光の順調な推進により白頭山を拠点とする観光開発基盤を整備する。
- 白頭山周辺地域連携観光の活性化：白頭山周辺地域の多様な観光プログラム導入などを通じて連携観光を活性化する。
- 国際観光ベルト構築：金剛山、元山、白頭山をつなぐ国際観光ベルトを構築して国際観光競争力を高めていく。

□中長期南北経済協力

- 第2、第3の経済特区開発方案、南北食糧協力で北朝鮮の営農多角化方案、自動車・船舶など重化学工業分野協力、北朝鮮全域に対する基盤施設拡充方案などを中心に研究する。

③社会間接資本拡充

□エネルギー分野

- 開城工団への電力供給：第1期入居企業の円滑な生産活動を支援するために、現在供給中の10万キロワット以外に、今後の電力需要増加を勘案して段階的に発電所又は商業的方式の電力供給方案などを推進する。
- 金剛山観光地区への電力供給：急増する観光客の便宜増進のため関連施設に必要な10万キロワットの電力供給を商業的方式で推進する。
- 北朝鮮エネルギー施設の現代化支援：発電所、送電・変電施設、精油施設、ガス設備など北朝鮮のエネルギー実態を調査して、南北関係の進展状況に合わせて北朝鮮エネルギー施設関連の協力事業を段階的に推進する。
- 東北アジア及び南北エネルギー協力連携：中長期的にガス、石油など東北アジアエネルギー協力協議体の構成を推進して南北エネルギー協力と連携する。

□物流・流通分野

- 陸上インフラの量的・質的向上：南北経済協力の拡大と域内国家間の互惠関係に基づいた物流ネットワーク形成などのため北朝鮮内の鉄道・道路の改修・補修に協力する。
- 海上インフラ支援と現代化：定期航路の追加開設と北朝鮮港湾及び荷役施設の現代化のため協力する。
- 航空インフラ支援のための基本調査：航空協定締結、航空運送関連の航空インフラ調査と航空路開設、航空安全管理プログラム構築などを推進する。

□情報通信分野

- 南北間通信網連結の拡大：開城工団、金剛山など主要な経済協力地域とインターネットを含む直接通信網を拡大し、中長期的には北朝鮮内の主要通信インフラの改修・補修及び現代化を推進する。
- その他情報通信分野の交流協力拡大：南北共同研究などを通じて情報通信技術交流と標準化を促進し、必要な時には情報通信分野交流協力を支援する機構建立を検討する。

4. 民族同質性回復の支援

(省略)

5. 人道的問題の実質的解決

(省略)

6. 南北関係の法制度的基盤造成

(省略)

7. 対北政策の対内外推進基盤強化

(省略)

V. 推進体系と所要資源調達

(省略)

開城工業地区投資案内

※本資料は、開城工業地区管理委員会が作成した「開城工業地区投資案内」を抜粋して翻訳・加筆修正したものである。

1. 開城工業地区開発計画

(1) 総開発計画

立地：黄海北道開城市鳳東里

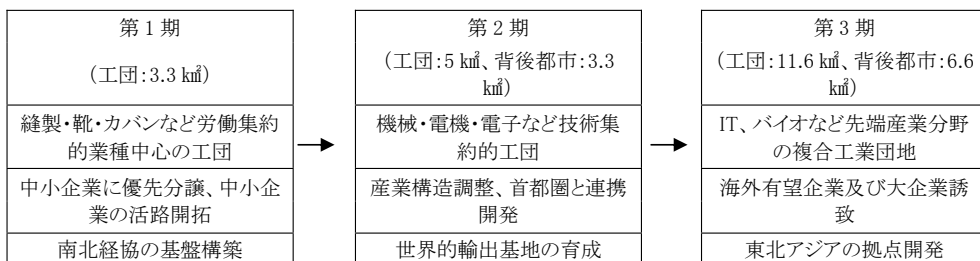
総面積：65.7 km²（2000 万坪）

※工場区域：26 km²（800 万坪）、生活・観光・産業区域など：40 km²（1,200 万坪）

(2) 事業の目標

- 南と北の交流と協力による南北協力都市
- 工団と新都市が調和し、人が生活しやすい複合機能都市
- 企業が投資しやすい制度と条件を持ち合わせた企業中心都市

(3) 段階別開発計画



①第1期 3.3 km²（100 万坪）事業計画

建設費用	2205 億ウォン	
事業施行主	資金調達・設計・監理・分譲	施工
	韓国土地公社	現代峨山

誘致業種	面積(m ²)	比率(%)	誘致業種	面積(m ²)	比率(%)
繊維・縫製・衣服	558	37.0	電気・電子	159	7.3
皮革・カバン・靴	214	9.8	機械・金属	338	15.4
複合業種	417	11.4	化学・ゴム・プラスチック	91	4.1
飲食物・その他製造品	416	15.0			
合計				2,192	100

②第1期業種配置図

第1期 3.3 km² (100万坪) 業種別配置



(4) 事業推進体系

①当局次元の支援・協力

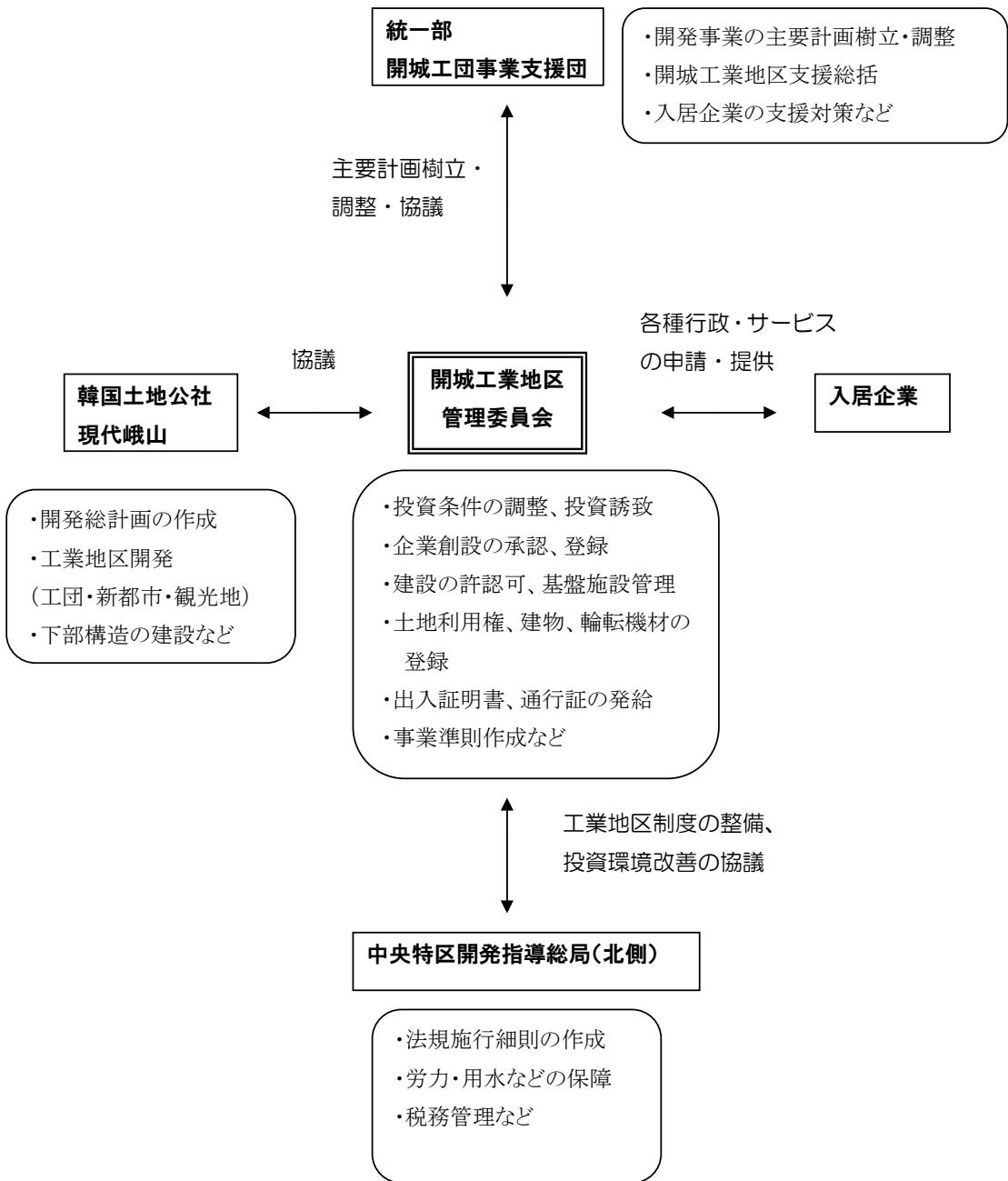
- 南側：開城工団事業支援団の構成・運営（2004年10月）
 - ・開発事業主要計画の樹立・調整、入居企業の支援対策などの施行
 - ・統一部、財政経済部・産業資源部・建設交通部など関係部署が合同で勤務
- 北側：中央特区開発指導総局
 - ・管理委員会と協力し、開城工業地区内の産業指導を担当

②工業地区管理機関

- 開城工業地区管理委員会：総合行政、法制度整備、基盤施設の管理、企業経営活動支援など工業地区管理業務の総括機関

③入居企業責任者会議

- 開城工業地区試験団地（15企業）及び、本団地1次の入居企業の協議体
- 入居企業の障害及び苦情処理政策の建議



2. 開城工業地区投資環境

(1) 基盤施設

① 鉄道・道路

路線	路線数	連結区間	現況
鉄道	単線	南側: 汶山～軍事境界線(12km)	工事完了(2002年12月31日)
		北側: 軍事境界線～開城(15.3km)	南北軌道連結(2003年6月14日)
道路	4車線	南側: 統一大橋～軍事境界線(5.1km)	工事完了(2003年10月31日)
		北側: 軍事境界線～開城工業地区(5km)	工事完了(2004年11月30日)

② 電力

区分	供給電力量	供給時期	供給方式
第1期	100,000kw	2007年6月	送電方式: 154,000V

③ 通信

南側の汶山電話局から北側の開城電話局を経由し、開城工業地区入居企業に供給

※KT 汶山電話局～開城（電話局）～開城工業地区

④ 用水

浄配水場

水源地	供給能力	供給時期
ウォウコ貯水池	6万トン/日	2007年9月

※供給量6万トンのうち、1.5万トンは開城市内の支援

⑤ 汚水・廃水

廃水処理場

処理能力	処理方式	処理時期
3万トン/日	高度処理 (土・リン 有機物質など除去)	2007年4月

⑥ 廃棄物

廃棄物処理場

処理方式	処理能力	処理時期
焼却	65トン/日	2008年2月
埋立	埋立容量: 61,000 m ³	2007年3月

※現在の廃棄物は北側が処理

(2) 不動産制度

① 土地利用権

- ・取得：分譲または譲渡
- ・登録：土地利用権取得後、開城工業地区管理委員会に申請
- ・土地利用：分譲または譲渡を受ける日から土地賃貸期間まで土地利用
 - *土地賃貸期間満了 6 ヶ月前に、北側中央特区開発指導総局と土地賃貸借契約を結び、土地利用証再発給で土地利用期間延長可能
- ・土地使用料（国内総合土地税と類似）：
 - 北側中央特区開発指導総局と開発業者が賃貸借契約締結日から 10 年が過ぎた翌年から賦課
 - *土地使用料の基準は、北側中央特区開発指導総局と開城工業地区管理委員会が合意して決定

②建物

- ・取得：新築、既存建物の分譲または譲渡
- ・登録：開城工業地区管理委員会に建物所有権の登録申請

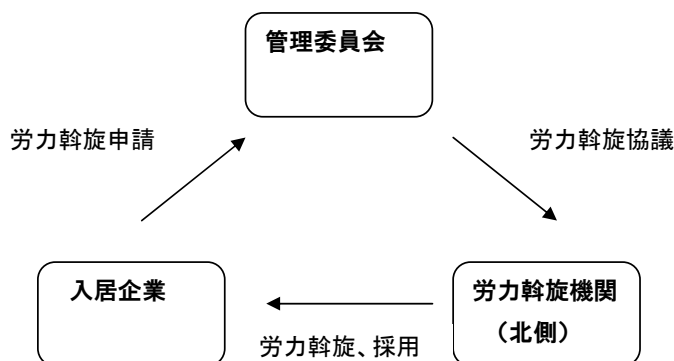
③不動産の譲渡、賃貸、抵当

- ・土地利用権及び建物所有権の一部または、全部を譲渡、賃貸、抵当機能：
 - 不動産の譲渡、賃貸、抵当は該当事由が発生した日から 14 日以内に開城工業地区管理委員会に登録
 - *建物が未建築の際、土地譲渡・賃貸不可能

④土地分譲価格：45,000 ウォン／㎡（149,000 ウォン／坪）

(3) 労働制度

①労働者の採用



②労働時間

- ・労働時間：週 48 時間以内

③労働報酬

- ・報酬内容：賃金、加給金、奨励金、賞与

- ・月最低賃金：52.5US\$（引上げ率：前年度月最低賃金の5%以下）
- ・基本賃金：月最低賃金以上、企業が決定
 - －見習い期間（3ヶ月）：基本賃金の70%
- ・加給金
 - －超過／夜間勤務：該当勤務時間の賃金に50%加算
 - －休日／週48時間超過の夜間勤務：該当勤務時間の賃金に100%加算
 - *時間当たり賃金：基本賃金÷25日÷8時間
- ・奨励金、賞与：企業の判断で支給

④補助金及び社会保険料

- ・休暇手当：3ヶ月賃金÷実稼働日数×休暇日数（出産休暇は60日分）
- ・生活補助金：日当または時間手当て賃金の60%（企業の責任または教育により仕事ができない時間）
- ・退職補助金：3ヶ月平均月賃金×勤務年数（企業の事情により1年以上勤務したもの）
- ・社会保険料：月賃金総額の15%

(4) 税金

開城工業地区の税金は法人税、個人所得税、財産税、相続税、取引税、営業税、地方税などに分類

区分	納税義務者	課税基準	税率	減免制度
法人税	開城工業地区で所得を得る企業	決算利潤	14%（一般業種） 10%（軽工業、下部構造、先端科学など戦略部門）	*奨励・生産部門投資：15年以上運営する企業は、利潤発生年から5年免税、以降3年は50%減免 *サービス部門投資：10年以上運営する企業は、利潤発生年から2年、以降1年は50%減免 *利潤再投資：3年以上運営する場合、再投資分に該当する法人税の70%を翌年の税金から減免
個人所得税	開城工業地区に184日以上滞在し、所得を得る個人	月の報酬額30%を控除した金額が500US\$以上である場合	4%～20%	*南北当局協定による所得免税 *北側の金融機関から得た貯蓄性預金利子と保険金、または、所得免税 *工業地区に設立された銀行に非居住者預金の利子所得免税
財産税	毎年1月1日現在、開城工業地区内の永久建物所有者	建物用途別取得の際の現地価格	0.1%～1%	*新規建物所有者は登録日から5年間免税
相続税	開城工業地区工業地区内の財産を相続する者	税金規程で定めた支出を控除した金額の相続財産額	6%～25%	-
取引税	生産部分の企業	生産物種類別販売収益金	1%～2%（但し、酒、タバコ、その他嗜好品な	*生産製品を南側あるいは他国に輸出する場合は免税

				ど 15%)	
営業税	サービス部門の企業	建設、金融など部門別サービス収入と建設物引渡し収入	1%~2% (但し、娯楽部分は7%)	*下部構造部門の企業は免税(電機、ガス、用水、道路、上下水道などの基盤施設)	
地方税	都市経営税	個人及び企業	月労賃総額または月収入総額	0.50%	-
	自動車利用税	毎年1月1日現在の開城工業地区内に自動車を利用する企業または個人	自動車の種類	3~60US\$	*60日以上自動車を使用しない者は未使用期間免税

(5) 関税

① 関税免税

- ・開城工業地区内の搬出入物資を含んだ南北交流物資は関税免税

(6) 開城工業地区支援法

開城工業地区投資の安定性を確保し、開城工業地区事業を活性化するために制定された特別法

① 国内の中小企業に適用される各種支援制度を開城工業地区現地企業に同一に適用し、入居企業の経済力を強化し、企業の負担を解消

- ・中小企業構造の高度化、エネルギー合理化、産業安定、観光汚染などの資金を支援または融資

② 国内の工団に準じる政府支援策を保障

- ・基盤施設支援など国内産業団地に準じる政府支援施策を保障

③ 開城工業地区南側労働者の保護

- ・開城工業地区現地企業に雇用された韓国労働者に国内の4大保険を適用
- ・労働基準法、最低賃金法など国内の労働者保護法規を適用

(7) 保証支援制度

担保能力が脆弱な開城工業地区入居企業が円滑に資金を借り入れられるように、信用保証機関を通じた保証制度を導入・運営

※信用保証基金・技術保証基金の業務領域により、企業別に特化支援、一般企業に対する保証は信用保証基金が担当し、技術保証基金はベンチャー企業などを担当

① 保証対象：開城工団入居企業として選定された国内企業

- ・一定の信用等級以上である企業を支援対象とし、入居の申請現況と企業の状態などを総合的に検討した後、柔軟的に決定

② 保証比率：部分保証（施設資金は90%、運転資金は信用等級により比率をかける）

③ 保証限度：企業当たり100億ウォン（施設資金100億ウォン、運転資金70億ウォン）

企業当たりの全体保証限度は、企業の信用保証残額を含め、投資資金の70%以内の貸出しが可能のように保証書を発給

④保証料金：保証料金の運営基準により、年0.5～3%

⑤保証期間：施設資金7年、運転資金5年以内

(8) 損失補助制度

経協事業者が本人に帰する責任がない非常危険などの事由で損失を被った場合、損失額の90%までを基金から補助を受けることができる制度

※担保する危険：北朝鮮の投資財産没収・剥奪、戦争、内乱、南北当局の事業中断措置など

①約定期間：10年以内で申請者が選択

・一定の信用等級以上である企業を支援対象とし、業務の申請現況と企業の状態などを総合的に検討した後、柔軟的に決定

②約定金額：原則的に約定価格（契約・投資金額）×90%

③約定限度：企業当たり50億ウォン、ただし、投資規模などを考慮し、不可避的な場合協議会議決を経て、100億ウォンまで可能

④損失補助手数料：約定金額×損失補助手数料率（基本料率 年0.5%、中小企業は0.375%）

(9) 投資税額控除

臨時投資税額控除と中小企業特別税額減免適用

①国内企業が開城現地企業に投資する場合、国内に投資するものとして、臨時投資税額控除を許容

②国内企業が開城工業地区に賃加工を依頼し、製造する場合にも製造会社の事業場が国内に所在するものとして中小企業特別税額減免を適用

③適用時期：2008年1月1日以降に投資する分から適用

(10) 保険制度

①担当機関

・工業地区保険会社：朝鮮民族保険総会社（KNIC）

－北側中央特区開発指導総局は、2005年1月26日工業地区保険会社としてKNIC選定

＊保険事業原則：工業地区保険会社に保険加入（保険規定第5条）

②対象

・適用対象

－開城工業地区創設企業、支社、営業所及び開城工業地区滞在・居住する南側及び海外同胞、外国人

③義務保険（保険規定第6条）

- ・火災保険、ガス賠償責任保険、自動車賠償責任保険、従業員災害保険
- ・保険加入と関連した具体的事項は、北側と協議中

④紛争解決

- ・紛争発生時、保険当事者が協議して解決
- ・協議解決が不可能な場合には、仲裁、裁判手続き、または、南北間で協議した商事紛争解決手続きで解決可能

(11) 原産地表示

①開城工業地区生産製品原産地確認

- －開城工業地区生産製品は、原産地申告書提出で確認
- ・少量の託送品(500 ユーロ以下)、100 ユーロ以下の交易物品、郵便物は原産地証明書免除

②開城工業地区生産製品原産地表示

- －適用法規：「開城工業地区搬出入物品及び通行車両通関に関する告示」（関税庁、2005.3.10 施行）
- ※国内投資資本と国内産直接材料費の比重が 60%以上の場合、国内産として見做す
- ・国内販売の場合：Made in Korea(Kaesong)、韓国産、Made in DPRK など多様な表示が可能
- ・海外輸出の場合：輸入当時国の原産地規定適用
- ③韓・シンガポール自由貿易協定（FTA）締結：南側へ搬入されシンガポールへ輸出される開城工業地区製品に対しては、韓国産と同一な特惠関税付与
- ④韓・EFTA、韓・ASEAN 自由貿易協定締結：域外加工方式を活用した開城工団生産製品（国内原産地財使用率 60%以上）に対し、韓国産と同一な特惠関税付与
- ⑤韓・米 FTA、域外加工地域認定協議：開城工業地区域外加工地域指定推進のため努力
- ⑥韓・EU FTA で開城工業地区生産品の韓国産認定協議

(12) 外国為替制度

①外国為替管理：開城工業地区管理委員会

- ・開城工業地区内に設立された銀行で外貨口座を開設
- ・企業は国内銀行に口座開設可能（口座開設後、管理委員会に申告書を提出）

②外貨の範囲

- ・転換性の外貨現金、転換性外貨として表示された債権、株式のような有価証券、譲渡性預金証書のような支払い小切手、貴金属

③基準貨幣：アメリカドル（US\$）

④配当などの海外送金

- ・外貨は税関に別途の申告手続き無く搬出入可能、合法的に受けた外貨に対しては自由な送金を保障

(13) 会計制度

- ①企業の帳簿はUS\$で作成
- ②会計年度：1月1日～12月31日
- ③会計決算書
 - ・決算書（貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書または損失処理計算書、現金流動表）
 - ・決算書注釈
 - ・財政状況説明書
- ④貸借対照表の構成
 - ・資産、負債、資本に区分
 - ・資産と負債は1年を基準にし、流動資産と固定資産、流動負債と固定負債に区分
 - ・資本は資本金、資本剰余金、利益剰余金、資本調整に区分
- ⑤損益計算書の構成
 - ・売上損益、営業損益、経常損益、税引き前損益と当期純利益に区分
 - ・収入と費用を発生期間別に分けて処理
- ⑥決算書提出
 - ・企業は会計決算書に対する会計検査を受け、会計年度終了後、3ヶ月以内に工業地区税務署に提出

(14) 投資手続き

① 企業入居手続き

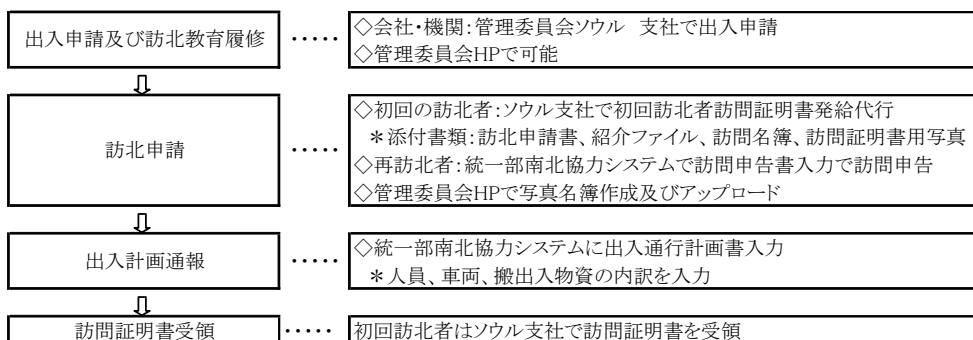


②投資手続きの必要書類

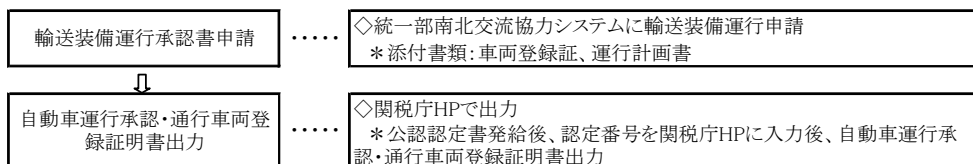
- ・ 協力事業者申請関連
 協力事業者申請書（所定様式）、経協事業概要説明書及び意向書各1部、法人の場合、定款・法人登記簿謄本各1部、事業実績証明書類1部、貸借対照表（3年分）1部
- ・ 協力事業申請関連
 協力事業承認申請書（所定様式）1部、事業計画書1部、相手方紹介状及び契約書（合意書）1部、北側当局の確認書1部、現地妥当性調査結果1部など
- ・ 対北投資申告関連
 対北投資申告書、事業承認書、事業計画書など
- ・ 企業創設申請関連
 企業創設申請書、企業規約、資本信用確認書、経済技術打診書
- ・ 企業登録申請関連
 企業登録申請書、企業創設承認書写し、土地利用権登録証写し、投資実績確認文

(15) 出入手続き

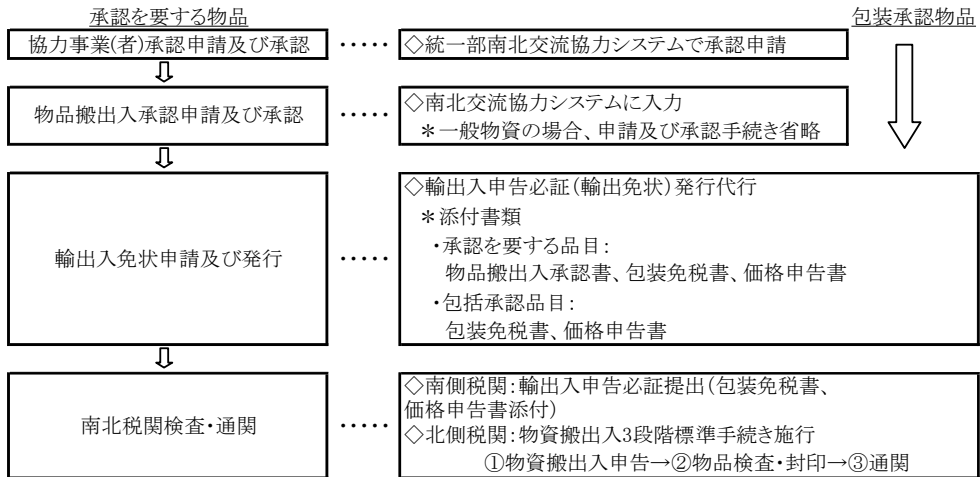
①人員



②車両



③物質搬出入



④細部準備事項

開城工業地区を業務で訪問しようとする場合、次の手続きを経なければならない。手続き中、訪北教育の申請・履修と出入証申請は、同時進行が可能である。しかし、訪北教育履修前には、訪問証明書発給が不可能である。全ての申請から発給までかかる総日数は約17日間で、開城工業地区出入を希望する者は、17日前に訪問計画を立てなければならない。

○訪北教育の申請及び履修

- ・開城工業地区の最初の訪問の際に、事前に統一教育を必ず履修しなければならない。
 - －申請時期：教育予定日（毎週木曜日）の前週木曜日の午後12：00までに申請
 - －教育主管：統一研究院
 - －教育時間：毎週木曜日14：00-17：00（教育当日は13：30までに入室）
 - －教育費：無料

○入証申請（滞在・居住登録証）及び発給

- ・事業関係者として開城工業地区に出入するためには、北側から発給された出入証が必要である。
 - －1回（7日以内）出入予定者：出入証発給申請
 - －短期（3ヶ月：90日）滞在予定者：滞在証申請
 - －長期（1年：365日）居住予定者：居住証申請
 - －申請時期：出入予定日17日前の18：00まで
- ・出入証発給の際、出入証発給掲示板に公示

○訪問証明書申請及び発給

- ・出入証または滞在証発給以降、統一部から北朝鮮訪問証明書の発給を受けなければならない。

- ・最初の訪北者
 - －申請時期：出入予定日の10日前の12:00まで
例) 2007年10月11日に開城訪問予定日である場合、10月1日の12:00までに申請
(休日含む)
- ・既訪北者
 - －申請時期：訪問日3日前の12:00まで
 - ※訪問証明書が発給されると、管理委員会ソウル支社とトラサン出入事務所2階にある管理委員会都羅山出張所で受領が可能となる。

○出入計画及び写真名簿作成

- ・南北交流協力システムを利用して、出入通行計画書の作成と同時に、別途の写真名簿を作成しなければならない。

－申請時期：出入予定日3日前の14:00までに登録(火、水曜日出入例外)

登録日	月	火	水	木	金	
締め切り時間	14:00	14:00	14:00	14:00	13:00	16:00
出入予定日	木曜日	金曜日	土曜日	月曜日	火曜日	水曜日

○出入計画及び写真名簿提出

- ・最終的に出入予定者の写真名簿と南北交流協力システムで作成した出入計画を管理委員会に登録しなければならない。

(16) 事業視察訪問

管理委員会では、投資誘致活性化のために、開城工業地区投資視察訪問を実施している。開城工業地区訪問を通じ、事業環境及び投資条件を直接確認できる。

①開城工業地区訪問手続き案内



- ・訪問予約
 - －開城工業地区訪問は、1週間に4回(火、水、木、金)、1日100人に限定しており、事前に予約が必要である。100人未満の場合には、余儀なく他の団体と一緒に訪問しなければならない。訪問当日には、管理委員会で案内要員が同行する。
- ・招請状申請

－訪問日程を予約した後、招請状申請をしなければならない。招請状は、北朝鮮訪問に対する一種の VISA である。

－招請状申請は、訪問日の 4 週前に申請すれば、正常に発給される。

・訪問証申請

－招請状を申請した後は、訪問証申請をしなければならない。訪問証は、南側統一部で発給する一種の旅券である。

－訪問証申請は、訪問日の 7 日前にしなければならない。

・出入計画

－北側の招請状と南側の訪問証申請を終えた後は、軍事分界線通過に関する計画を作成し、提出しなければならない。これを出入計画という。

②訪問の際の注意事項

・搬入禁止品目

－北側搬入禁止品目：

携帯電話、新聞、北側誹謗書籍（統一部発行の「北朝鮮を正しく知る」含む）、宗教書籍、小型ラジオ、録音機、MP3、GPS、ナビゲーション、フィルムカメラ、160mm レンズ付きデジタルカメラ・ビデオカメラ、光学ズーム 24 倍を超えるデジタルカメラ・ビデオカメラ

－南側搬入禁止品目

ヨンジョン酒、蛇酒、パイアグラ、土の付いた農産物、北側及び金日成父子の賛美物、酒 1 本以上、タバコ 1 ダース以上

・活動の際の注意事項

－軍事保護区域に指定された場所を始め、撮影禁止区域では、一切の撮影が禁止される。

－北側社会の宣伝物や、金日成・金正日の肖像画などを指差したり、北側社会の批判または、北側最高指導者を批判する発言を慎む。

3. 各種費用及び料金

(1) 工場土地購入費用

○ 149,000 ウォン（坪）

(2) 工場施設建設費用

○ 110 万ウォン～290 万ウォン（坪）

※建ぺい率：60%、容積率：180%

(3) 電気料金

○ 電気料金は南側と同一

(4) 電話料金

加入費	100US\$ / 1 回線	
基本料金	月 10US\$ / 1 回線	
南北通話料金	南 → 工業地区	400 ウォン / 分
	工業地区 → 南	0.4US\$ / 分
工団内通話料金	0.03US\$ / 3 分	

(5) 臨時上下水道施設及び共通管理費

施設の管理・運営費と収支均衡を合わせる水準で次のように負担

①臨時上下水道施設：0.2US\$ / トン（用水供給費用）＋0.3US\$ / トン（下水処理費用）

※2007 年下半期中に料金変更予定

②交通管理費：電気料金など 0.05US\$ / 3.3 m²

※本団地（道路・街路など・公園・街路樹など）引受け管理の際、料金基準の変更予定

南北経済協力現場の道案内

※本資料は、統一部南北経済協力協議事務所が作成した「南北経協の道案内」を抜粋して翻訳・加筆修正したものである。

南北経協事業－事業構想から計画樹立まで

1. 北朝鮮事業を推進する手続きは？

推進しようとする事業の妥当性を検討し、北朝鮮に事業の意向を打診した後、北朝鮮が事業推進を希望する場合、南北当事者の直接協議、契約の締結、事業の実行という手続きとなる。

○推進手続き

推進手続き	主要内容	関連機関
対北朝鮮事業の検討・構想	・基本的経協環境の及び事業推進の分野別条件の把握 ・戦略物資、搬出入の承認対象の可否の検討など	統一部(経済協力本部、経協事務所) 経協支援関連機関など
北朝鮮住民と接触の申告	・直接、間接接触、全て該当	統一部(南北交流協力システム)
事業計画樹立及び提案書作成	・専門家が検討・諮問	経協支援関連機関など
対北朝鮮事業提案	・北朝鮮に事業の意向を打診	経協事務所
北朝鮮、招請状発行(開城訪問)	・北朝鮮に訪問者の人的事項を伝達	経協事務所
訪朝手続き	・北朝鮮訪問証明書発給申請と訪朝案内教育履修 ・入出通行計画入力	統一部(南北交流協力システム) 統一教育院
開城訪問及び事業合意	・南北事業当事者間事業合意・見本製作依頼など	経協事務所
意向書・合意書締結	・南北当事者間事業推進基本事項の合意 ・経済協力事業は協力事業者承認の申請	統一部(経済協力本部、経協事務所)
契約書作成及び締結	・事業協議内容に基づいて作成 ・経協支援の関連機関 ・経済協力事業は協力事業承認申請及び外国為替銀行に申請	統一部(経済協力本部、経協事務所) 外国為替銀行
設備、原材料搬出など投資実行	・承認対象品目は搬出入承認申請 ・協力事業の場合、投資資金の送金時に外国為替銀行が確認、現物投資時は搬出後に外国為替銀行に報告	統一部(経済協力本部)、税関 外国為替銀行
操業準備及び事業開始	・設備投資時に、現地設置、技術教育などのための訪朝 ・招請状発給と訪朝の承認申請	統一部(経済協力本部)
業務連絡・技術合意	・事業推進過程での直接指示、技術指導、品質検収など	経協事務所

2. 対北朝鮮事業の基本条件は何であるか？

第3国との事業に比べ委託加工費、人件費などが安く、関税が免税される有利な条件がある反面、南北関係の現実問題も考慮する必要がある。

(1) 有利な側面

- ①委託加工費、人件費などが相対的に安く言葉の伝達が円滑
- ②北朝鮮産物品の国内搬入時に関税が免除
- ③経協事務所開所以降、南北企業間の直接取引の増加で、取引費用と時間が大きく節減されるなど、経協条件が改善される

※南北間の直接取引の比重：38%（2005年11月KDIの調査）→43%（2006年5月R&Rの調査）→55%（2006年11月MRCKの調査）

(2) 考慮する条件

- ①北朝鮮地域の事業現場の訪問、現地技術指導、労働者教育、品質管理・検収などに多少の困難。一般的に、設備投資や稼働、教育などの際には訪問可能
- ②南北間の直接通信（電話、FAX、インターネット）がなく、事業現場との即時の連絡・協議が困難
- ③開城工団と金剛山地域を除いて陸路輸送が困難で大部分は海上運送に依存

(3) 北朝鮮の対南経協窓口

- ①北朝鮮は民族経済協力連合会（民経連）に事業窓口を一元化し、韓国企業と事業の協議、契約締結など事業推進の全般を担当
 - ・民経連は中国の丹東、北京、延吉などに代表部を設置、運営中
- ②事業分野別に民経連傘下の総会社が分担し、実際の生産は該当企業で進行

総会社	セピョル総会社	開城総会社	光明総会社	三千里総会社	ミョンチ総会社
主要分野	繊維・衣類	農水産・一般鉱物	軽工業	電気・電子	特殊鉱物

3. 事業構想段階で支援を受けられるところは？

南北経協支援関連機関、南北経協企業などで事業構想に必要な支援が受けられる。

- ①統一部の経協事務所、南北経済協力本部などの担当者とはまず相談
 - ・経協事務所は分野別（衣類、農水産、電気・電子、鉱物など）にKOTRA、韓国貿易協会、中小企業振興公団、韓国輸出入銀行の民間専門家を配置し、対北事業の各種相談を進行
- ②中小企業振興公団、韓国貿易協会など南北経協支援関連機関の専門家との相談を通じ、事業構成に必要な情報を収集
 - ・特に中小企業振興公団では、新規の対北事業推進企業に対する事業の妥当性を相談
- ③関連分野の進出企業から支援を受けたり、それら企業の経験も参考にする
- ④南北経協支援関連機関で主催する経協企業の集まりに参加し、情報を収集
 - ・韓国貿易協会（南北交易投資協議会）、中小企業振興公団（中小企業南北経協交流会）などの南北経協支援関連機関

4. 事業の妥当性を検討するとき、注意することは？

推進しようとする事業分野に対する様々な条件を十分に考慮し、事業推進の可否と方法を決定することで、試行錯誤を最小化する必要がある。

- ①国内の事業基盤や経験がない分野の事業推進は可能な限り自制する
- ②南側企業間の事業領域の重複可否
- ③事業分野別特性及び推進条件を考慮し、適切な事業方式（協力事業、委託加工交易、一般交易）を決定

【事業分野別条件及び主要な考慮事項】

- 農林水産物などの搬入
 - ・統一部告示による搬出入の承認及びクォーター対象品目の該当可否
 - ・現地の品質検査の制約による品質問題、物量確保、新鮮度維持など
 - ・南北間の直航路で運送された製品のみ北朝鮮産として認定
- 衣類の委託加工
 - ・衣類分野の北側労働者は、概ね優秀
 - ・事業中に、納期、数量、品質問題などが発生する可能性にも対処
 - ・特殊加工(化学処理、高級プリントなど)及び仕上げ処理(ラベル添付、包装など)対策
 - ・北側はオフシーズンの際の物量の確保に大きな関心
- 電子電気分野の委託加工及び協力事業
 - ・ソフトウェア中心のIT分野に対する北側の協力の意志は強い
 - ・ソフトウェア開発人材の基本資質は優秀だが、応用分野の現場経験は多少不足
 - ・IT分野の協りに重要なインターネット環境が未整備（南側とインターネット連結不可能）
 - ・関連設備の投資の際に戦略物資の搬出規制対象の可否を事前に検討
 - *戦略物資情報センター“戦略物資輸出入管理システム(www.sec.go.kr)を通じて確認

5. 計画樹立段階で考慮する事項は？

対北事業は、企業の能力の範囲内で漸進的に推進することが望ましく、事業を提案する前に、事業推進関連の諸般事項を総合的に点検する必要がある。

(1) 対北事業の計画樹立

- ①試験事業から開始し収益モデルを創出しながら拡大していく段階的な事業戦略が有効
- ②全体事業のうち、対北事業の比重が大きい場合、突然の環境変化に対処する能力が低下する。

(2) 事業計画の総合点検

- ①北側に事業を提案する前に、事業条件、能力などの事項に対する自己診断を通じて、事業計画を総合的に点検する。

【事業計画点検自己診断リスト（例示）】

・対北事業の推進目標と最高経営者の事業推進意志が確固であるか？
・事業を急いで推進していないか？
・南北関係の状況が変化した時の対策を考慮しているか？
・設備投資など投資費用が多かかっているか？
・投資資金の調達には問題がないか？
・北側内の原材料などを活用できるか？
・物流費用が大きいとか、納期が大変重要な事業ではないか？
・製品生産の技術移転が簡単で早期に定着できるか？
・投資費用の回収期間をどの程度に予測しているか？
・電力など間接施設の依存度が高い事業ではないか？
・生産製品の販路は？
・類似した他の会社の事例を把握しているか？
・投資する設備の対北搬出に障害はないか？

南北経協事業－事業提案から契約締結まで

6. 北側に事業を提案する方法は？

事業提案書を作成、経協事務所に FAX などを通じて送付すると、北側の意思を打診し、北側関係者との面談を仲介してくれる。

(1) 事業提案書の作成

①事業提案書に事業の南北互恵的側面を強調し、具体的な北側の協力事項を明記

【新規対北事業提案書に含める事項（例示）】

- ・会社及び推進事業の概要、事業品目、生産物量、関連要求事項（立地条件、必要な工場規模、人力、間接施設）など

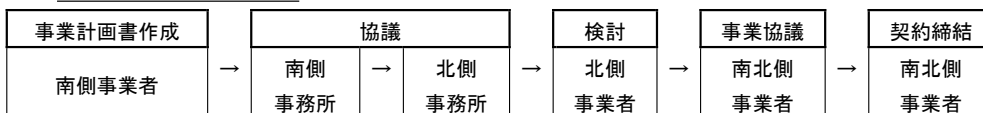
(2) 経協事務所を通じた北側意思の打診

①事業推進の希望企業が事業提案書、会社紹介書、事業者登録証を FAX などで経協事務所に送付し、北側の推進意思を打診

- ・北側が事業の推進を希望するならば、経協事務所での事業当事者間の面談を仲介

②経協事務所は、南側企業が北側関係者と面会なしに、事業意向書だけで事業推進の可能性を打診できる新規の対北事業推進体系を設ける。

新規対北事業推進体系



* 事業提案企業は、対北事業の円滑な推進のため、関連制度及び手続きを事前に十分に熟知

- ・南北交流協力システムを通じた北朝鮮住民との接触申告、北朝鮮訪問承認、協力事業（者）承認、搬出入承認などの手続きが必要

7. 北朝鮮地域訪問のための招請状の取得はどうするのか？

北朝鮮地域を訪問するためには北側が発行した招請状が必要で、南北経協事務所で招請状の発給を支援している。

- ①訪問目的、訪問者人的事項、面談希望日時、北側相手方に関する内容を含んだ資料を FAX などを通じて経協事務所へ伝達すると、経協事務所で北側と協議し、訪北招請状の発給を支援
 - ・訪問者人的事項には、所属、職位、姓名、性別、生年月日を記載
- ②訪北招請状発給には、約 1 週間程度かかり、新規に発給を受ける場合、1 回の訪北が可能な単数招請状を発給
 - ・しかし、北側と信頼関係が構築されると、一定期間に数回の訪北が可能な複数招請状も発給可能

経協事務所の招請状発給支援現況

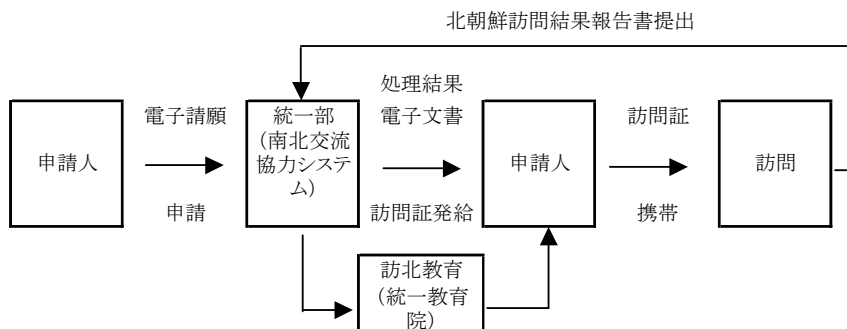
	2005 年		2006 年											
	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
発給件数	1	0	0	3	12	9	29	33	32	36	32	29	19	22
招請人数	20	0	0	27	50	93	209	357	160	169	642	219	502	305

8. 北側と事業協議のため経協事務所を訪問する手続きは？

経協事務所は開城工団にあるため、経協事務所の訪問は次の通り事前準備が必要である。

- ①まず、統一部長官が発給する“北朝鮮訪問証明書”を所持すること
 - ・“北朝鮮訪問証明書”は、南北交流協力システムで申請し、10 日以内に発給
- ②また、北朝鮮訪問証明書の発給を受けるためには、訪北案内教育を履修すること
 - ・訪北案内教育は、統一教育院で毎週火曜日に実施
- ③経協事務所訪問 3 日前までに軍事分界線（MDL）出入通行計画を南北交流協力システムに入力
 - ・自家用車利用の際には、“輸送装備運行承認”を受け、ノートブックも事前申告後、持参可能

【北朝鮮訪問証明書発給手続き】



9. 事業協議の際、基本的姿勢と考慮する事項は？

事業当事者間の直接協議は、事業推進方向を決定する重要な意味を持ち、徹底した事前準備と信頼構築のための誠実な協議姿勢が必要である。

(1) 事前協議の際の基本姿勢

- ①実現可能な事業提案及び協商条件を提示
 - ・意思決定に時間がかかる事案は、十分な検討を経て答弁
- ②感性を押さえて、ビジネス観点で協議を進行
 - ・事業推進に役立たない不要な事項の言及を自制
- ③事業推進過程で予想される困難に対しては、双方の協議を通じて折衷

(2) 事業協議の際の考慮事項

- ①協議の際にはできるだけ実務技術者を同行する。
 - ・北側の生産担当企業所関係者が、協議の際に参席するよう事前に北側と協調
- ②事業施行前の事業現場訪問での技術水準や設備確認が困難な場合には、北側が製作した製品や見本を確認し、技術や品質水準を把握
 - ・衣類など委託加工の場合、協議の際に見本や製作用原材料を持参し、北側に試作品の製作を要請
- ③毎回協議の際に、主要内容を文書で作成し、双方が確認しておくことが望ましい。

10. 事業協議の際に、分野別の主要協議内容は？

協議内容により契約を締結し事業を進めるが、事業遂行過程で発生すると予想される事項に対して具体的な協議が必要である。

(1) 事業分野別協議内容

- ①農林水産物搬入
 - ・品質検査方法と場所
 - ・製品細部の企画と輸送方法（南北間直航路）
- ②衣類委託加工
 - ・北側の技術水準
 - ・製品開発過程での円滑な技術協議問題
 - ・装備提供の可否と規模
 - ・事業進行中、北側開発人力の代替投入制限など
- ③電気・電子、軽工業など委託加工及び協力事業
 - ・設備提供の際、事前の現場訪問
 - ・工場規模・構造、電力、用水など諸般の現場条件
 - ・工場運営の際、自律権保障の水準
 - ・北側内の既存設備、建物の利用可能性など

(2) 細部事項別のチェックポイント

①原材料供給と製品搬入

- ・原材料供給数量、規格、時期、許容損失率及び再供給問題
 - ※委託加工などのための原材料提供過程で、不足問題が数回発生
- ・原材料と生産製品の南北間、または北側内の運送方法と費用分担問題など
 - ※仁川－南浦間直航、中国（丹東）経由航路、用船など事業内容により選択または並行

②委託加工費

- ・委託加工費算定の際に、生産品目、注文数量、デザイン、作業難易度、投入人力などを総合的に考慮
- ・委託加工単価は、国内及び海外生産の事例を考慮し、物流費用、金融費用など、対北事業の特殊性による追加費用の発生可能性も勘案
- ・委託加工単価の算定説明根拠の準備と設備投資の際の設備代金の償還方法など

③その他

- ・協力事業の場合には、投資方式（合営、合作など）、双方の投資規模及び出資内容、経営管理機構の構成方案
- ・委託加工過程で、物量増加などの要因で、製品生産工場が任意で変更されないよう要求
- ・生産製品を北側内で販売・処分する事業の場合、代金の回収方法
- ・事業進行過程で相互の連絡方法と品質不良、納期遅延などから発生する紛争の解決方案など

経協事務所での南北企業間の事業協議現況

	2005年		2006年											
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
協議件数	17	26	11	26	23	66	41	61	39	34	26	19	39	50
訪問人員(南側)	33	127	48	67	106	145	137	173	156	115	80	72	98	163
訪問人員(北側)	27	84	32	63	61	71	109	156	126	116	83	54	114	130

*2006年12月20日現在

11. 契約締結の際に、留意する事項と契約書に含める内容は？

事業推進は契約書の内容の通り行われるので、契約書は綿密な検討を経て作成されなければならない。必要事項の漏れがないよう留意しなければならない。

(1) 契約締結の際、留意する事項

- ①急がずに十分な協議を通じて、相互理解ができたあとに契約を締結する。
- ②事業協議の段階で作成された会議録を基に合意した事項をできるだけ契約書に含める。
 - ・契約書作成の際に、経協支援関連機関の専門家に諮問を求めることが望ましい。
- ③国際慣行に符合し、一般的に認定されている事項が契約書に含まれるよう努力する。

- ④恣意的な解釈や誤解がないように具体的に作成し、南側または北側だけで通用する用語はできるだけ避けることが望ましい
- ⑤権限がある当事者（南側は代表者、北側は関連の総会社総社長など）の署名で責任の所在を明確化する。

(2) 契約書に含めるべき主要事項

【協力事業】	
・事業主体(契約当事者)明記	・税務、財務、会計監査
・合営(または合作、単独投資など)企業の経営目的、範囲、規模	・利益の分配
・総投資額及び登録資本	・事業期間
・事業主体(契約当事者)の義務	・合営会社の解散と清算
・技術移転と商標使用	・保険加入
・原材料、部品調達と製品販売	・契約の修正、変更と解約
・理事会の構成	・違約責任
・経営管理機構の組織及び運営	・不可抗力条項
・労務管理	・準拠法、紛争解決など

【農林水産物搬入と委託加工交易】

・品目・規格・数量・単価・金額	・包装方法
・納期及び引渡し条件(CIF、CNF、FOBなど)	・商品検査方法
・代金決済条件(T/T決済の場合、口座番号と受取人を明記)	・紛争発生時の解決方法、相互連絡方法
・契約当事者の義務	・その他、事業特性上の随伴する事項

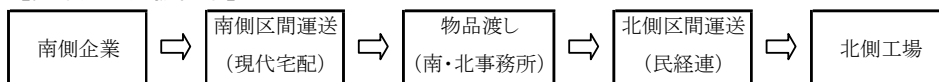
【その他】

・設備供給関連の償還・設備保護、維持・保守、設備瑕疵の責任所在	・原材料供給関連の物量、規格、許容損失率
・生産場所、現地工場訪問・技術指導	・その他知的財産権など権利保護・秘密維持

12. 事業過程で見本と試作品の交換方法は？

見本と見本製作のための原材料は、開城（経協事務所）を通じて北側に渡し、北側が製作した試作品を受け取ることができる。

【見本送付支援体系】



- 委託加工交易など南北経協の推進過程で、常時発生する見本の受渡しを開城をできるように見本送達支援体系を設ける・宅配システムを通じた週6回の定例的な南北間見本送達体系の確立で委託加工事業の収益性と便利性が高まる
- ・経協事務所ブログ(<http://blog.naver.com/unioffice>)に詳細な見本送付手続きと内容が収録

されている。

【南北企業間の見本送付支援現況】

	2005年		2006年											
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
南→北	0	0	0	0	4	7	12	9	19	18	5	7	6	
北→南	1	0	3	1	3	8	13	10	20	14	16	17	14	
合計	1	0	3	1	7	15	25	19	39	32	21	24	20	

*2006年12月20日現在

13. 事業推進過程で北側との業務連絡方法は？

南北企業間の直接通信と現場訪問が困難な状況で、経協事務所が南北企業間事業の推進を支援する仲介機能を遂行している。

- ①経協事務所は、招請状の発給、面談日程の協議、事業推進協議、契約締結、見本伝達、作業進度の把握、物品船積み確認、代金決済確認など事業推進過程で様々な仲介機能を遂行している。

【経協事務所が支援する仲介機能】

	件数	比率		件数	比率
作業進度確認	812	20%	契約締結	414	10%
物品船積み	641	16%	招請状発給	344	9%
面談日程協議	526	13%	見本製作	212	5%
事業推進協議	532	13%	事業の提案	42	1%
代金決済確認	430	11%	その他	77	2%

*2006年12月20日現在

- ②仲介業務は単純な用件の伝達にとまらず、処理過程のモニタリングを通じた支援も並行

【南北企業間の業務連絡仲介現況】

	2005年		2006年											
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
南→北	2	4	11	11	41	69	171	176	211	226	253	140	176	111
北→南	6	15	17	23	40	60	112	145	196	203	217	219	187	99
合計	8	19	28	34	81	129	283	321	407	429	470	359	363	210

*2006年12月20日現在

14. 事業開始のための操業準備はどのように？

本格的な対北事業を開始する前に、事業現場の訪問、生産設備の搬出、原材料供給など、徹底した操業準備が必要である。

(1) 事業現場の訪問

- ①事業着手前の現地工場の訪問は、事業の成功に重要な要素であるため、北側を説得する。

- ・事前現場訪問の際に、電力、用水などの工場の立地条件や生産能力を再点検する。
※特に電力の場合、工場に引かれる電気の安定性、電気施設などの点検が必要

(2) 生産設備の搬出

- ①設備搬出が伴う事業の場合には、事前の現場訪問を通じて、工場の立地条件、構造などを確認し、生産ラインの配置など具体的な事項を協議
 - ・南側の技術者と一緒に訪問し確認、現地の工場状況をよく知る北側の現場関係者と直接協議
 - ・現場確認後、立地、生産などの最終調節及び合意は契約当事者である総会社と進行
- ②設備搬出と同時に技術者の訪北を通じて、設備の設置と試運転、技術指導ができるように合意する
 - ・中小企業振興公団北側地域の現地技術指導支援制度の活用可能
- ③自由な訪北が難しいため、設備や生産工程で一般的な問題が発生した際に、北側の自己解決能力も養う
- ④電気・電子部品の委託加工の場合、外国産部品の北朝鮮への搬出の統制可否も確認
- ⑤文書上、円滑な意思疎通が可能ないように関連用語も前もって整理し相互に交換する。

(3) 原材料供給

- ①原材料は必要な時期に適切に供給することが重要
 - ・適宜供給のためには余裕期間を考慮し、品目1つでも不足すると生産が不可能
- ②特に衣類の委託加工の場合、契約書締結後に原材料を供給することが望ましい。

【搬出入承認申請及び投資申告】

- 設備、原材料のうち、承認対象品目は南北交流協力システムを通じて搬出を承認申請
 - ・一般的に、委託加工用搬出設備は承認対象品目であり、生産用原材料は包括承認品目
 - ・生産製品などの搬入の際にも、承認対象品目である場合、搬入承認申請が必要
- 経協事業のための投資資金を北側に送金する場合、指定取引の外国為替銀行長の確認が必要で、現物投資の場合にも、申告内容により税関長の確認を受け、物資搬出後に指定取引の外国為替銀行長に直ちに報告する。

15. 事業過程で北側実務者との技術協議は？

北側現地での技術指導、作業指示が困難な状況で、南北実務者が経協事務所で会い、見本または試作品の技術的問題を協議できる。

- ①経協事務所で南北技術実務者が会い、見本または試作品を見ながら技術協議を進めることで生産製品の品質を高めることが可能
- ②従来、技術的な複雑さで事業が困難だった電気電子分野での技術協議も活発
 - ・2006年に経協事務所で開催した技術協議は、50回（衣類委託加工交易36回、電気電子分野13回など）

16. 事業推進の際、各種文書に対する真偽確認が必要な場合には？

事業推進過程で発生した原産地証明書、契約書など、文書に対する真偽確認が必要な場合は経協事務所に要請する。

- ①北側との事業推進過程で発生した文書（原産地証明書、契約書、訪北招請状など）に対する真偽確認が必要な場合、経協事務所を通じて確認可能
- ②経協事務所が南北当局レベルで各種の要件に対する真偽の可否を確認することで正当な事業者が保護される土台を構築
 - ・ 経協事業の推進過程の透明性向上にも寄与

17. 北側で生産した製品の運送と通関手続きは？

主に船舶で運送される南北交易製品の通関は、一般輸出入通関手続きが準用され、北朝鮮産物品の搬入の際には、原産地確認を経て関税が免除される。

(1) 生産製品の運送

- ①南北経協で生産した製品の運送は、大部分海路を利用しており、緊急な物品の場合には航空便も利用
 - ・ 開城工団地域の生産品目は、陸路で運送
- ②南北主要海上運送経路は仁川→南浦、仁川←→丹東←→新義州、釜山←→羅津等を利用
 - ・ 航空は中国の北京、瀋陽、大連などを經由

【海上運送経路及び費用】

区間	運行回数	費用(片道)	海運会社
仁川←→南浦	週1回	\$720(20FT) \$1,440(40FT)	クギャン海運
仁川←→丹東	週3回(月、水、金)	\$650(20FT) \$1,150(40FT)	丹東国際航運
仁川←→丹東←→新義州	週3回(月、水、金)	\$1,150(20FT) \$1,800(40FT)	丹東国際航運
釜山←→羅津	週1回	\$800(20FT)	ドンリョン海運

(2) 生産製品の通関

- ①南北交易物品の通関は、大部分一般輸出入品目の通関手続きを準用しており、北朝鮮産物品の搬入の際には、関税免除による原産地確認手続きが伴う
 - ・ 北側から製品を搬入する場合には、搬入申告書（承認対象品目は搬入承認書）、インボイス、保険証券、船荷証券の写し、最近2ヶ月間の船舶航海日誌、原産地証明書、検疫物品は検疫証などが必要
- ②船積み関連書類（インボイス、パッキングリスト、原産地証明書）が不足し、南側税関で通関が遅延する事例が発生しないよう、北側と意思疎通（FAX などを通じた文書伝達など）を円滑にする必要

- ・通関関連書類が不足した場合、経協事務所を通じて北側の協力を要請

【北朝鮮産物品の原産地証明】

北朝鮮産物品に対する関税免税のためには、“南北間で取引される物品の原産地確認手続きに関する合意書（2003.9.29）”により、北側の民族経済協力連合会（民経連）が発給した原産地証明書が必ず必要

原産地証明書上の荷送り人、荷受人は、搬入申告書と一致しなければならず、当該物品の数量、重量も搬入申告書の数量以内でなければならない。

18. 代金決済方法は？

代金決済通貨はドル、ユーロなどを使用し、具体的な決済通貨、適用レート、代金支給時期などに対して南北当事者間の合意が必要である。

- ①南北間には、金融取引に対する運営体系が確立していなく、対北事業を推進する際に発生する委託加工費などは大部分北側が指定する第3国口座に送金する方式（T/T）で代金決済

- ・それまで、決済通貨はドルが一般的で利用されてきたが、最近北側でユーロ決済を要請する傾向

※ドルからユーロに転換する際、レートの適用問題に対し相互に明確な事前協議が必要

- ②代金決済時期は、“船積み前または、船積み後”、“製品検査後”などの条件があるが、できるだけ生産、または、搬入製品を確認した後、支給することが望ましい。

- ・代金支給問題により、相互間の信頼が損傷したり、事業推進に影響を及ぼさないよう、南北当事者間の相互信頼を基にして代金決済時期を合意

19. 事業推進過程で発生する紛争の解決方法は？

紛争が発生する場合には、事業当事者間の解決が重要で、予想される問題点に対する解決方を前もって契約内容に反映しておく。

- ①対北事業推進中に、発生するクレームの主要な原因である納期遅延、品質不良、数量不足に対して、南北が相互認識を共にして事業を進行することが重要

- ・納期遅延は、北側の故意による船舶運行条件の未整備、原材料不足などで発生する場合があるので、納期を余裕を持って設定

- ・品質検査員の派遣必要性を持続的に要請し、困難な場合には、北側が品質を保証するように要求

- ・品質問題が発生した時、直ちに調査報告書を作成し、北側が状況を認知するよう措置

- ・農水産物の場合、現地の品質件数、数量確認などが困難で、船積みの際に写真を撮り、FAXで前もって伝達し、紛争の要因を少なくすることも望ましい

- ②事業推進過程で発生した紛争は、契約書などに基づいた当事者間の解決が重要

- ・契約締結の際に、予想される問題点に対し前もって十分に議論し、契約内容に反映

※南北企業間の商事紛争は、「南北商事仲裁委員会」が稼動された場合、委員会の仲裁で解決可能

20. 南北経済協力協議事務所の役割と連絡所は？

南北経済協力協議事務所開所で南北企業間の事業協議が進行され、経協事務所を通じて、事業の仲介と見本の送付なども可能となり、取引費用と時間が大きく節約されている。

- ①経協事務所は、南北間の直接取引を拡大させていくために、2005年10月に設置した当局間の常時協議機関で開城工団に位置
- ②経協事務所では、南北の人員と一緒に仕事をしながら、経協条件を改善し、南北企業間の事業推進を支援
 - ・南北交易と投資の紹介、支援、諮問
 - ・民間経済協力当事者間の事業協議支援
 - ・南北交易と投資関連情報の提供
 - ・交易・投資説明会などの経協促進事業を推進
 - ・南北当局間の会談支援など
- ③経協事務所は、南北経協推進企業の事業契約書の伝達、招請状の発給支援、企業間の事業協議支援、見本の送達、文書伝達仲介などの計画樹立段階から事業実行段階まで多様に支援

【経協事務所の経協企業に対する支援業務】

段階	計画樹立	事業協議	契約締結	事業実行
経協支援業務	事業契約書の伝達	—	—	—
	北側の事業相手方斡旋	—	—	—
	北側の希望事業紹介	—	—	—
	—	招請状発給支援	—	—
	—	事業者間の面談支援	—	—
	—	事業推進関連資料伝達仲介と間接通信の支援		—
	—	契約書作成諮問		—
	—	—	事業関連の見本送達支援	
	—	—	契約書用件の真偽確認	
	—	—	—	技術協議支援

- ④経協事務所は、開城工団内に位置し、請願者の便宜のため統一部がある光化門の政府総合庁舎にソウル支所を設置している

南北経済協力事務所訪問案内

※本資料は、統一部南北経済協力協議事務所が作成した「事業協議のための経協事務所訪問案内」を抜粋して翻訳・加筆修正したものである。

I 経協事務所訪問のための事前準備

1. 北朝鮮訪問証明書発給

- (1) 開城工団にある南北経済協力協議事務所（以下経協事務所）訪問のためには、統一部長官が発給する北朝鮮訪問証明書が必要である。
- (2) 「北朝鮮訪問証明書」は、統一部南北交流協力システムで申請すれば10日以内に発給
 - 北朝鮮訪問証明書発給申請の際に、訪北計画書（様式は南北交流システムからダウンロード）と北側発行の招請状（JPGファイルでスキャン）を添付する。
 - 北朝鮮訪問証明書は経協事務所訪問の1～2日前に北朝鮮訪問証明書発給を申請した統一部該当チームから受領し、経協事務所訪問の際に必ず持参する。
 - ※大韓民国の国籍を持っていない外国人は、“北朝鮮訪問証明書”の代わりに個人が所持する該当国家の“旅券”と北側が発行した招請状だけで経協事務所を訪問可能
- (3) 最初の訪北の際には訪北案内教育を履修後、北朝鮮訪問証明書を発給
 - 訪北案内教育は統一部統一教育院で毎週火曜日午後5時に実施
 - ※南北間行事、または、観光などのために統一教育院ではないところで履修した特別教育や簡易教育は、訪北教育履修として認められないので、正式教育の履修が必要
 - 訪北教育申請は、北朝鮮訪問証明書発給を申請した統一部該当チームに訪北教育を前の週の木曜日までに申請（事前に申請がなかったり、遅刻したときは、教育履修が不可能）
 - 訪北教育の当日（13：30）まで、現場（統一教育院）で教育を登録しなければならない、本人確認のための身分証（住民登録証、運転免許証）を必ず持参

2. 経協事務所への移動手段（車両）確定

北朝鮮訪問証明書発給申請後、経協事務所までの移動手段を決定し、車両運行の承認を受けるか（個人の車両を利用）、ソウル←→開城工団間の長期運行バスを予約

- (1) 個人車両を利用して経協事務所を訪問する場合
 - 個人車両を利用し、経協事務所を訪問する場合は、統一部の車両運行承認（南北交流協力システムを通じて輸送装備（自動車）運行承認申請書を提出、処理期間は5日以内）と関稅庁（ソウル税関）の通行車両登録証明書が発給された後可能である。
 - 南北交流協力システムの輸送装備運行メニューから“自動車運行承認申請書”を選択、申請書を作成、車両別詳細内訳を入力し、運行目的による関連添付書類を登録する。
 - 添付書類：自動車登録証の写し（JPGファイルでスキャン）と運行計画書（運行目的、運行日時、運行区間、運行車両、運転者及び搭乗者名簿などを記載）

- 自動車運行承認後、関税庁電子通関システムで自動車運行承認・通行車両登録証明書をオンラインで出力（公認証書の発給を受け認証番号を入力後、出力可能）
- (2) ソウル←開城工団定期バスを利用して経協事務所を訪問
ソウルと開城工団を1日1回往復運行する定期バスを利用し、経協事務所を訪問する。
- 定期バスは、ソウル安国洞から7:40に出発し（片道料金8000ウォン、料金は乗車の際に往復料金を支払う）、18:10にソウル安国洞に戻る。
- 定期バスの利用のためには、訪問の3日前に事前予約が必要である。
- 定期バスは、中間乗車地である麻浦区庁駅と統一大橋でも乗車が可能で、中間で乗車する場合、乗車地と乗車時間を事前に確認

3. 出入通行計画入力

- (1) 経協事務所まで移動手段を決定した後、南北交流協力システムに出入通行計画を入力
- (2) 出入通行計画入力方法
 - 南北交流協力システムの「北朝鮮及び韓国訪問」→「出入通行計画書」から通行概要を入力
 - 事業協議の際、必要な見本と見本製作用の原材料などを持参する場合には、通行概要入力の際、その他物品の携帯品欄に記載する（個人携帯品として認定される程度の規模である場合）。
 - 訪問対象者の人的事項と訪問車両を登録
 - ※人員の場合、すでに北朝鮮訪問証明書発給申請が済んでおり、車両の場合は自動車運行承認申請が済んでいる場合登録が可能
- (3) 出入通行計画入力の際の留意事項
 - 出入通行計画書は、経協事務所訪問の2日前の午前10時までに必ず入力を完了し、これより遅く入力すると訪問が不可能
 - ※月曜日に訪問する場合には、前週金曜日の午前10時まで、火曜日に訪問する場合には前週金曜日の午後3時までに入力が必要
 - 出入通行計画書は、個人車両利用者と定期バス利用者の全てを入力し、北側が発行した招請状だけで経協事務所を訪問する外国人の場合にも、必ず出入通行計画書上の人的事項を入力する。
 - ※外国人の場合、人的事項を入力する際に、人的事項の検索画面で外国人登録参照
 - 出入通行計画書は、記載するMDL(軍事分界線)通過時間は、ソウル←開城工団定期バスは、MDL(軍事分界線)通過時間が決まっているので、定期バス利用者は、南→北は、10:00を、北→南は16:30を選択する。

南→北	北→南
8:30, 9:00, 9:30, 10:00, 10:40, 11:10, 14:00, 15:00, 15:30, 16:00, 16:30 (11回)	10:00, 10:40, 11:50, 14:00, 14:30, 15:00, 15:30, 16:00, 16:30, 17:00, 17:40 (11回)

- ※土曜日の場合、南→北は 14:00、北→南は 14:30 が最終、日曜日は出入が無い
- 定期バス利用者は、車両現況は登録せず、人的事項の備考欄に“テファ観光利用”と記載し、出入通行計画書を FAX でテファ観光に送付する。

II. 開城経協事務所への行き方

1. 出境手続きのための、都羅山道路出入事務所への行き方

- (1) 経協事務所訪問当日、南側の都羅山道路出入事務所(CIQ)で出入関連書類の作成と手続きを確認する時間を考慮し、出境時間の 30 分前（個人車両利用の場合は 1 時間前）には到着する。
- (2) 個人車両を利用し、都羅山道路出入事務所に行く方法
- 統一大橋の前で韓国軍当局の簡単な人員確認があり、開城出入車両と通知し搭乗者の北朝鮮訪問証明書を示す。
- (3) ソウル←→開城工団の定期バスで都羅山道路出入事務所に行く方法
- 定期バスの出発地であるソウル安国洞でバス乗車後、都羅山道路出入事務所まで移動（7:40 に出発し、都羅山道路出入事務所には 9:00 頃到着）

2. 都羅山道路出入事務所での出境手続き

- (1) 都羅山道路出入事務所では、出境時間 30 分前から出境審査を開始（出境時間 10 分前に出境審査終了）
- 訪問者は都羅山出入事務所出境所で関税庁の税関検査（携帯電話、X 線透視検査）と法務部の出入審査（北朝鮮訪問証明書確認）を終えた後、経協事務所まで移動車両（個人車両または、ソウル←→開城工団定期バス）に乗車
- (2) 個人車両を利用する場合の運転手と車両に対する出境審査手続き
- 1 名乗車車両の場合、運転手は出境ゲートで人員及び車両に対する出境審査を終えて、車両出発待機場場で待機
- 2 名以上乗車車両の場合、運転者は乗車した際に、出境ゲートで人員と車両に対する出境審査を終え、出境審査を終えた残りの乗客を出境所で車両に乗車させた後、車両出発待機場場で待機
- 個人車両の運転者は、車両出境審査のため、自動車運行承認・通行車両登録証明書（通行車両出入計画書含む）、通行車両出発報告書（道路出入事務所内の案内デスクに様式具備）各 1 部ずつを出境ゲートに提出し、税関検査を進行
- 出境審査後、個人車両は車両の前後のナンバープレート隠しとオレンジ色の旗を付ける
- ※ナンバープレート隠しとオレンジ色の旗は道路出入事務所 2 階にある北朝鮮商品販売所で購入可能
- (3) 出境審査前に次の該当する携帯禁止品目を熟知して不要な品目は道路出入事務所内の

物品保管箱（有料）に保管する

・武器、銃弾、爆発物、凶器
・10倍率以上の双眼鏡／望遠鏡、160mm以上の望遠レンズをつけたカメラ、24倍ズーム(光学)以上のレンズが付いたビデオカメラ
・毒薬、劇薬、麻薬及び放射性物質、有毒性化学物質
・社会秩序と公序良俗に悪影響を与える出版印刷物(淫乱物など)、報告書、フィルム、写真、Videoテープ、音楽テープ、CD、美術作品、手工芸品、彫刻品
・南側の新聞、雑誌など
・無線機とその付属品
・等高線が明確に表示されている地図
・事前に通告されていないPC
・携帯電話(バッテリー、充電器含む)、PDA、MP3、車両GPS、ナビゲーション、小型ラジオ、録音機など * 車両に基本で付いているナビゲーションとラジオは取り除く必要が無く、車両に付いている音量機器に挿入された音楽テープ、CDは必ず物品保管所に保管

(4) 事業協議のため、ノートブックを搬出しようとする場合には、事前に統一部長官の搬出承認（北朝鮮訪問承認申請該当チームに申請）を受けた後、税関に承認書を提出して搬出する。

3. 都羅山道路出入事務所から経協事務所への行き方

(1) 都羅山道路出入事務所を出発し、経協事務所へは、軍事分界線を通じた後、北側通行検査所(CIQ)で北側の出入審査を経て移動する。

○都羅山道路出入事務所から軍事分界線までは、韓国軍当局先導車両の案内を受け移動し、軍事分界線以降の北側通行検査所までは、北側軍部車両が案内する。

(2) 南北管理区域（非武装地帯のうち、南北軍事当局が合意した南北連結通路）移動時と開城地域での活動時には次のような注意事項を遵守

・不要な車両付属品除去(不健全な写真があるカレンダー)及び政治的発言の禁止
・北側軍人及び労働者にタバコなどを手渡す行為の禁止
・南・北側軍事施設及び北側労働者を背景にした写真撮影禁止
・統一大橋通過後から車両移動中の写真及びビデオ撮影、汚物の投与禁止
・北側軍部または、出入審査時に北側勤務人員を刺激する行為の禁止
ー車両ラジオをオンにしておく行為
ーエンジンを止めないで、かけておく行為
ータバコを吸ったり、ガムをかんだりする行為

(3) 北側通行検査所で簡単な税関検査（携帯電話、X線透視検査）と人員確認など入境審査を受け、経協事務所へ移動

- 車両運転手は車両に乗りし入境審査を受け、乗客の場合は北側通行検査所で下車した後、入境審査（車両税関検査後、北側税関で“通券”を交付）
 - ※交付を受けた“通券”は、出境の際に、北側税関に提出しなければならないので、保管に注意
- 北側税関検査所には X 線透視検査と同時に物品とカバンを開封する点に留意
- (4) 北側の入境審査後、北側通行検査所から経協事務所まで（車両移動時間 5 分以内）は、事業を協議する北側の総会社関係者の案内を受け移動
 - ※北側の総会社関係者は、北側通行検査所ですでに待機し、南側人員を出迎える。北側の案内者なしで北側通行検査所から経協事務所へ個別に移動するのは不可能
- ソウル→開城工団定期バス搭乗者は、通常北側の総会社関係者の車両に乗りして、経協事務所に移動

Ⅲ. 経協事務所で事業協議の進行

1. 事業協議進行日程と経協事務所の事業協議支援

- (1) 経協事務所で北側総会社関係者との事業協議は、通常午前の協議（約 2 時間）、昼食（共同または個別）、午後の協議（約 2 時間）の順で進行する。
 - ※必要な時には、2～3 日に渡って事業協議も可能
- (2) 経協事務所では南と北の人間が同時に勤務しており、2 階は南側事務所、3 階は北側事務所がある
 - 経協事務所に到着すると、先ず 2 階にある南側事務書で分野別事業（総会社別）担当者の案内を受けた後、北側総会社関係者と事業協議を進行する。
 - ※南側事務所は、職員の中で民間専門家を北側総会社別に業務を担当するよう指定
 - 事業協議を進行する相談場所（相談室、会議室など）は、2 階と 3 階にあり、事業協議の参加人数により適正規模の相談場所を決定
- (3) 南側事務所は、事業協議過程で南側事業者に各種便宜を提供
 - 南側事務所内の電話・FAX を利用した南側と業務連絡、コンピュータを利用した文書作成、文書複写、事業推進関連の諮問など。

2. 事業協議の際の基本姿勢と考慮事項

- (1) 事業当事者間の直接協議は、事業推進方法を決定する重要な意味を持っているので、徹底した事前準備と信頼構築のための誠実な協議姿勢が必要である。
- (2) 事業協議の際には、次の通り基本姿勢を堅持
 - 実現可能な事業内容と協商条件を提示し、意思決定に時間がかかる事案は、十分な検討を経て回答する。
 - 事業協議の際、感情を抑え、ビジネス観点で協議を進行し、事業推進に役立たない不要

な事項に対しては言及を自制する。

- 事業推進過程で予想される困難については、双方の協議を通じて折衷
- (3) 事業協議の際には、次の事項を考慮し、事業協議を進行することが望ましい。
- 事業協議の際には、できるだけ実務技術者を同行し、北側も協議の際に生産担当の企業所関係者が参加するよう事前に北側と協調する。
- 事業施行前、事業現場訪問で技術水準や設備確認が困難な場合、北側が製作した製品及び見本確認などを通じて技術及び品質水準を把握する。
 - ※衣類の委託加工の場合、見本や製作用原材料を協議の際に持参し、北側に見本製作を要請する。
- 毎回協議の際に、主要内容を文書で作成し、双方で確認をするのが望ましい。

3. 経協事務所での事業協議の参考事項

- (1) 事業協議の際、通常昼食は南北側の事業者が共同で行い、この場合、開城工団または、開城市内にある北側食堂を利用
 - 北側食堂と一緒に食事をする際、北側の分の食事代まで南側が負担する 경우가多く、食費は一人当たり約 30 ドル
 - 個別に食事をする場合は、開城工団内の南側で運営する団体給食食堂（アラコ、現代フード）の利用が可能で、食費は一人当たり 4 ドル（4000 ウォン）
 - ※北側総会社関係者は、南側食堂を利用できないので、南側食堂と一緒に昼食をするのが不可能
- (2) 事業協議のため、開城工団内で宿泊が可能で、この場合、経協事務所の担当者が宿所の予約を代行（開城工業地区管理委員会に直接予約も可能）
 - 開城工業地区管理委員会が運営するゲストハウス（一部屋 2～3 名宿泊可能）の宿泊費は、1 泊 30 ドル／1 室（コンテナ宿所の場合は 1 泊 20 ドル／1 室）
 - ※事前の予約なしでは宿泊不可能（満室だった場合）
 - 現代峨山が運営する宿泊所は、事前予約をしていなく、当日の宿泊申請のみ可能
- (3) 開城工団において貨幣はアメリカドルだけ使用でき、事前に準備しておく
 - 北側が運営する食堂や記念品販売店だけでなく、南側が運営する食堂と販売店でもアメリカドルを取り扱う
 - 開城工団にあるウリ銀行の開城工団支店で、換金（ウォン→ドル）が可能であるが、開城支店には、現金自動預け払い機（ATM）が設置されておらず、（現金・信用）カードでの現金（ウォン）の引き出しは不可能
 - ※都羅山道路出入事務所 1 階にあるウリ銀行には ATM が設置
- (4) 事業協議の際に、応急患者が発生した場合、クーリンドクターズ開城病院（南側医者常駐）で応急処置と診療が可能で、南側事務所に応急患者の発生を迅速に通知

IV. 開城経協事務所からの帰り方

1. 経協事務所から都羅山道路出入事務所への帰り方

- (1) 経協事務所では北側の総会社関係者と事業協議を終え南側へ戻る場合、北側の通行検査所での出境手続きのため、出入通行計画書上の軍事分界線（MDL）北→南の通過時間 30 分前に北側総会社関係者の案内を受け、経協事務所を出発する。

※経協事務所出発前に南側事務所の担当者に事業協議で合意した主要内容を簡単に説明する

- 定期バス利用者の場合、北側総会社関係者の車両を利用し、通行検査所へ移動
- (2) 北側通行検査所で簡単な税関検査（携帯電話 X 線透視検査）と人員確認などの出境審査を受け、車両に乗車した後、都羅山道路出入事務所へ移動
- 入境の時と同じように車両運転手は、車両に乗車して出境審査を受け、乗客の場合は北側通行検査所で下車した後、出境審査（税関検査は入境の際に交付を受けた“通券”を北側税簡に提出）を受ける。
- 定期バス利用者は出境審査後に、テファ観光定期バスに乗車
- 北側の税関検査の時、デジタルカメラの撮影内容を確認する点がある点を留意する。
- (3) 北側通行検査所内の北側が運営する記念品販売店で簡単な記念品と酒などが購入可能（アメリカドル使用）だが、南側への搬入が禁止されている次の品目の購入に留意
 - ※北側が運営する食堂でも記念品と酒などの購入が可能
 - ◆国憲を乱したり、国家安保、公安、または、風俗を害する図書、刊行物、映画、音楽、彫刻物、その他これに順ずる品目
 - ◆絶滅の危機に瀕する野生動植物の国際取引に関する協約による規制物品、これを成分とした医薬品（虎の骨、熊の肝、麝香、おっとせいの雄の生殖器など）
- (4) 北側の通行検査所から軍事分界線までは、北側軍部車両の案内を受け移動し、軍事分界線以後の都羅山道路出入事務所までは、韓国軍当局の車両が案内
- (5) 北側通行検査所で出境審査と南北管理区域（非武装地帯のうち、南北軍事当局が合意した南北連結通路）を移動する際には、開城入境時の注意事項を必ず遵守する。

2. 都羅山道路出入事務所での入境手続き

- (1) 都羅山道路出入事務所到着後には、入境手続き（保健福祉部の検疫、関税庁の税関検査、法務部の出入審査）を受け、最終目的地に移動
- 検疫の際、体温測定と「検疫質問書」を請求されるので、出境時の請願デスクにある検疫質問書を作成し、入境の際に提出する。
 - ※検疫質問書は、入境所にもあり、姓名、生年月日、電話番号、車両番号を記載
 - 税関検査に次の免税許容範囲を超過する該当品目は、税関で保管した後、免税（関係機関の許可、推薦、承認が必要）または課税され通過される点を留意

- ◆免税許容範囲は、北側地域で取得（無償含む）、購入した物品で、次の特定物品を含み、年4回、1回当たり全体取得価格の総額がUS\$300相当額以内である品目
 - ・酒類：1本（1リットル以下）
 - ・タバコ：1ダース（葉巻50本、その他タバコ25g）
 - ・農産物（取得価格総額が10万ウォン以内）：松のみ1kg以内、ゴマ油、ゴマの葉、蜂蜜、蕨、蔓人參、その他農産物は5kg以内
 - ・漢方薬（取得価格総額が10万ウォン以内）：人參300g、鹿の角150g以内、その他3kg以内

- 入境手続き完了後、北朝鮮訪問証明書は、返却する必要が無く、個人が保管
- (2) 個人車両利用の場合、運転手及び車両に対する入境審査手続き
- 1名乗車車両の場合、運転手は入境ゲートで人員と車両に対する入境審査を終え、最終目的地まで移動
- 2名以上の乗車車両の場合、運転手は乗車したまま入境ゲートで人員及び車両に対する入境審査を終え、入境審査を終えた残りの乗客を乗車させた後、最終目的地まで移動
- 個人車両の運転手は、車両入境審査のため、自動車運行承認・通行車両登録証明書（通行車両出入確認書含む）、通行車両到着報告書（道路出入事務所内案内デスクに様式具備）各1部を入境ゲートに提出し、税関検査を受ける
 - ※車両運転手も検疫のため、体温測定と「検疫質問書」を提出
- (3) 入境審査後、道路出入事務所の物品保管箱に保管されている携帯電話などの返却を受け、個人車両の前後にあるナンバープレート隠しとオレンジ色の旗を除去

参考 関連機関

1. 南北経済協力協議事務所
2. 統一部南北経済協力本部
3. 都羅山南北出入事務所（出入通行計画）
4. 関税庁（通行車両登録証明書）
5. 統一教育院（訪北教育）
6. テファ観光（定期車両予約）
7. 開城工業地区管理委員会（開城工団内宿所予約）

南北経済協力に関連する南北間合意書

南北共同声明

(1972年7月4日発表)

最近、平壤とソウルで南北関係を改善し、分断された祖国を統一する問題を協議するための会談が開かれた。ソウルの李厚洛中央情報部長が1972年5月2日から5月5日まで平壤を訪問し、平壤の金英柱組織指導部長と会談を進め、金英柱部長の代理朴成哲第2副首相が1972年5月29日から6月1日までソウルを訪問、李厚洛部長と会談を進めた。

これらの会談で、双方は、祖国の平和統一を一日も早くもたらさねばならないという共通の念願を抱き、虚心坦懐に意見を交換、相互の理解を増進させるのに多大な成果を収めた。

この過程において、双方は、長い間互いに会えなかった結果生じた南北間の誤解と不信を解き、緊張の高まりを緩和させ、ひいては祖国統一を促進させるために、次のような諸問題に完全な見解の一致をみた。

1. 双方は次のような祖国統一の諸原則に合意した。

第1、統一は、外部勢力に依存したり干渉を受けることなく、自主的に解決すべきである。

第2、統一は、互いに相手方に反対する武力行使に依拠することなく、平和的方法で実現すべきである。

第3、思想と理念、制度の差異を超越して、まず単一民族として民族的大団結を図るべきである。

2. 双方は、南北間の緊張状態を緩和し、信頼の雰囲気を作成するために、互いに相手方を中傷誹謗せず、大小を問わず武装挑発を行なわず、不意の軍事的衝突事件を防止するための積極的な措置を取ることに合意した。

3. 双方は、断たれた民族的連繫を回復し、互いの理解を増進させ、自主的平和統一を促進させるために、南北間に多方面にわたる諸般の交流を実施することに合意した。

4. 双方は、現在全民族の絶大な期待のうちに進行している南北赤十字会談が、一日も早く成功するよう積極的に協調することに合意した。

5. 双方は、突発的軍事事故を防止し、南北間に提起される諸問題を直接、迅速、正確に処理するために、ソウルと平壤間に常設直通電話を設置することに合意した。

6. 双方は、これらの合意事項を推進させると同時に、南北間の諸問題を改善、解決し、また合意した祖国統一原則を基礎として国の統一問題を解決する目的で、李厚洛部長と金英柱部長を共同委員長とする南北調節委員会を設置、運営することに合意した。

7. 双方は、以上の合意事項が祖国統一を一日千秋の思いで渴望している全同胞の一致した念願に符合すると確信しつつ、この合意事項を誠実に履行することを全民族の前に厳粛に約束する。

互いに上部の意を体して 李厚洛・金英柱 1972年7月4日

(『アジア動向年報』1973年版)

民族自尊と統一繁栄に関する特別宣言（7.7宣言）

（1988年7月7日）

親愛なる6000万同胞の皆さん。

私は今日、全民族の念願である祖国の平和的統一を実現していくための新共和国の政策を明らかにしたいと思います。

わが民族が南北分断の苦痛をなめること、はや半世紀近くになります。分断の歴史は、わが民族に数多くの試練と苦難を与え、民族の正常な発展を妨げてきました。南北分断の障壁を取り崩し、繁栄した統一祖国への道を開拓することこそ、今日に生きるわが民族全員に委ねられた民族史の証明と言わざるを得ません。

相異なる理念と体制で分断された南北は、同族相残の戦争を行ない、南北に引き裂かれた同胞は分断のその日から今日まで互いが互いを不信、誹謗し、互いを敵対視する苦痛な分断状況から抜け出せないでいます。南北分断はわが民族の意志によるものではありませんでしたが、民族統合はわれわれの責任の下に、われわれの自主的力で成し遂げねばなりません。われわれは南北間で和解と協力の明るい時代をともに切り開いていかねばなりません。

いまや、民族全体の福祉と繁栄のためにともに努力すべき時です。今日、世界は理念と体制を超越し、和解と協力の時代に進んでいます。互いに文化と歴史の異なる民族の間にも、果敢な開放と交流の新たな潮流が脈々と流れています。私は、今こそが、戦争の危険と対決の緊張がなお存在する朝鮮半島に平和を定着させ、統一の新たな転機を作らねばならない歴史的な時点だと確信します。

同胞の皆さん。

われわれがいまだに悲劇的な分断の現実を克服できないでいる根本的な理由は、南と北が民族共同体という意識に背を向けたまま互いに対決の相手と考え、敵対関係を激化させてきたところにあります。

わが民族は、ひとつの共同体としてそのなかで生活を営み、民族の力と知恵を集めて試練と挑戦を克服しながら、輝かしい歴史と文化伝統を創造してきました。したがって、南と北がともに繁栄を成就する民族共同体として関係を発展させていくことこそ、統一祖国を実現する近道であるはずです。この道がすなわち民族自尊の道であり、民族統合の道であります。いまや南と北は、分断の壁を取り崩し、すべての部門にわたる交流を実現してゆかねばなりません。相互信頼を回復し、民族的紐帯を強化してゆく積極的措置をとってゆかねばなりません。また、対外的にもひとつの共同体という認識を基盤に対決の関係を止揚せねばなりません。

北朝鮮が責任ある成員として国際社会に寄与し、それが北朝鮮社会の開放と発展を促進するようになることを希望します。国際社会で南北は、相互間に互いの位置を認定し、民族全体の利益のために協力せねばなりません。

親愛なる 6000 万同胞の皆さん。

私は今日、自主・平和・民主・福祉の原則に立脚して民族構成員全体が参加する社会、文化、経済、政治共同体を築くことにより、民族自尊と統一繁栄の新時代を切り開いてゆくことを約束しながら、次のような政策を推進してゆくことを内外に宣言します。

1. 政治家、経済人、言論人、宗教人、文化・芸術人、学者、体育人、および学生など南北同胞間の相互交流を積極的に推進し、海外同胞が自由に南北を往来できるよう門戸を開放する。

2. 南北赤十字会談が妥結する以前でも、人道主義的見地から可能なあらゆる方法を通じて離散家族たちの間に生死、住所確認、書信往来、相互訪問などがなされ得るよう積極的に周旋、支援する。

3. 南北間交易の門戸を開放し、南北間交易を民族内部交易と見なす。

4. 南北すべての同胞の生活の質を向上させ得るよう、民族経済の均衡的発展がなされることを希望し、非軍事物資に対してわが友邦が北朝鮮と交易することに反対しない。

5. 南北間の消耗的な競争、対決外交を終結し、北朝鮮が国際社会に発展的寄与をなし得るよう協力し、また南北代表が国際舞台で自由に会い、民族の共同利益のため互いに協力することを希望する。

6. 朝鮮半島の平和を定着させる与件を造成するために、北朝鮮がアメリカ、日本などわが友邦との関係を改善するのを協助する用意があり、またわれわれはソ連、中国をはじめとする社会主義諸国家との関係改善を追求する。

私は、以上のようなわれわれの措置に対して北朝鮮側も積極的に呼応してくれることを期待します。北朝鮮側が、これに対して肯定的な姿勢を示してくるならば、さらに前進的な措置を講じていくことを併せて明らかにします。

私は、今日のこの宣言が統一に向けての南北間の関係発展に新しい章を開く契機になることを願います。6000 万のわが同胞全員が知恵と力を集結するならば、今世紀が終わる前に南と北は、ひとつの社会的、文化的、経済的共同体に統合可能でしょう。このような基礎のうえにわれわれは遠からず、ひとつの国に統一する偉業を達成することができるものと確信します。

1988 年 7 月 7 日

(『アジア動向年報』1989 年版を一部修正)

南北間の和解と不可侵および交流・協力に関する合意書

(1991 年 12 月 13 日調印)

南と北は○分断された祖国の平和的統一を念願する全民族の意志に従い○7・4 南北共同声明で明らかにした祖国統一 3 大原則を再確認し○政治・軍事的対決状態を解消して民族的和解を成し遂げ、武力による侵略と衝突を防ぎ、緊張緩和と平和を保障し○多角的な交流・協力を実現し民族共同の利益と繁栄を図り○双方間の関係が国と国との関係ではない、統一を志向する過程で暫定的に形成される特殊な関係であることを認定し○平和統一を実現するため共同で努力することを誓いつつ、次のように合意した。

第1章 南北和解

第1条 南と北は互いに相手方の体制を認定し尊重する。

第2条 南と北は相手方の内部問題に干渉しない。

第3条 南と北は相手方に対する誹謗中傷をしない。

第4条 南と北は相手方を破壊・転覆する行動をいっさい行なわない。

第5条 南と北は現在の停戦状態を南北間の鞏固な平和状態に転換させるために共同で努力し、このような平和状態が達成される時まで現在の停戦協定を遵守する。

第6条 南と北は国際舞台での対決と競争を中止し、互いに協力して民族の尊厳と利益のために共同で努力する。

第7条 南と北は互いの緊密な連絡と協議のために、この合意書発効後3カ月以内に板門店に南北連絡事務所を設置・運営する。

第8条 南と北はこの合意書発効後1カ月以内に本会談の枠内で南北政治分科委員会を構成して、南北和解に関する合意の履行と遵守のための具体的対策を協議する。

第2章 南北不可侵

第9条 南と北は相手方に対し武力を使用せず、相手方を武力で侵略しない。

第10条 南と北は、意見対立、紛争問題を対話と協商を通じて平和的に解決する。

第11条 南と北の不可侵境界線と区域は、1953年7月27日付けの軍事停戦に関する協定に規定された軍事境界線とこれまで双方が管轄してきた地域とする。

第12条 南と北は不可侵の履行と保障のために、この合意書発効後3カ月以内に南北軍事共同委員会を構成・運営する。南北軍事共同委員会では大規模部隊移動と軍事演習の通報および統制問題、非武装地帯の平和的利用問題、軍の人事交流および情報交換問題、大量殺戮兵器と攻撃能力の除去をはじめとした段階的軍縮の実現問題、検証問題など、軍事的信頼醸成と軍縮を実現するための問題を協議・推進する。

第13条 南と北は偶発的な武力衝突とその拡大を防止するため、双方の軍事当局者の間に直通電話を設置・運営する。

第14条 南と北はこの合意書発効後1カ月以内に本会談の枠内で南北軍事分科委員会を構成し、不可侵に関する合意の履行と遵守および軍事的対決状態を解消するための具体的対策を協議する。

第3章 交流・協力

第15条 南と北は民族経済の統一的で均衡的な発展と民族全体の福利向上を図るため、資源の共同開発、民族内部の交流としての物資交流や合作投資など、経済交流と協力を実施する。

第16条 南と北は科学、技術、教育、文化・芸術、保健、体育、環境、新聞・ラジオ・テレビジョンおよび出版物をはじめとする出版・報道など、様々な分野で交流と協力を実施する。

第17条 南と北は民族構成員の自由な往来と接触を実現する。

第18条 南と北は離ればなれになっている家族・親戚の自由な書簡の交換、往来、訪問を実施して自由意志による再結合を実現し、その他人道的に解決すべき問題に対する対策を講ずる。

第19条 南と北は途切れた鉄道と道路を連結し、航路・航空路を開設する。

第20条 南と北は郵便と電気通信交流に必要な施設を設置・連結し、郵便・電気通信交流の秘密を保障する。

第21条 南と北は国際舞台で経済や文化など様々な分野で互いに協力し、共同で対外進出する。

第22条 南と北は経済や文化など各分野の交流と協力を実現するための合意の履行のため、この合意書発効後3カ月以内に南北経済交流・協力共同委員会をはじめとする部門別共同委員会を構成・運営する。

第23条 南と北はこの合意書発効後1カ月以内に本会談の枠内で南北交流・協力分科委員会を構成し、南北交流・協力に関する合意の履行と遵守のため具体的対策を協議する。

第4章 修正および発効

第24条 この合意書は双方の合意によって修正・補充することができる。

第25条 この合意書は南と北がそれぞれ発効に必要な手続きを経てその文書を互いに交換した日から効力をもつ。

1991年12月13日

南北高位級会談
南側代表団首席代表
大韓民国
国務首相 鄭元植

北南高位級会談
北側代表団団長
朝鮮民主主義人民共和国
政務院首相 延亨默

(『アジア動向年報』1992年版)

南北交流・協力の履行と遵守のための付属合意書

(1992年9月17日発効)

南と北は「南北間の和解と不可侵および交流・協力に関する合意書」の「第3章 南北交流・協力」の履行と遵守のための具体的対策を協議した上で次のように合意した。

第1章 経済交流・協力

第1条 南と北は民族経済の統一的で均衡的な発展と民族全体の福利向上を図るため資源の共同開発、民族内部交流としての物資交流、合作投資など経済交流と協力を実現する。

(1) 南と北は物資の交流、石炭・鉱物・水産資源など資源の共同開発、工業・農業・建設・金融・観光など各分野での経済協力事業を実施する。

(2) 南と北は資源の共同開発、合営・合作投資など経済協力事業の対象と形式、物資交流の品目と規模を経済交流・協力共同委員会で協議し定める。

(3) 南と北は資源の共同開発、合営・合作投資など経済協力事業の規模、物資交流の品目別の数量と取引条件を始めとするその他の実務的問題を双方の交流・協力当事者間で討議し定める。

(4) 南北間の経済協力と物資交流の当事者は法人として登録された商社・会社・企業体および経済機関となり、場合により個人もなりうる。

(5) 南と北は交流・協力当事者間で直接契約を締結し、必要な手続きを経て物資交流と経済協力事業を実施することにする。

(6) 交流物資の価格は国際市場価格を考慮し、物資交流当事者間で協議し定める。

(7) 南北間の物資交流は相互性と有無相通の原則にしたがって行なう。

(8) 南北間の物資交流に対する代金の決済は清算勘定を原則とし、必要な場合双方の合意により他の決済方式で行なうことができる。

(9) 南と北は清算を行なう銀行の指定、決済通貨の選定など代金の決済や資本の移動と関連し、必要な事項は双方が合意し定める。

(10) 南と北は物資交流に対し関税を付加せず、南北間の経済関係を民族内部関係に発展させるための措置を協議・推進する。

(11) 南と北は経済交流と協力を円滑に進めるため工業規格をはじめとした各種の資料を互いに交換し、交流・協力当事者が遵守しなければならない自己側の該当法規を相手側に通報する。

(12) 南と北が経済交流と協力を円滑に進めるために必要な投資保障、二重課税防止、紛争調整手続きなどについては双方が合意し定める。

(13) 南と北は自己側地域で経済交流と協力に参加する相手側人員の自由な経済活動と

便宜を保障する。

第2条 南と北は科学・技術、環境分野で交流と協力を実現する。

(1) 南と北は科学・技術、環境分野で情報資料の交換、該当機関と団体、人員の間の共同研究および軍事、産業部門の技術協力と技術者、専門家の交流を実現し環境保護対策を共同で立てる。

(2) 南と北は双方が合意し定めたことにしたがいが特許権、商標権など相手側の科学・技術上の権利を保護するための措置をとる。

第3条 南と北は分断された鉄道と道路を連結して海路・空路を開設する。

(1) 南と北はまず仁川港、釜山港浦項港と南浦港、元山港、清津港の間の海路を開設する。

(2) 南と北は南北間の交流・協力規模が大きくなり軍事的対決状態が解消するのにともない海路を追加開設して、京義線鉄道と汶山一開城間の道路を始めとした陸路を連結し、金浦空港と順安飛行場の間の空路を開設する。

(3) 南と北は交通路が開設される前に進む人員の往来と物資交流のため、必要な場合双方が合意し、臨時交通路を開設することができる。

(4) 南と北は陸路、海路、空路の開設・運営の円滑な保障のため必要な情報交換と技術協力を実施する。

(5) 南北間の交流物資は双方が合意し開設した陸路、海路、空路を通じ直接輸送するようになる。

(6) 南と北は自己側の地域に入ってくる相手側の交通手段に不慮の事故が発生する場合、緊急救済措置を取る。

(7) 南と北は交通路の開設および運営と関連した該当国際協約を尊重する。

(8) 南と北は南北間に運航される交通手段と乗務員の出入手続き、交通手段の運航方法、通過地点の選定など交通路の開設と運営において提起されるその他の実務的問題を経済交流・協力共同委員会で討議し定める。

第4条 南と北は郵便と電気通信交流に必要な施設を設置・連結し、郵便と電気通信交流の秘密を保障する。

(1) 南と北は早い時期に郵便と電気通信を板門店を通じて交換、連結するようにし、郵便と電気通信交流に必要な情報交換と技術協力を実施する。

(2) 南と北は郵便と電気通信交流で公的事業と人道的な事業をまず保障し、漸次その利用範囲を拡大し、運営するようになる。

(3) 南と北は郵便と電気通信交流の秘密を保障し、いかなる場合にもこれを政治・軍事的目的に利用しない。

(4) 南と北は郵便および電気通信交流と関連した該当国際協約を尊重する。

(5) 南北間に交換される郵便および電気通信の種類と料金、郵便物の収集、伝達方法などその他の実務的問題を経済交流・協力共同委員会で協議し定める。

第5条 南と北は国際経済のさまざまな分野で互いに協力し、外国に共同で進出する。

- (1) 南と北は経済分野のさまざまな国際行事と国際機構で互いに協力する。
- (2) 南と北は経済分野で外国に共同進出するための対策を協議・推進する。

第6条 南と北は経済分野の交流と協力を支援・保障する。

第7条 南と北は経済分野の交流と協力を実現するのに必要な機構の設置問題とその他の実務的問題を経済交流・協力共同委員会で協議し定める。

第8条 この合意書の「第1章 経済交流・協力」部分の履行およびこれと関連した細部事項の協議・実践は南北経済交流・協力共同委員会で行なう。

第2章 社会文化交流・協力

第9条 南と北は教育、文化・芸術、保健、体育と新聞、ラジオ、テレビジョンおよび出版物をはじめとした出版・報道などさまざまな分野で交流と協力を実施する。

(1) 南と北は教育、文化・芸術、保健、体育、出版・報道などさまざまな分野で達成した成果と経験および研究・出版・報道資料と目録など情報資料を相互に交換する。

(2) 南と北は教育、文化・芸術、保健、体育、出版・報道などさまざまな分野で技術協力をはじめとした多角的な協力を実施する。

(3) 南と北は教育、文化・芸術、保健、体育、出版・報道などさまざまな分野で国土縦断行進、代表団派遣・招請・参観など機関と団体、人員の間の接触と交流を実施する。

(4) 南と北は教育、文化・芸術、保健、体育、出版・報道などさまざまな分野で研究、調査、編纂事業、行事を共同で実施し、芸術作品、文化遺産、図書出版物の交換展示会を実施する。

(5) 南と北は双方が合意し定めるところにより相手側の各種の著作物に対する権利を保護するための措置を取る。

第10条 南と北は民族構成員の自由な往来と接触を実現する。

(1) 南と北はあらゆる民族構成員が自己の意思により自由に相手側地域を往来するようにするための措置を共同で取る。

(2) 民族構成員の往来は南北間に開設した陸路、海路、航空路を任意に選び、場合により国際航空路としても利用することができる。

(3) 南と北は民族構成員が訪問地域で自由な活動ができるようにし、身の安全と帰還の無事を保障する。

(4) 南と北は民族構成員が相手側の法と秩序に違反することなく往来して接触できるようにするための措置を取る。

(5) 南と北を往来する人員は必要な証明書を所持しなければならず、双方が合意した範囲内で物品を携帯することができる。

(6) 南と北は自己側の地域に入ってきた相手側人員に対し、往来と訪問目的の遂行に必

要な便宜を提供する。

(7) 南と北は自己側地域に入ってきた相手側往来者に不慮の事故が発生する場合、緊急救済措置をとる。

(8) 南と北は民族構成員の自由と往来と接触を実現するのに必要な手続きと実務的問題を社会文化交流・協力共同委員会で協議し定める。

第 11 条 南と北は社会文化分野の国際舞台で互いに協力し、海外に共同で進出する。

(1) 南と北は社会文化分野のさまざまな国際行事と国際機構で互いに協力する。

(2) 南と北は社会文化分野で海外に共同で進出するための対策を協議・推進する。

第 12 条 南と北は社会文化分野の交流と協力を支援・保障する。

第 13 条 南と北は社会文化分野の交流と協力を実現するのに必要な機構の設置問題とその他の実務的問題を社会文化交流・協力共同委員会で協議し定める。

第 14 条 この合意書「第 2 章 社会文化交流・協力」部門の履行およびこれと関連した細部事項の協議・実践は南北社会文化交流・協力共同委員会が行なう。

第 3 章 人道的問題の解決

第 15 条 南と北は離散した家族・親族の自由な書信のやりとり、往来、対面および訪問を実施して自由意思による再結合を実現し、その他人道的に解決すべき問題について対策を講じる。

(1) 離散した家族・親族の範囲は双方の赤十字団体の間で討議し定めるようにする。

(2) 南と北は離散した家族・親族の自由な往来と訪問を双方が合意し定めた往來手続きにより実現する。

(3) 南と北は離散した家族・親族が対面する面会所の設置問題を双方の赤十字団体が協議・解決するようにする。

(4) 南と北は離散した家族・親族の自由意思による再結合を実現するための対策を協議・推進する。

(5) 南と北は人道主義精神と同胞愛に立脚し、相手側地域に自然災害などの災難が発生する場合は助け合い、離散した家族・親族のうち死亡者の遺品処理、遺骨引き渡しなどのための便宜を提供する。

第 16 条 南と北は以前行なった双方の赤十字団体の会談を早い時期に再開するよう積極的に協力する。

第 17 条 南と北は離散した家族・親族の不幸と苦痛を減らすための赤十字団体の合意を尊重し、それが順調に実現されるよう支援・保障する。

第 18 条 この合意書「第 3 章 人道的問題の解決」部門の履行およびこれと関連した細部事項の協議・実践は双方の赤十字団体が行なう。

第4章 修正・発効

第19条 この合意書は双方の合意により修正・補充することができる。

第20条 この合意書は双方が署名し交換した日から効力を発生する。

(『アジア動向年報』1993年版)

南北共同宣言

祖国の平和的統一を念願するすべての民族の崇高な意思に従い、大韓民国の金大中大統領と朝鮮民主主義人民共和国の金正日国防委員長は、2000年6月13日から6月15日まで、平壤で歴史的な対面をし、首脳会談を行った。

南北首脳は分断の歴史上初めて開かれた今回の対面と会談が、互いに理解を増進させ、南北関係を発展させ、平和統一を実現する上で重大な意義を持つと評価し、次のように宣言する。

1. 南と北は、国の統一問題を、その主人であるわが民族同士で互いに力を合せ、自主的に解決していくことにした。
2. 南と北は、国の統一のための南側の連合制提案と北側の穏やかな連邦制提案が互いに共通性があると認め、今後この方向で統一を指向していくことにした。
3. 南と北は、今年8月15日ごろ、離散した家族、親戚の訪問団を交換し、非転向長期囚問題を解決するなど、人道的問題を速やかに解きほぐしていくことにした。
4. 南と北は、経済協力を通じて民族経営を均衡的に発展させ、社会、文化、体育、保険、環境など、諸分野の協力と交流を活性化し、互いの信頼を固めていくことにした。
5. 南と北は、以上のような合意事項を速やかに実践に移すため、近いうちに当局間の対話を行うことにした。

金大中大統領は、金正日国防委員長がソウルを訪問するよう丁重に招請し、金正日国防委員長は、今後適切な時期にソウルを訪問することにした。

2000年6月15日

大韓民国	朝鮮民主主義人民共和国
大統領	国防委員長
金大中	金正日

(『アジア動向年報』2001年版)

南北関係の発展と平和繁栄のための宣言

大韓民国の盧武鉉大統領と朝鮮民主主義人民共和国の金正日総書記との合意によって、盧大統領が2007年10月2日から4日まで平壤を訪問した。

訪問期間中、歴史的な対面と会談が実現した。

今回の対面と会談では、6.15共同宣言（2000年6月15日の平壤での南北首脳会談の共同宣言）の精神を再確認するとともに、南北関係の発展と韓半島（朝鮮半島）の平和、民族共同の繁栄と統一の実現に向けた様々な問題について虚心坦懐に協議した。

双方は、我が民族同士の意志と力を合わせることで、民族繁栄の時代、自主統一の新時代を切り開くことができるとの確信を表明する一方、6.15共同宣言に基づいて南北関係を拡大・発展させていくため、次のように宣言する。

1. 南北は6.15共同宣言を堅持し、積極的に実現していく。

南北は『我が民族同士』の精神に則り、統一問題を自主的に解決し、民族の尊厳と利益を重視して、すべてのことにあたる。

南北は、6.15共同宣言を引き続き履行していくという意思を反映して、6月15日を記念する方法を検討する。

2. 南北は、思想と制度の差を超越し、南北関係を相互尊重と信頼関係で確実に転換させる。

南北は、内部の問題に干渉することなく、南北関係の問題を和解と協力、統一に合致する方法で解決していく。

南北は、南北関係を統一指向的に発展させていくため、それぞれが法律的・制度的枠組みを整備する。

南北は、南北関係の拡大と発展のための問題を、民族の願いに合わせて解決するため、双方の議会など、各分野での対話と協議を積極的に進めていく。

3. 南北は、軍事的敵対関係を終結させ、韓半島における緊張緩和と平和を保障するために

緊密に協力していく。

南北は、互いに敵対視することなく、軍事的な緊張を緩和し、紛争問題などを対話と交渉によって解決する。

南北は、韓半島におけるいかなる戦争に対しても反対し、不可侵義務を確実に順守する。

南北は、西海での偶発的な衝突を避けるため、共同漁業水域を設け、その水域を平和水域にするための方策や様々な協力事業に対する軍事的保障措置の問題など、軍事的な信頼構築措置を協議するため、韓国の国防部長官と北朝鮮の人民武力相との会談を今年11月中に平壤で開催する。

4. 南北は、現在の休戦体制を終結させて恒久的な平和体制を構築すべきであるという認識で一致し、また直接関係する3者または4者の首脳が韓半島地域で会談し、終戦の宣言の推進に向け協力していく。

南北は、韓半島における核問題の解決のため、6者協議の9.19共同声明（2005年9月の6者協議の共同声明）と2.13合意（北京での2月13日の6者協議合意）が着実に履行されるよう、共同で努力する。

5. 南北は、民族経済の均衡的な発展と共同の繁栄に向け、経済協力事業を『共利共栄』と『有無相通（相互に融通し合うこと）』の原則に基づいて積極的に活性化し、持続的に拡大・発展させていく。

南北は、経済協力のための投資を奨励し、基盤施設の拡充と資源開発を積極的に推進するとともに、民族内部の協力事業の特殊性に合わせ、様々な優遇条件や特恵を優先的に付与する。

南北は、海州地域と周辺海域を含めた「西海平和協力特別地帯」の設置、共同漁業水域と平和水域の設定、経済特区の建設と海州港の活用、民間船舶の海州直航路通過、漢江河口の共同利用などを積極的に推進していく。

南北は、開城工業地区の第1段階建設を早期に完工して第2段階の開発に着手し、また汶山～鳳東間の鉄道貨物輸送を開始し、通行・通信・通関など様々な制度的保障措置を早期に整備する。

南北は、開城～新義州鉄道と開城～平壤高速道路を共同で利用するため、改修・補修問題について協議・推進する。

南北は、安辺と南浦に造船協力団地を建設し、農業、保健医療、環境保護など様々な分野での協力事業を進めていく。

南北は、南北経済協力事業を円滑に推進するため、現在の「南北経済協力推進委員会」を副首相レベルの「南北経済協力共同委員会」に格上げする。

6. 南北は、民族の悠久な歴史と優秀な文化を輝かせるため、歴史や言語、教育、科学技術、文化・芸術、スポーツなど社会文化分野での交流・協力を促進する。

南北は、白頭山観光を実施するため白頭山～ソウル間の直航路を開設する。

南北は、2008年北京オリンピックに、南北応援団が京義線列車を初めて利用して参加する。

7. 南北は、人道主義協力事業を積極的に推進する。

南北は、離散家族や親戚の再会を拡大し、映像手紙の交換事業を推進する。

金剛山面会所が完工することにより、双方の代表を常駐させ、離散家族や親戚の再会を常時進めていく。

南北は、自然災害などの災害が発生した場合、同胞愛と人道主義、相互扶助の原則に従って積極的に協力する。

8. 南北は、国際舞台において、民族の利益と海外同胞の権利や利益のための協力を強化する。

南北は、本宣言の履行のため南北首相会談を開くこととし、第1回目の会談を今年11月中にソウルで開催する。

南北は、南北関係発展のため、首脳が随時会談して懸案の問題について協議するものとする。

2007年10月4日

平壤

大韓民国
大統領
盧武鉉

朝鮮民主主義人民共和国
国防委員長
金正日

(在日韓国大使館ホームページ)

「2007 南北首脳会談合意解説資料」 2007.10.4

※本資料は、南北首脳会談準備企画団が作成した「2007 南北首脳会談合意解説資料」の経済協力分野を抜粋して翻訳・加筆修正したものである。

南北首脳会談意義（経済協力分野）

多様化する経済協力を通じ、南北が共同繁栄する「経済共同体」の建設を早めることにした。

○経済協力は、体制や制度の差を越えて、機能、南北経協の発展は、朝鮮半島の平和と平和統一への安定的基礎を提供

－今回の首脳会談を通じて、南北首脳間の真摯な対話で、南北経協を拡大・発展させるのに要求される課題に対する共通認識を形成

○南北経協の高い発展のため、両首脳は、その間の障害を取り除くことに合意した。通行・通信・通関問題の解決と経協の軍事的保障などに緊密に協力することで、その間の経協の障害要因を解消していくことにした。

－開城工団の3通問題（通行・通信・通関）の解決、鉄道の常時運行のための軍事保障に合意

○南側には、新しい投資の機会、北側には経済発展に寄与する新しい次元の経済協力の推進方向に対する合意

－軽工業の協力だけでなく、東海と西海での造船産業協力、開城－新義州鉄道／開城－平壤高速道路利用と改修・補修に協力

○南北経協を“経済共同体”へ1段階跳躍させるために、積極的に活性化し、持続的に拡大、発展させていくことに合意

－農業と保健医療分野の協力も南北経協の質的発展のために緊要

○南北経協事業の円滑な推進のため、現在の次官級南北経済協力推進委員会を副首相級の“南北経済協力共同委員会”へ格上げ

主要合意内容（経済協力分野）

南北経協の拡大・発展／西海平和協力特別地帯

経協事業の活性化と持続拡大・発展
投資奨励、基盤施設拡充と資源開発の推進、民族内部協力事業の特殊性に合わせて、優待条件・特惠を優先付与
西海平和協力特別地帯の設置
開城工団第1期建設の速やかな完工と第2期開発の着手、京義線鉄道を利用した物資輸送、通行・通信・通関問題の解決
開城－新義州鉄道と開城－平壤間の高速道路の共同利用のための改修・補修協議
安辺と南浦の造船所建設、農業・保健医療・環境保護など協力事業の進行
経済協力推進委員会を副首相級の南北経済協力共同委員会へ格上げ

- 政府は、南北首脳会談を契機に、その間の短期的、一時的経協事業を長期的、持続的双方の投資協力へ転換することを推進
 - －経済協力を通じ、相互利益を目的とする関係を形成し、平和の物質的土台を構築
 - －南北経協を通じて南北の同時発展を達成することで、最終的に1つの経済圏を追求していくことを目標とする。
- 両首脳は、民族の利益と共同繁栄のため、南北経協が重要だという認識を共有し、経済協力事業を共利共栄と有無相通の原則で、民族内部協力事業の特殊性に合わせて、積極的に活性化していくことに合意
- また、南北経協に対する軍事的保障に支障がないように合意することで、鉄道開通など軍事補償問題で遅延している事業を速やかに推進することとし、2007南北首脳宣言で合意した経協事業に対しても、軍事保障をすることに合意。
- 政府はこのような合意に基づき、後続措置を通じて、南北間「疎通」と相互理解を増進し、企業が安心して投資や企業活動ができる環境と条件を作っていく計画

【開城工団内実化と拡大】

- 南北は開城工団の推進事例が、南北共同繁栄の新しい可能性を提示しているという認識を共有し、これを内実化していっそう拡大していくために、
 - －通行・通信問題を解消し、京義線鉄道連結区間の開通などに合意したことで、相互疎通の拡大と物流費節減などの経協環境を改善
 - －今回の合意は、年中無休、常時通行を達成し、国際化時代のインターネット開通などを通じて、開城工団が国際競争力を持った、win-winの協力団地として発展していく転機となると展望
 - －また、第1期事業の成功に基づき、第2期開発に着手する一方、中長期的に、第2、第3の開城工団を建設していく計画

－政府は今後、このような特区の拡大を通じて、南側には投資の機会を提供し、北側には、雇用拡大と経済回復に寄与する win-win 協力方案として発展させていく。

【西海平和協力特別地帯の設置】

- 政府は、朝鮮半島の平和と繁栄を牽引できる包括的プロジェクトとして、西海に「平和協力特別地帯」開発を定義し合意した。
- －西海平和協力特別地帯開発は、△共同漁労区域と平和水域の設定、△経済特区建設と海州港活用、民間船舶の海州直航路通過、△漢江河口共同利用など、海州地域と周辺海域の平和と繁栄を牽引する事業を包括的に推進する構想
- 西海地域の平和定着方案を作成し、安保不安要因を解消することで、朝鮮半島に持続可能な実質的平和を確保
- －平和と繁栄を結合した新しい平和経済事業
- －西海 NLL など、軍事問題を軍事的方式ではなく、経済的共同利益の観点から接近する発想の転換を通じて、西海「軍事安保ベルト」を「平和繁栄ベルト」へ転換
- ※西海は、南北間の軍事的衝突の危険性が高く、南北間の経済協力の潜在力を保有

□経済特区建設と海州港利用

- 海州地域（康翎（カンリョン）郡など検討）に経済特区を開発し、北側船舶の海州直航路利用を通じて、開城－海州－南側間の産業連携を強化していくプロジェクト
- 特に、海州を始め、西海地域は、南北軍勢力が密集しているところで、この地域に経済協力特区が造成される場合、軍事的緊張を大きく緩和させるものと期待。

□共同漁労水域の指定

- 西海北方限界線周辺の海域の中で、一部を共同の水域と設定、南北漁民が共同で操業し、共同利益を共有
- －西海上の特定区域に共同漁労区域を設置、南北間緊張を緩和し、第 3 国漁船の不法操業を防止することで、南北間の共同繁栄の基盤を拡充
- 漢江河口－延坪島間の漁労不可能地域は、平和水域として設定

□漢江河口共同利用

- 漢江河口共同利用事業は、骨材販売収益・水害予防・軍事的緊張緩和など、南北全てに多目的効果が期待される事業として、
- －その間、長官級会談、経済協力推進委員会などの当局間で既に合意されたが、軍事的保障問題で履行が遅延されてきた。今回の会談で首脳レベルでの推進に合意し、履行力を確保した。

【造船協力和農業・保健医療・環境など協力事業】

- 安辺、南浦に造船所建設

一造船産業分野の協力は、南側の資本・技術と北側の優秀な労働力が結合することで、南北経済が補完的構造を持ち、発展できる動力確保が可能

※船舶ブロック工場を設立する場合、北側の労働力 1~2 千人の雇用予想

□農業、保健医療、環境保護などの協力

○南北経協の質的发展と拡大のためには、まず、農業と保健医療分野の協力を通じて、北朝鮮経済の土台を一定水準に安定化させる必要があり、このような観点から南北は、農業、保健医療分野協力事業を推進していくことに合意

○今後、政府は、農業協力と関連し、南北農業協力委員会を初期に開催し、試験共同農場の運営、種子開発・処理施設の支援など、既存の合意事項を履行し、南側の資本・技術と北側の土地・人的資源を結合し、北側の食糧難を解消するのに力を注ぐ。

○保健医療体系の改善と関連して、まず、脆弱階層である乳幼児と産婦の支援事業を体系的に推進するための当局間の協力に着手

【開城一新義州鉄道／開城一平壤間の高速道路共同利用と改修・補修】

○まず、京義線の南北鉄道連結区間の経通を通じて、開城工団の物資と北側労働者の通勤などに活用し、

一南北間鉄道の常時運行など、段階別・漸進的な運行の拡大

○南北経協拡大に直接的な関連性があり、南北経協に活用頻度が高い開城一新義州鉄道、開城一高速道路改修・補修問題協議

一特区と特区、さらに、東北アジア連携物流網構築を念頭に置き、北側 SOC 建設協力の推進

一このためには、北側鉄道に対する実態調査を実施し、改修・補修する必要

○北側が南北経協物資の開城・平壤間の陸路運送を許容することで、南北間の物流費減少、輸送期間短縮で経協活性化の条件を作る

「南北関係の発展と平和繁栄のための宣言」の履行に関する

第 1 回南北首相会談の合意書

2007 年 10 月に平壤で行われた歴史的な南北首脳会談で採択された『南北関係の発展と平和繁栄のための宣言』により、その履行のための第 1 回南北首相会談が 11 月 14 日から 16 日まで、ソウルで行われた。

南と北は、『南北関係の発展と平和繁栄のための宣言』が南北関係をより高いレベルに発展させ、朝鮮半島の平和と民族共同の繁栄と統一を実現するための新しい局面を切り開いていく上で重大な意義を持つということで認識を一致させ、これを誠実に履行するために、

次のように合意した。

第1条

南と北は、「6.15（2000年の南北首脳会談で共同宣言文を発表した日）共同宣言」の民族同士
の精神に従い、南北関係を相互の尊重と信頼の関係へ確実にかえていき、統一指向で発
展させるための措置を積極的にとっていくことにした。

①南と北は、毎年6月15日を和解と平和繁栄、統一の時代を切り開く民族共同の記念日
にするため、それぞれの内部手続きを経て、必要な措置をとることにした。

②南と北は、来年の6.15共同宣言の発表8周年記念南北共同行事を、政府と民間が参加
した上で、ソウルで行うことにした。

③南と北は、南北関係を統一指向で発展させていくため、それぞれの法律・制度を整える
問題などを協議していくことにした。

④南と北は、両側の議会をはじめとする各分野での対話と接触を活性化し、双方の政府は
南北国会会談を積極的に支援することにした。

第2条

南と北は、西海地域の平和と共同の利益のために「西海平和協力特別地帯」を設けるこ
とにした。

①南と北は、西海上での共同漁業及び民間船舶の運航と海上輸送を保障するため、西海上
の一定の水域を平和水域に指定し、管理していくことにした。

②南と北は、平和水域と共同漁業区域の対象地域と範囲を互惠の精神によって別に協議し
て確定し、2008年度の上半期のうちに共同漁業事業に着手することにした。

③南と北は、共同漁業区域の効率的な運営と水産分野での協力問題を、12月中に「西海平
和協力特別地帯推進委員会」傘下の分科委員会を通じて、協議して解決することにした。

④南と北は、海州地域に「経済協力特別区域」（「海州経済特区」）を設け、開城工団との連
携を通じて徐々に発展させていくことにした。

⑤南と北は、「海州経済特区」の設置による円滑な海上物流を行うため、海州港を民族共同
の利益にかなうよう、活用することにした。

⑥南と北は、「海州経済特区」と海州港の開発のための実務接触と現地調査を今年中に実施
し、2008年度以内に具体的な事業計画を協議して確定することにした。

⑦南と北は、2008年度以内に漢江河口での骨材採取事業に着手することにし、早期に実務
接触と現地共同調査を実施することにした。

⑧南と北は、民間船舶の海州直航路の利用に関する航路帯の設定、通航手続きなどの問題
を、12月中に「南北経済協力共同委員会」傘下の「南北造船及び海運協力分科委員会」を
開き、協議して解決することにした。

⑨南と北は、「海州経済特区」の設置により、この地域への出入、滞在、通信、通関、検疫、

資金の流通といった法律・制度を整える問題を協議していくことにした。

⑩南と北は、閣僚級を委員長にした「西海平和協力特別地帯推進委員会」を設置する事にし、『西海平和協力特別地帯推進委員会の構成運営に関する合意書』を採択した。

⑪南と北は、「西海平和協力特別地帯推進委員会」の第1回会議を、12月中に開城で開くことにした。

第3条

南と北は、均衡のとれた民族経済の発展と共同繁栄のための経済協力を、積極的に進めることにした。

1)道路及び鉄道分野における協力

①南と北は、京義線道路・鉄道の共同利用と物流流通の活性化のため、2008年から開城—平壤間高速道路と開城—新義州間鉄道の改修・補修に着手することにし、このための現地調査を今年中に実施することにした。

②南と北は、開城—平壤高速道路の改修・補修のための実務接触を11月28日から29日まで、開城—新義州鉄道の改善補修のための実務接触を11月20日から21日まで、開城で行うことにした。

③南と北は、2008年の北京オリンピックで南北の応援団が京義線列車を利用するためにレールの補修を行うことにした。

④南と北は、開城—平壤高速道路、開城—新義州鉄道の改修・補修と共同利用に必要な設計、設備、資材、人材などを適宜に保障することにした。

⑤南と北は、「南北経済協力共同委員会」の傘下に「南北道路協力分科委員会」と「南北鉄道協力分科委員会」を設置することにした。

2)造船協力団地の建設

①南と北は、2008年度上半期のうちに安辺地域で船舶ブロック工場の建設に着手し、段階的に造船能力を拡大することにした。

②南と北は、南浦の嶺南船修理工場への設備の現代化と技術協力事業、船舶ブロック工場の建設などを近いうちに行うことにした。

③南と北は、安辺と南浦地域への第2回現地調査を12月中に実施することにした。

④南と北は、造船協力団地建設によって安辺と南浦地域への出入、滞在、通信、通関、検疫、資金の流通といった法律・制度を整備する問題を、協議して解決することにした。

⑤南と北は、「南北経済協力共同委員会」の傘下に「南北造船及び海運協力分科委員会」を設置・運営し、第1回会議を12月中に釜山で行い、造船協力団地の建設と運営のための具体的な協議を行うことにした。

3)開城工業団地の建設

①南と北は、開城工団を活発化するために1段階目の建設を早期に完工し、2段階目の開発に必要な測量・地質調査を今年の12月までに行い、2008年度以内に2段階目の建設に着

手することにした。

②南と北は、開城工団 1 段階目の事業の活性化のために必要な人材を適宜に保障し、労働者のための宿舍の建設などで協力していくことにした。

③南と北は、開城工団の労働者の通勤のために、道路の建設及び列車の運行問題を協議し、進めていくことにした。

④南と北は、今年 12 月 11 日から汶山～鳳東間の鉄道貨物輸送を始め、このための板門駅の臨時コンテナ積場と貨物作業場の建設、信号・通信・電力システム及び鉄道連結区間の仕上げ工事を速やかに行うことにした。

⑤南と北は、汶山～鳳東間の貨物列車運行のため、11 月 20 日から 21 日まで開城で南北鉄道実務接触を行い、『南北間の列車運行に関する基本合意書の付属書』を採択し、「南北鉄道運営共同委員会」の第 1 回会議を 12 月初旬に開城で行うことにした。

⑥南と北は、南側の人と車輛が 7 時から 22 時まで開城工団に便利に出入りするよう、今年中に通行手続きを改善し、2008 年度からインターネット、有・無線サービスを始めるための 1 万回線の能力を持つ通信センターに今年中に着工し、通関事業の迅速性と科学性を保障するための物資の下車場の建設などを進める問題を協議していくことにした。

⑦南と北は、開城工団建設を積極的に進め、通行・通信・通関問題についての合意事項の履行のため、開城公団建設の実務接触を 12 月初旬に開城で行うことにした。

⑧南と北は、「南北経済協力共同委員会」の傘下に「開城工団協力分科委員会」を設置・運営することにした。

4) 資源開発、農業、保健医療における分野別の協力

①南と北は、既に合意した端川地区の鉱山投資などの地下資源の開発協力に関する第 3 回現地調査を 12 月中に行い、2008 年度上半期のうちに具体的な事業計画を協議し、確定することにした。

②南と北は、既に合意した農業分野での協力事業を具体的に履行し、種子生産及び加工施設、遺伝資源貯蔵庫建設などを、今年中に着手することにした。

③南と北は、病院、医療機構、製薬工場の現代化及び建設、原料支援などを推進して伝染病の抑制と韓方医学の発展のため、積極的に協力することにした。

④南と北は、双方が関心を持つ水域での水産物生産と加工、流通などのため、お互いに協力することにした。

⑤南と北は、山林の緑化及び病虫害の予防・駆除、環境汚染防止のための協力事業を進めることにした。

⑥南と北は、地下資源開発、農業、保健医療、水産、環境保護分野の協力のために「南北経済協力共同委員会」傘下の分科委員会を設置・運営することにした。

5) 「南北経済協力共同委員会」の設置・運営

①南と北は、経済協力事業の円滑な推進のため、「南北首相会談」の傘下に副首相級を委員長にした「南北経済協力共同委員会」を構成する事にして『南北経済協力共同委員会の設

置・運営に関する合意書』を採択した。

②南と北は、「南北経済協力共同委員会」の第1回会議を12月4日から6日まで、ソウルで開くことにした。

第4条

南と北は歴史、言語、教育、文化芸術、科学技術、体育などの社会文化分野の交流と協力を発展させる措置をとることにした。

①南と北は、閣僚級を委員長にした「南北社会文化協力推進委員会」を設置することにし、歴史的な遺跡と史料の発掘及び保存、「キョレマル（民族語）大辞典」の共同編纂、教育機資料と学校施設の現代化、共同文化行事、科学技術分野の人材の養成、科学技術協力センターの建設、気象情報の交換及び観測設備の支援、2008年の北京オリンピックでの共同応援をはじめとする社会文化協力事業を協議し、進めることにした。

②南と北は、白頭山と開城観光事業が円滑に行えるよう積極的に協力し、ソウルー白頭山間の直航路開設のための実務接触を、12月初旬に開城で行うことにした。

③南と北は、2008年の北京オリンピックに南北の応援団が京義線列車を利用して参加する問題に関わる実務接触を12月中に行うことにした。

④南と北は、「南北社会文化協力推進委員会」を2008年度上半期のうちに開き、気象情報の交換と観測設備の支援などの気象協力のための実務接触を、今年の12月中に行うことにした。

第5条

南と北は、民族の和解と団合をはかる見地から、人道主義分野の協力事業を積極的に進めることにした。

①南と北は、12月7日に金剛山面会所の双方の事務所の竣工式を行い、2008年の新年を迎える際に離散家族と親戚らのビデオレターの交換を行うことにした。

②南と北は、11月28日から30日まで、金剛山で第9回南北赤十字会談を行い、離散家族と親戚らの再会の拡大及び常時再会、双方の代表らによる金剛山面会所の常時在住、戦争時とその後に消息が不明になった人々の問題などを協議することにした。

第6条

南と北は、自然災害が発生した際の相互の通報及び被害拡大防止のための措置を迅速にとり、同胞愛と相互扶助の原則から、被害の復旧などに積極的に協力することにした。

第7条

南と北は、南北首相会談を6ヶ月に1回行い、第2回会談を2008年度上半期に平壤で行うことにした。

第8条

修正及び発効

- ①この合意書は、双方の合意により、修正・補充することができる。
- ②この合意書は、南と北がそれぞれ発効に必要な手続きを経て、文書を交換した日から効力を持つ。

2007年11月16日

南北首相会談
南側首席代表
大韓民国
国務首相
韓惠洙

北南首相会談
北側団長
朝鮮民主主義人民共和国
内閣首相
金英逸

(在日韓国大使館ホームページ)

「第1回南北首相会談合意書解説資料」 2007.11.16

※本資料は、南北首脳宣言履行総合企画団が作成した「第1回南北首相会談合意書解説資料」の経済協力分野を抜粋して翻訳・加筆修正したものである。

経済協力分野の主要合意内容解説

1. 開城工団第2期の開発着手と通行・通信・通関の改善で入居企業の障害を解消し、開城工団拡大発展の契機をつくる

(1) 開城工団第2期開発着手

①合意内容

開城工団第1期事業を迅速に完了し、第2期事業の推進計画を当局者間で合意した。

②期待効果

第 1 期事業の経験と成果に基づき、第 2 期へ開城工団事業を拡大・発展させることで、南北共同繁栄のモデルとして確実に定着することが期待される。

③今後の推進計画

○第 2 期事業は、2007 年 12 月に第 2 期測量・地質調査に着手し、2011 年に入居企業の稼働を目標として推進する計画である。

－既存の労働集約的業種と同時に、技術集約的、高付加価値的業種も誘致する。

－海外への輸出基地としても発展できるように、FTA などを通じた開城工団製品の韓国産認定などの条件改定が必要である。

○具体的な第 2 期開発面積、開発日程などは、測量及び地質調査の結果、開発事業者と北側間との協議を経て確定する予定である。

第 2 期事業推進日程（案）

時期	内容
2007 年 12 月	測量と地質調査着手
2008 年	設計敷地造成工事着手
2009 年	基盤施設工事着手
2010 年	工場用地分譲開始
2011 年	入居企業稼働開始

(2) 労働力の適宜保障、宿所建設協力、通勤問題の協議

①合意内容

第 1 期入居企業の稼働に必要な労働力保障と宿所建設に協力することにし、開城工団と平壤－開城の高速道路を連結する通勤道路を新設し、京義線を利用した通勤列車の運行を推進することにした。

②期待効果

○宿所建設などによって、他地域の労働力確保が可能となる場合、企業が必要とする労働力補充が可能となり、韓国の入居企業の競争力がいっそう高められる。

－第 1 期入居企業が全て稼働する場合、北側の労働者数は、約 10 万人が必要となる。

－2007 年 11 月現在、北側労働者数は、約 2 万人で、今後約 8 万人が追加が必要となる。

－現在までは、労働者供給に大きな問題はないが、開城市の人口の限界で、労働者供給に支障が発生することを懸念

○北側労働者が便利で迅速に通勤できるようになり、今後の労働条件の生産性増加が期待される

－既存の開城市内と開城工団を連結する 2 車線道路は、2008 年上半年期からは飽和状態となり、追加の道路確保が不可避

－合わせて、汶山－鳳東間の鉄道貨物輸送と同時に、通行列車が京義線鉄道を常時運行する際に、今後、南側労働者も京義線鉄道に乗り、開城工団へ出勤できると予想

③今後の推進計画

- まず、出勤可能な北側人材を最大限に活用する計画
- 通勤列車運行と通勤道路確保のための具体的方案は、鉄道・道路実務接触と開城工団実務接触などを通じて協議・推進

(3) 開城工団通行・通信・通関など3通改善

①合意内容

- 通行を7時から22時まで、1日15時間の範囲で、便利に出入りできるよう拡大していくことにした（今までは、平日8時30分から17時40分まで23回、冬季は9時から17時まで21回通行可能）。今後、入居企業が増加し、開城観光が開始されると、通行人員と車両の急増が避けられなく、通行制度の改善が至急となる。
- 通信拡充と関連し、2007年内に有線通信を1万回線に拡大するため、開城工団通信センターを着工することにした。企業活動に必須であるインターネットと無線電話も2008年から開城工団で利用できるようにした。2004年6月に南北通信事業者間で合意した「開城工業地区通信供給に関する合意書」により、現在有線通信（電話、FAX）653回線を供給中である。同合意書には、インターネットと無線電話は、除外され、その間インターネットと携帯電話は利用できなかった。

②期待効果

- 通行・通信・通関など3通問題改善は、開城工団が国際経済力を確保するのにおいて、中心要素である。今回の会談で、3通問題改善に包括的・具体的に合意したことにより、今後、開城工団事業が内実化・活性化する土台を構築する。
- 開城工団入居企業の最も大きな障害事項の解消と物流費節減
- 今後、海州特区開発、造船協力団地建設の活性化にも肯定的影響を及ぼすと予想

③今後の推進計画

- 具体的な通行制度の改善方案は12月初めに開催される実務接触で協議、拡張する計画
- 通信拡充は、12月初めの実務接触と通信事業者間の協議を通じて、インターネット・携帯電話サービスのための具体的法案を協議・確定
- 通関問題は、通関場を兼ねた物資下車場を設置し、北側税関員が企業を回って貨物検査をする既存方式から書類検査に基づいた選別方式に転換していく計画

2. 12月11日から汶山～鳳東間の鉄道貨物輸送開始

①合意内容

南北は12月11日から、汶山～鳳東間の鉄道貨物輸送を開始することにした。「南北間の列車運行に関する基本合意書の付属書」を締結し、「南北鉄道運営共同委員会」の構成など、列車運行のための制度を整備した。

②期待効果

大量輸送が可能な鉄道を利用した開城工団の物資輸送は、開城工団第 2 期の着手に対応した重要な物流インフラとして機能することと期待

③今後の推進計画

実務接触（11.20～21）を通じて列車運行のための手続きと制度を拡充

3. 西海の平和と共同利益のための「西海平和協力特別地帯」設置

①合意内容

「西海平和協力特別地帯」設置事業の全般的推進方向と 5 つの細部事業の推進日程を作成した。関連事業を総括する「西海平和協力特別地帯推進委員会」と分野別分科委員会の構成・運営に合意、体系的推進の足場を作った。

②事業別期待効果

主要事業	期待評価
①海州経済特区建設	<ul style="list-style-type: none"> ・南側には企業の活路であり、新成長動力、北側には、産業発展の土台作成 ・中長期的に海州－開城－仁川を連結する「西海 3 角経済ベルト」形成
②海州港活用	<ul style="list-style-type: none"> ・短期的に、物資輸送路の確保と南北港湾間の交流促進 ・中長期的には海州と南側を連結する物流ネットワーク形成
③漢江河口共同利用	<ul style="list-style-type: none"> ・南側には骨材難の解消、北側には経済的収益 ・骨材採取による水位低下の効果(1.03m)、慢性的な臨津江水害防止に助け ・浚渫を通じた内陸航路の確保、開城工団の該当輸送路確保
④民間船舶の海州直航路通過	<ul style="list-style-type: none"> ・海州－南側間の航路短縮による物流費用の節減 ・南北海軍と海運当局間協力を促進し、海州経済特区活性化に寄与
⑤共同漁労区域と平和水域	<ul style="list-style-type: none"> ・操業区域拡大と水産協力を通じた南北漁業の直接的所得増大 ・南北軍事力の海上緩衝水域形成、西海平和定着に寄与 ・第 3 国漁船の不法操業防止、民族支援保護の効果

③今後の推進計画

「西海平和協力特別地帯推進委員会」第 1 回会議の開催（12 月中）、主要事業の履行ロードマップを作成し、各事業別に早期措置に着手

4. 南浦、安辺地域の造船協力団地建設着手

①合意内容

南北は、2008 年上半期内に安辺地域に船舶ブロック工場の建設を着手し、南浦は近い将来、嶺南船修理工場の設備の現代化・技術協力と船舶ブロック工場建設を推進することにした。造船協力事業を本格的に協議・推進するために、経協共同委員会の下に造船海運協力分科委員会を構成することにした。

②期待効果

造船協力団地は、南北協力を通じて、韓国の造船業界に原価節減効果をもたらすと期待

③今後の推進方向

電力など周辺インフラに重点を置き、12月中に現地調査を実施する。

5. 2008年から開城－平壤高速道路及び開城－新義州鉄道の改修・補修を推進

①合意内容

南北往来人員、物資輸送など、京義線鉄道・道路の共同利用のため、2008年から開城－平壤高速道路と新義州鉄道の改修・補修を推進することにした。事業推進体系として、経協共同委員会の下に、「南北道路協力分科委員会」と「南北鉄道協力分科委員会」を構成することにした。

②期待効果

南北輸送の海運偏重現象を緩和し、物流費用を削減させ南北経協の拡大・発展に大きく寄与する。海上運送（仁川－南浦）から鉄道運動へ転換すると、運賃は4分の1に節減（1TEU当たり800ドルから200ドルへ）、運送日数は5～6日から1～3日に短縮する。

③今後の推進計画

2007年内に実務接触を通じて、現地調査に着手する。2008年北京オリンピック応援団の京義線利用のための緊急補修を開始する（2008年上半期）。

6. 資源開発、農業、保健医療など、分野別協力の拡大

- 現在「南北軽工業及び地下資源開発協力に関する合意書」（2007.5.22 発効）により、推進している地下資源開発協力を推進し、中長期的に協力対象を拡大することを模索する。
- 農業協力は、第1回南北農業協力委員会（2005.8）の合意事項を中心に推進し、種子生産及び加工施設、遺伝資源貯蔵庫建設などを今年中に着手することにした。
- 緊急救護中心で推進された当局次元の体系的保健医療協力を積極的に推進する。
- 双方の関心地域で水産協力を推進することにし、西海共同漁労問題で遅延していた水産協力事業の本格推進条件を作成する。

7. 白頭山及び開城観光進行のための協力とソウル－白頭山直航路の開設

北側の消極的な態度で遅延していた白頭山観光は、南北首脳会談を契機に突破口を開き、最近の事業者間協議（2007.11.3）を通じて、開城観光と同時に具体的推進日程を合意

【現代－北朝鮮アジア太平洋委員会合意（11.3）概要】

現代は、10.30～11.3期間中に北朝鮮を訪問し、北朝鮮アジア太平洋委員会と「南北間の観光事業に対する合意書」を締結した

・現代グループに白頭山に対する観光事業権を与えることとし、2008年5月から白頭山観光の実施、白頭山－ソウル直航路を利用する

・現代グループに開城地区に対する観光事業権を与えることとし、2007年12月初めから開城地区に対する観光を開始

南北経済協力共同委員会第1回会議合意書

南と北は「南北関係発展と平和繁栄のための宣言」を履行するための第1次南北首相会談合意に従い「南北経済協力共同委員会」第1回会議を2007年12月4日から6日までソウルで開催した。南と北は民族経済の均衡的発展と共同の繁栄のため、南北経済協力事業を積極的に活性化し持続的に拡大発展させていくべきとの認識を共にして次のように合意した。

第1条 南と北は京義線鉄道と道路の共同利用と物流流通の活性化を計り、開城—平壤高速道路と開城—新義州鉄道改修・補修を積極的に推進することにした。

- ① 南と北は2008年1月22日から23日まで開城で「南北道路協力分科委員会」第1回会議を開催して、開城—平壤高速道路現地調査結果に基づき改修・補修の範囲と共同利用問題などを協議することにした。
- ② 南と北は2008年1月22日から23日まで開城で「南北鉄道協力分科委員会」第1回会議を開催し、開城—新義州鉄道の改修・補修の範囲と推進方向、共同利用などを始め、実務的問題、2008年北京オリンピック南北応援団の列車利用のための鉄道緊急補修問題などを協議することにした。

第2条 南と北は安辺と南浦地域での造船協力団地の建設と民間船舶の海州直航路利用問題などに積極的に協力することにした。

- ① 南と北は安辺地域の船舶ブロック工場建設と南浦地域の嶺南船修理工場の現代化と船舶ブロック工場建設のため、第2回現地調査を12月11日から開始することにし、北側は現地調査と関連した電力施設、労働者保障などに関する資料と便宜を保障することにした。
- ② 南と北は安辺と南浦地域の造船協力団地建設と関連して、出入、滞在、通信、通関、検疫、資金流通など必要な制度的整備を備える問題を協議していくことにした。
- ③ 南と北は安辺と南浦地域の造船協力団地建設と民間船舶の海州直航路通過、通行秩序などの問題を協議推進するために「南北造船と海運協力分科委員会」第1回会議を12月25日から28日まで釜山で行なうことにした。

第3条 南と北は開城工団活性化のための諸般問題を早期に解決していくことにした。

- ① 南と北は開城工団第1期事業に必要な北側労働者の充員に協力し、関連した北側労働者宿泊所の建設、開城工団労働者の通勤の便宜を図るための道路建設と利用、汶山—開城間の通勤列車運行問題を協議していくことにした。
- ② 南と北は開城工団第2期開発のための測量と地質調査を12月17日から始めることにし

た。

- ③ 南と北は12月20日から21日まで開城で「開城工団協力分科委員会」第1回会議を行ない、南側人員と車両が7時から22時まで開城工団に便利に出入りできるようにし、通関事業の迅速性と科学性を保障するための物資下車を建設する問題などを協議することにした。

第4条 南と北は地下資源など資源開発協力問題を協議解決していくために「南北資源開発協力分科委員会」を構成・運営することにし、第1次会議を2008年1月中旬に開城で開催し、端川地域の鉱山投資協力に関連した第3回現地共同調査を12月20日から26日まで行なうことにした。

第5条 南と北は農業及び水産業の協力事業を互恵的な方式で推進することにした。

- ① 南と北は種子生産及び加工施設と油田資源貯蔵庫建設などの事業を推進するため、12月21日から25日まで現地調査を進めることにし、検疫と防疫、油田資源交流と共同研究、農業科学技術交流など協力事業を2008年内に着手することにした。
- ② 南と北は「第1回南北水産協力実務協議会」で合意した事業を積極的に推進することにし、まず北側東海の一定の水域で入漁及び漁労、水産物加工や優良品種解発、養殖協力事業などを協議推進することにした。

第6条 南と北は保健医療や環境保護分野協力事業を積極的に推進することにした。

- ① 南と北は病院、医療器具、製薬工場の現代化と建設、原料支援、伝染病統制と漢医学発展など保健医療協力のための実態調査を早期に進めることにして、脱脂綿工場建設を優先的に協議推進することにした。
- ② 南と北は養苗場建設と利用、山林緑化と病虫害防除事業を2008年から開始、生態系保存と環境汚染など環境保護分野の協力を積極的に推進することにした。
- ③ 南と北は保健医療と環境保護分野協力事業を協議推進するため、「南北保健医療・環境保護協力分科委員会」第1回会議を12月20日から21日まで開城で開催することにした。

第7条 南と北は南北経済協力事業と関連した出入・滞在・通信・通関・清算決済、商事仲裁など投資環境の形成と制度的保障問題などを協議推進するため、「南北経済協力制度分科委員会」を構成・運営することにし、第1回会議を2008年4月初めに開城で開催することにした。

第8条 南と北は輸出と投資拡大のため多様な協力案を協議していくことにした。

第9条 南と北は「南北経済協力共同委員会」第2回会議を2008年上半期中に平壤で行なうことにした。

第10条 この合意書は双方合意によって修正・補充することができ、双方が署名して各々発効に必要な手続きを経て文本を交換した日から効力を発生する。

2007年12月6日

南北経済協力共同委員会

南側委員長

大韓民国

副首相・財政経済副長官 権 五奎

北南経済協力共同委員会

北側委員長

朝鮮民主主義人民共和国

内閣副首相 全 承勲

(出所) 統一部ホームページより筆者作成 <http://www.unikorea.go.kr/>

南北経済協力共同委員会第1回会議結果解説資料 2007.12.6

※本資料は、南北首脳宣言履行総合企画団が作成した「南北経済協力共同委員会第1回会議結果解説資料」を翻訳・加筆修正したものである。

1. 概要

○南北経済協力共同委員会第1回会議が2007年12月4日～6日にソウルで開催された。

ー全体会議2回、委員長と委員級接触と分野別実務接触が並行

- 南と北は、2007南北首脳宣言の具体的履行と大枠での南北共同繁栄問題を論議し、10条19項で構成された合意書を採択

<合意事項>

1. 鉄道・道路の共同利用と物流流通拡大のための改修・補修協力

・2008.2.12～13「道路協力分科委員会」及び2008.1.22～23「鉄道協力分科委員会」開催(開城)

2. 安辺・南浦の造船協力団地建設と民間船舶の海州直航路の利用問題協力

・第2次現地調査を12月11日から進行

・造船協力団地建設のための制度的装備作成問題の協議

・12月25～28日「造船及び海運分科委員会」開催(釜山)、造船協会と海州直航路の問題協議

3. 開城工団活性化のための諸般問題を迅速に解決

・12月17日から第2期開発測量と地質調査開始

・12月20日～21日「開城工団分科委員会」開催(開城)

4. 南北共同利益のための資源開発協力の推進

・資源開発協力拡大のため、「地下資源開発分科委員会」の構成、2008年1月中に第1回会議の開催(開城)

・12月20～26日に端川地域鉱山の第3次現地調査進行

5. 農業と水産分野協力を互恵的な方式で推進

- ・種子生産・加工施設と遺伝資源貯蔵庫建設のため、12月21～25日に現地調査を実施
- ・北側、東海の一定水域で水産協力事業を優先的に推進
- ・12月14～15日「農水産協力分科委員会」開催(開城)

6. 保健医療と環境保護協力の推進

- ・合意した保健医療協力のための、実態調査の実施、脱脂綿工場の建設を優先的に推進
- ・環境保護協力は、羊毛場造成、山林緑化、病虫害防除などを2008年から推進
- ・12月20～21日「保健医療・環境保護分科委員会」開催(開城)

7. 投資環境造成と制度的装備作成

- ・「経協制度分科委員会」構成と2008年4月初めに第1回会議開催(開城)
－投資環境造成と制度的保障問題などを協議

8. 輸出と投資拡大のための多様な協力案の協議

9. 南北経協共同委員会第2回会議を2008年上半期中に平壤で開催

2. 合意の意義

(1) 南北経協拡大・発展のための実践的協議体系の完備

○副首相級に格上げされた南北経協共同委員会を通じて、南北経協の発展方向に対し、包括的に論議

－既に合意した道路・鉄道、開城工団などの南北経協共同委員会の6つの分科委員会の他に、「資源開発協力分科委員会」、「経協制度分科委員会」を追加で設置・運営することに合意し、分野別協議のチャンネルを構築

(2) 2007 首脳宣言で合意した経済協力事業の本格的な履行局面に進入

○南北経協共同委員会傘下の各級分科委員会の日程を確定し、持続的な協議・推進を通じた協議事項の実践段階に進入

○地下資源開発、造船協力などの主要な事業に対する現地調査日程に合意し、具体的な事業の執行に着手

(3) 首脳会談と首相会談の合意事項の履行案を協議し、推進事業の共通認識を形成

○農業科学技術交流、投資環境の改善など、既存の合意より進展した事業推進協議を進行

○保健医療分野の脱脂綿工場の建設、環境分野の養苗場造成など、合意された事業分野から優先的に推進すべき事業に対し共通認識を形成

南北経協発展方向に対するビジョンを共有し、そのための協力を模索

○北側の経済発展のための輸出拡大問題などに南北が協力することに合意

－個別事業中心から包括的な経済協力案協議の可能性を探る

3. 主要合意内容の解説

(1) 鉄道及び道路の共同利用と物流流通拡大のため積極的に協力

【首相会談以降の推進状況】

① 汶山－鳳東間の貨物列車運行と開城－新義州鉄道の改修・補修

○11月20～21日「鉄道協力分科委員会」第1回実務接触を開催、汶山－鳳東間の貨物列

車運行日程などに対し合意

－汶山－鳳東貨物列車を12月11日から毎日1回定期的に運行

－開城～新義州鉄道改修・補修のための現地調査を12月12～18日に実施することに合意

○第2回国防長官会談（11月27～29日）で汶山－鳳東間の鉄道貨物輸送を軍事的に保障することに合意

－12月5日に軍事實務協議会を開催し、このための軍事的保障を作成

○12月1日に南北鉄道運営共同委員会第1回会議を開催、汶山－鳳東間貨物列車運行のための細部問題を合意

※貨物列車は、毎日午前9時に都羅山駅を出発→9時30分に板門駅に到着→貨物積み降ろし→14時板門駅出発

②開城～平壤高速道路改修・補修と共同利用

○「道路協力分科委員会」第1回実務接触開催（11月28～29日）

－△2008年開城～平壤高速道路改修・補修着手、できるだけ早い時期に完工、△共同現地調査12月11～27日に進行、△2008年2月12～13日に南北道路協力分科委員会第1回会議開催など合意

※現地調査期間中、概略調査と実勢調査に分け、2回の調査を実施

(2) 造船協力団地建設と民間船舶の海州直航路利用問題の協力

【首相会談以降の推進状況】

①造船協力

○第1回造船協力団地現地調査実施

－造船協力団地の候補地である南浦と安辺地域の主要環境と電力などのインフラを点検

②民間船舶の海州直航路の利用

○第2回国防長官会談（11月27～29日）で西海平和協力特別地帯に対する軍事的保障対策を作る

－北側民間船舶の海州港直航を許容し、そのための航路設定と統合手続きを含んだ軍事的保障措置をとることに合意。

【今後の計画】

①造船協力

○第2次現地調査の実施（12月11日から）

－第1次調査で不十分だった背後地のインフラ（ガス、用水、電力、鋼板、教育機関など）の調査に重点

○「造船及び海運協力分科委員会」第1回会議開催（12月25～28日、釜山）

－3通問題など制度的保障問題の解決に重点

○現地調査に立脚した妥当性の分析を通じて、投資規模と計画を作成、2008年上半期中に安辺地域に対する造船協力団地の建設に着手

②民間船舶の海州直航路の利用

- 「造船及び海運協力分科委員会」第1回会議で海州直航路の設定を協議
- －通航秩序の遵守なども同時に協議

(3) 開城工団活性化のための諸般問題の迅速な解決

【首相会談以降の推進状況】

- 2007年12月現在、開城工団入居において64企業が稼働、北側労働者は約21,000人が勤務中
- －現在10ヶ所の工場が建設中であり、2008年初めから約30の工場が追加で着工する予定
- ※2010年末ごろに約450企業、北側労働者約10万人が勤務すると推測
- 南北経協共同委員会で、△第1期事業の活性化のため、3通と労働力の適宜増員問題、△第2期開発着手問題を重点的に協議

【今後の推進計画】

- ①労働者増員と通勤の便宜保障
- 第1期が完全に稼働する際に必要な北側労働者約10万人の適宜増員のための宿所建設などの協力方案を協議していくことに合意
- 同時に、開城市と周辺地域の労働者の円滑な通勤のため、平壤～開城高速道路と汶山～開城間の京畿線鉄道を活用することにし、そのための具体的な方案を協議していくことに合意
- 労働者の適宜増員と通勤の便宜保障のための方案は、「開城工団分科委員会」などを通じて具体化し実行していく計画
- ②第2期測量と地質調査、12月17日から開始
- 第2期測量・地質調査を12月17日から開始し、第2期開発の本格着手に合意。
- 2008年の初期から設計作業を進行し、2008年末から敷地造成工事を開始する計画
- ③通行・通関問題などの協議のための「開城工団分科委員会」第1回会議（12月20～21日）開催
- 「開城工団分科委員会」第1回会議で、開城工団活性化のための具体的履行方案を施行していく計画
- －通行・通信・通関制度の改善方案の細部履行計画の作成・着手
- ※△7:00～22:00の通行時間の拡大、便利な出入の具体的運用、通行手続きの簡素化方案、△通関手続き簡素化と物資駐車場の建設、△通信供給拡大方案など
- ※特に、7:00～22:00へ拡大された通行時間には、常時開城工団を往来できるよう保障する問題を重点的に協議する計画
- －北側労働者の適宜増員計画と宿所建設協力方案の協議

(4) 南北共同利益のため資源共同開発を積極的に推進

- 首相会談で端川地域鉱山の第3次現地調査を12月に進行し、2008年上半期内に具体的に事業計画を協議・推進することに合意
- －これにより、今回の経協共同委員会を通じて、12月20～26日に現地調査実施を合意
- －第3次現地調査を通じて、端川周辺地域の電力や鉄道・道路などのインフラ調査に重点

<軽工業・地下資源開発協力現況>

<p>□2007年内に南側は、8000万ドル相当の軽工業原材料(繊維、靴、石鹼)を有償で提供</p> <p>△3回にわたり軽工業技術協力団訪問</p> <p>△12月6日現在約60%の原材料提供完了</p>
<p>□北側は、地下資源生産物、開発権、処分権などで償還する計画</p> <p>－これに関連し、南北は、端川地域の3鉱山に対し、2回に渡り現地調査を実施(7月28日～8月18日、10月20日～11月7日)</p> <p>*今年度の償還分(提供された軽工業原材料の3%)の内、1次として500トンの亜鉛塊を国内に搬入予定(12月10日)</p>

- 「資源開発協力分科委員会」を新設し、2008年1月中旬に開城で第1回会議を開催することに合意
- －資源開発拡大の問題を本格的に合意し、推進できる体系を作成

(5) 農業及び水産分野協力を互恵的方式で推進

- 首相会談で合意した農業及び水産協力を本格的に推進するために、「農水産協力分科委員会」第1回会議を12月14～15日に開催
- －第1回南北農業協力委員会(2005年8月)の合意事業を中心に推進し、検疫と防疫、遺伝資源交流などを2007年中に着手することに合意
 - ※北側の農産物搬入の効果的な管理の制度的整備作成のため、検疫と防疫問題に対する協議の着手を追加
- －水産協力は東海水域を中心に、漁労、水産物、加工・流通などの多様な協力方案を模索
 - ※東海漁場での協力が本格化される場合、第3国漁船の乱獲を抑制し、水産資源を保護し、南北漁民の所得増大に寄与するものと期待
- 農業協力の迅速な着手のため、種子生産と加工施設、遺伝資源貯蔵庫建設のための現地調査を12月21日～25日に実行
- －北側に需要がある試験事業をまず推進し、本格的な農業協力発展の土台をつくる

(6) 保健医療及び環境保護協力の本格的な推進

- 「保健医療・環境保護協力分科委員会」を12月20～21日に開催し、首相会談で合意した事業の具体的実践計画を作成

- －保健医療分野は、病院、医療機構・製薬工場の現代化と建設、原材料支援、伝染病統制、漢医学の発展などのための実態調査に日程を協議し、脱脂綿工場の建設を優先的に推進
- －環境分野は、環境汚染の減少、生態系保護などの諸般の協力事項を包括的に論議し、育苗場の建設など、2008年の推進事業に合意

(7) 南北経協事業と関連した制度面の整備

①投資環境の造成と制度面の整備

- 南北経協の拡大・発展の障害要因の解消により投資環境の改善を推進

－まず、履行が不十分な4大経協合意書の実質的推進

※4大経協合意書：投資補償、商事紛争解決、二重課税、清算決裁（2003年8月発効）

－開城工団以外の地域に対する投資環境の改善と、南北経協の制度全般を拡充する総合的観点から検討

※開城工団・金剛山などの特区以外の地域は、一般的な投資条件の未整備で投資実績が低調（全体の対北投資規模の約10%程度の水準）

②南北経協制度分科委員会の構成

- 「南北経協制度分科委員会」を構成し、第1回会議を2008年4月初めに開催予定

－出入・滞在・通信・通関、清算決裁、商事仲裁など南北経協の活性化のための諸般の制度の作成と改善を協議し解決

<南北商事仲裁委員会構成の推進現況>

<input type="checkbox"/> 推進経過－「南北間の商事紛争解決手続きに関する合意書」採択(2003年8月) ー南北双方の商事仲裁委員の名簿交換(2006年7月4日) ー以降、経済協力推進委員会を通じて商事仲裁委員会開催に数回合意したが、履行は遅延
<input type="checkbox"/> 期待効果 ー南北経協企業の障害事項の解消、南北経協手続きの制度化 *南北交易会社を対象とした貿易協会の設問調査(2007年2月)の際に、南北交易の窓外事項の内、クレーム解決の問題(17.6%)が1位であった。

<清算決済制度の推進現況>

<input type="checkbox"/> 概念 ー南北交易において、開発取引が行われるごとに決済せず、南北清算決済指定銀行に設置された清算勘定に搬出・搬入を記録した後、一定期間(6ヶ月または1年)ごとに、貸借残額だけを清算し結成する方式
<input type="checkbox"/> 推進経過 ー「南北基本合意書 交流協力付属合意書」で清算決済制度の施行を合意(1992年9月) ー「南北間の清算決済に関する合意書」採択(2003年8月発効) ー南北清算決済銀行として指定された輸出入銀行(南)、朝鮮貿易銀行(北)間の清算決済合意書に仮署名したが、対象品目に対する意見により留保(2004年)

□期待効果

－南北交易の取引費用減少と取引の透明性を高める

＊現在、南北間で外国為替取引が不可能なため、南北交易はほとんど第3国の口座を利用

－南北間金融分野協力の推進

(8) 輸出及び投資拡大のための多様な協力案の協議

○北側の経済発展のため、輸出指向型事業化戦略と外国人投資の拡大が緊要であるという認識を共有

－北側の輸出及び投資拡大のための様々な協力案を協議していくことに合意

<今後の南北経協推進計画>

時期	区分	南北会談・主要事業
2007年12月	会談	・南北農水産協力分科委員会第1回会議(12月14～15日、開城)
		・開城工団協力分科委員会第1回会議(12月20～21日、開城)
		・南北保健医療・環境保護協力分科委員会第1回会議(12月20～21日、開城)
		・南北造船及び海運協力分科委員会第1回会議(12月25～28日、釜山)
	現地調査	・道路現地調査(12月11～27日)
		・安辺・南浦第2回現地調査(12月11日～)
		・鉄道現地調査(12月12～18日)
		・端川地域鉱山第3次現地調査(12月20～26日)
		・開城工団第2期測量・地質調査(12月17日～)
		・農業協力現地調査(12月21～25日)
2008年1月	・南北資源開発協力分科委員会第1回会議(2008年1月中、開城)	
	・南北鉄道協力分科委員会第1回会議(2008年1月22～23日、開城)	
2008年2月	・南北道路協力分科委員会第1回会議(2008年2月12～13日、開城)	
2008年4月	・南北経済協力制度分科委員会第1回会議(開城)	
2008年上半期	・南北経済協力共同委員会第2回会議(平壤)	

「南北関係の発展と平和繁栄のための宣言」履行のための

南北国防長官会談合意書

第2回南北国防長官会談が2007年11月27日から29日まで平壤で行われた。

会談で双方は歴史的な首脳会談で採択された「南北関係発展と平和繁栄のための宣言」の履行のため軍事的対策を討議して次のように合意した。

1. 双方は軍事的敵対関係を終息させて緊張緩和と平和を保障するための実際的な措置を取ることにした。

① 双方は敵対的な行動をしないこと、南北間に提起する全ての軍事関係問題を相互協力し

て平和的に処理することにした。

- ② 双方は2004年6月4日の合意を始め既に採択された南北間軍事的合意を徹底に遵守していくことにした。
 - ③ 双方は地上・海上・空中での全ての軍事的敵対行為をしないことにした。
 - ④ 双方は衝突を誘発させないために制度的装置を修正・補完し、偶発的衝突が発生する場合には直ちに中止対策を取り、対話と協商を通して解決することにした。
そのために双方間に既に用意してある通信連絡体系を現代化して、協商通路などを積極活用・拡大していくことにした。
2. 双方は戦争を反対し、不可侵義務を確固に遵守するための軍事的措置などを取ることにした。
- ① 双方は今まで管轄してきた不可侵境界線と区域を徹底に遵守することにした。
 - ② 双方は海上不可侵境界線問題と軍事的信頼構築措置を、南北軍事共同委員会を構成・運営して協議・解決していくことにした。
 - ③ 双方は武力不使用と紛争の平和的解決原則を再確認し、そのための実践的対策を準備することにした。
3. 双方は西海海上で衝突を防止し、平和を保障するための実地的な対策を取ることにした。
- ① 双方は西海海上での軍事的緊張を緩和して衝突を防止するために、共同漁労区域と平和水域を設定することが切実である認識を共にし、この問題を南北将官級軍事会談で早期に協議・解決することにした。
 - ② 双方は漢江河口水域に共同骨材採取区域を設定することにした。
 - ③ 双方は西海海上での衝突防止のための軍事的信頼保障措置を南北軍事共同委員会で協議・解決することにした。
4. 双方は停戦体制を終息させ、恒久的な平和体制を構築していくために、軍事的に相互協力することにした。
- ① 双方は終戦を宣言して平和体制を構築していくことが民族の志向と要求である認識を共にすることにした。
 - ② 双方は終戦を宣言するための条件を整備するために必要な軍事的協力を推進していくことにした。
 - ③ 双方は戦争時期の遺骸発掘問題が軍事的信頼構築や戦争終息と関連した問題ということに同意し、推進対策を協議・解決していくことにした。
5. 双方は南北交流協力事業を軍事的に保障するための措置を取ることにした。
- ① 双方は民族の共同繁栄と軍事的緊張緩和のために役立つ交流協力に対して即時的な軍

事的保障対策を立てることとした。

- ② 双方は「西海平和協力特別地帯」に対する軍事的保障対策を立てていくことにした。
双方は西海共同漁労、漢江河口共同利用など交流協力事業に対する軍事的保障対策を別途に南北軍実務会談で最優先的に協議・解決していくことにした。
双方は北側民間船舶の海州港直航を許容し、そのための航路帯設置と通行手続きを含む軍事的保証措置をとっていくことにした。
- ③ 双方は開城・金剛山地域の協力事業が活性化するように2007年12月11日から開始する汶山一鳳東間鉄道貨物輸送を軍事的に保障することに合意し、南北管理区域の通行・通信・通関のための軍事保障合意書を2007年12月初めに板門店統一閣で南北軍実務会談を開催し協議・採択することにした。
- ④ 双方は白頭山観光が実現される前まで直航路開設と関連した軍事的保障措置を協議・解決することにした。

6. 双方は本合意書の履行のための協議機構を正常的に稼動することにした。

- ① 第3回南北国防長官会談は2008年の適切な時期にソウルで開催することにした。
- ② 南北軍事共同委員会は構成し次第、第1回会議を早期に開催することにした。

7. 本合意書は双方国防長官が書名して発効に必要な手続きを経て文本を交換した日から効力を発生する。

- ① 本合意書は必要によって双方が合意して修正・補充することができる。
- ② 本合意書は各々2部作成され、同じ効力を持つ。

2007年11月29日

大韓民国
国防部長官
金章洙

朝鮮民主主義人民共和国
国防委員会 人民武力部長
朝鮮人民軍 次首 金 鎰喆

(出所) 統一部ホームページより筆者作成 <http://www.unikorea.go.kr/>

第2回南北国防長官会談合意書解説資料 2007.11.29

※本資料は、国防部が作成した「第2回南北国防長官会談合意書解説資料」の経済協力分野を抜粋して翻訳・加筆修正したものである。

1. 意義

- 「2007 首脳宣言」の履行のための軍事的対策作成
- 2000 年 9 月に済州島で第 1 回国防長官会談が開かれてから、7 年ぶりに「南北関係発展と平和繁栄のための宣言」の履行のための軍事的対策を協議するため、南北最高の軍事当局者間の対話を再開
- 南北間の軍事的緊張緩和と平和保障、紛争問題解決のための対話・協商チャンネル作成、西海上での衝突防止と平和保障、終戦体制の終息と平和体制構築、交流協力事業の軍事的保障方案などに対する実質的な対策を作成

- 南北首脳間で協議した各種の協力事業が拡大・発展できるよう、軍事的に後押し
- 双方は、民族の共同繁栄と軍事的緊張緩和に助けになる交流協力事業に対し、即効的な軍事的保障対策をつくる。
- 特に、汶山－鳳東間の鉄道貨物輸送、南北管理区域の 3 通問題（通行・通信・通関）は、2007 年 12 月初めに軍事実務会談を開催し、合意書を締結することにし、開城工団と金剛山観光を活性化
- その他に、北側民間船舶の海州港直航の許容、漢江河口共同利用事業、ソウル－白頭山直航路開設の軍事的保障も優先的に推進することに合意
- 南北間の経済協力が軍事的信頼構築をいっそう増進させ、軍事分野の信頼の進展が、経済協力をいっそう拡大発展させる平和と繁栄の相互循環構造が定着される契機をつくる。

2. 合意内容（経済協力部分）

南北交流協力事業の軍事的保障のための措置推進

- ① 南北交流協力事業に対する即効的な軍事的保障対策の樹立合意
- ② 「西海平和協力特別地帯」に対する軍事的保障対策樹立
共同漁労、漢江河口共同利用など、交流協力事業に対する軍事的保障対策を別途に軍事実務会談で最優先的に協議・解決
北側民間船舶の海州港直航許容、航路帯設定と通航手続きを含んだ軍事的保障措置の推進
- ③ 汶山－鳳東間の鉄道貨物輸送に対する軍事的保障を合意し、南北管理区域の 3 通問題に対する軍事的保障合意書を 2007 年 12 月初めに軍事実務会談を開催し締結
- ④ 白頭山観光が実現されるまで、直航路開設と関連した軍事的保障措置を合意・解決
- 双方は、首脳会談で合意した各種の交流協力事業を支障なく履行するため、関連軍事的保障対策を適時に作成することに合意
- －特に、今回の会談で 12 月 11 日から開始される汶山－鳳東間鉄道の貨物輸送を軍事的に保障することに合意し、南北管理区域の 3 通問題に対する軍事的保障合意書を 12 月初めに軍事実務会談を開催し締結することに合意した。

西海平和協力特別地帯推進委員会第1回会議合意書

2007年12月28日から29日まで西海平和協力特別地帯推進委員会第1回会議を開催した。南北は西海地域で平和と共同繁栄を実現するため「南北関係発展と平和繁栄のための宣言」とその履行のための第1回南北首相会談合意を誠実に履行していくことが重要である旨の認識を共にして次のように合意した。

第1条 南と北は海州経済特区建設を開城工業地区との連携を通じて徐々に発展させていくことにした。

- ① 南と北は2008年上半期に「海州経済特区協力分科委員会」を開催して次のような問題を協議・解決することにした。
 1. 海州経済特区建設を段階的に推進し、規模を次第に拡大する問題
 2. 現地調査結果に基づき具体的な事業計画を確定する問題
 3. 試験団地を建設して着工式を進行する問題
 4. 海州経済特区と開城工業地区との補完的な関係を実現する問題
 5. 海州経済特区建設のための法制度的整備を早期に準備し、事業計画が確定する時期に合わせてこれらを完備する問題など
- ② 南と北は海州地域に対する現地共同調査を2008年1月31日頃実施することにし、北側は資料提供と施設訪問などの諸般便宜を保障することにした。

これに関連して2008年1月に合意される日程で開城で実務接触を持ち、調査団の訪問経路と人員・調査方法などを協議することにした。

第2条 南と北は海州港を民族共同の利益に適うように共同で開発し活用することにした。

- ① 南と北は海州港に対する現地調査を海州経済特区に対する現地調査と共に実施することにした。
- ② 南と北は2008年上半期に「海州港開発協力分科委員会」を開催して次のような問題を協議・解決することにした。
 1. 現地調査結果に基づき具体的な事業計画を確定する問題
 2. 海州港開発を海州経済特区開発過程に合わせて段階的に拡大して行く問題
 3. 現存埠頭改修・補修と航路確保、段階別埠頭拡張に対する具体的な着手時期と方案を確定する問題など

第3条 南と北は南北将官級軍事会談で共同漁労区域と平和水域が設定され次第、共同漁労を実施することとし、2008年上半期内に「共同漁労協力分科委員会」を開催して次のような問題を協議・解決することにした。

- ① 西海共同漁労実施のための具体的な問題を協議・確定する問題
- ② 水産資源の保護と効率的な活用のため努力する問題
- ③ 共同漁労区域を南北共同の利益と平和保障に寄与する方向で管理運営する問題
- ④ 西海での水産物生産と加工・流通・水産分野技術交流をはじめ、協力事業を推進する問題など

第4条 南と北は漢江河口を段階的に開発して共同で利用していくために2008年上半期内に「漢江河口協力分科委員会」を開催して次のような問題を協議・解決することにした。

- ① 漢江河口に対する現地調査を共同で実施する問題
- ② 共同調査結果に基づき事業計画を協議・確定し、骨材採取事業に着手する問題
- ③ 漢江河口の試験的骨材採取など共同利用事業を効率的に推進するための常設的な共同履行機構を設置する問題
- ④ 漢江河口骨材採取による環境影響評価問題など

第5条 南と北は西海平和協力特別地帯推進委員会第2回会議を2008年上半期内に開催することとし、推進委員会第2回会議と傘下の「海州経済特区協力分科委員会」、「海州港開発協力分科委員会」、「漢江河口協力分科委員会」、「共同漁労協力分科委員会」の具体的な開催日程と場所は文書交換の方法で協議・確定することにした。

第6条 修正と発効

この合意書は双方の合意によって修正・補充することができる。

この合意書は南と北が書名して各々発効に必要な手続きを経て文章を交換した日から効力を発生する。

2007年12月29日

西海平和協力特別地帯
推 進 委 員 会
南 側 委 員 長
大 韓 民 国
大統領秘書室統一外交安保政策室長
白 鍾天

西海平和協力特別地帯
推 進 委 員 会
北 側 委 員 長
朝鮮民主主義人民共和国
国土環境保護相
朴 松男

(出所) 統一部ホームページより筆者作成 <http://www.unikorea.go.kr/>

南北経済協力に関する主要法令

南北交流協力に関する法律

[1990. 8. 1 法律第 4239 号]

改正

- 1990. 12. 27 法律 第 4268 号 (政府組織)
- 1992. 12. 8 法律 第 4522 号 (出入国)
- 1994. 12. 31 法律 第 4850 号 (対外貿易)
- 1996. 12. 30 法律 第 5211 号 (対外貿易)
- 1997. 12. 13 法律 第 5454 号 (政府部署名)
- 1998. 9. 16 法律 第 5559 号 (外国人投資)
- 2000. 12. 29 法律 第 6316 号 (対外貿易)
- 2005. 5. 31 法律 第 7539 号

第 1 条 (目的) この法律は、軍事分界線南地域 (以下”韓国”という) 及びその北側地域 (以下”北朝鮮”という) 間の相互交流及び協力を促進するために必要な事項を規定し、朝鮮半島の平和と統一に寄与することを目的とする。

(2005. 5. 31 本条改正)

第 2 条 (定義) この法律において使用する用語の定義は、次の通りである。

1. “出入場所”とは、北朝鮮へ行き、又は北朝鮮から入ることができる韓国の港・飛行場その他場所として大統領令が定める所をいう。
2. “交易”とは、韓国及び北朝鮮間の物品の搬出・搬入をいう。
3. “搬出・搬入”とは、売買・交換・賃貸借・使用貸借・贈与等を原因とする韓国と北朝鮮間の物品の移動 (単純に第三国を経由する物品の移動を含む。以下同様) をいう。
4. “協力事業”とは、韓国と北朝鮮の住民 (法人・団体を含む) が共同で行う文化・観光・保健医療・体育・学術・経済等に関する諸般活動をいう。

(2005. 5. 31 本号改正)

第 3 条 (他の法律との関係) 韓国と北朝鮮との往来・接触・交易・協力事業及び通信役務の提供等、南北交流と協力を目的とする行為に関しては、この法律の目的範囲内において他の法律に優先してこの法律を適用する。

(2005. 5. 31 本条改正)

第 4 条（南北交流協力推進協議会の設置）韓国と北朝鮮間の相互交流及び協力（以下“南北交流・協力”という）に関する政策を協議・調整して、南北交流・協力に関する重要事項を審議・議決するために統一部に南北交流協力推進協議会（以下“協議会”という）をおく。

（2005. 5. 31 本条改正）

第 5 条（協議会の構成）①協議会は、委員長 1 人を含む 18 人以内の委員で構成する。

②委員長は統一部長官がなり、協議会の業務を統轄する。

③委員は、次の各号のどちらかに該当する者の中から、国務総理が任命、又は、委嘱する。

この場合、委員のうち 3 人以上は第 2 号に該当する者とする。

1. 次官又は次官級公務員

2. 南北交流・協力に関する専門知識と経験を持った民間専門家

④委員長にやむを得ない理由で職務が遂行できないときは、委員長があらかじめ指定した委員が委員長の職務を代行する。

⑤協議会に幹事 1 人をおき、幹事は委員長が指名する者となる。

（2005. 5. 31 本条改正）

第 6 条（協議会の機能）協議会は、次の各号の事項を審議・議決する。

1. 南北交流・協力に関する政策の協議・調整及び基本原則の樹立

2. 南北交流・協力に関する各種許可・承認等に関する重要事項の協議・調整

3. 搬出・搬入承認対象品目等の決定（2005. 5. 31 本号改正）

4. 協力事業に対する総括・調整

5. 南北交流・協力促進のための支援

6. 南北交流・協力と関連した重要事項に対する関係部署間の協調推進

7. その他委員長が附議する事項

第 7 条（協議会の議事）①協議会の会議は委員長が招集する。

②協議会の会議は在籍委員過半数の出席と出席委員過半数の賛成で議決する。

③協議会の運営に關しての必要事項は大統領令で定める。

第 8 条（実務委員会）①協議会に上程する議案を準備して、協議会の委任を受けた事務を処理させるために協議会に実務委員会をおくことができる。

②実務委員会の構成・運営等に関する必要事項は大統領令で定める。

第 9 条（南北韓往来）①韓国と北朝鮮の住民が韓国及び北朝鮮を往来しようとするときに

は、大統領令が定めるところにより統一部長官が発給した証明書を所持しなければならない。

②第 1 項の規定による証明書（以下“訪問証明書”という）は北朝鮮訪問証明書と韓国訪問証明書に区別し、これを其々1回に限り北朝鮮又は韓国を訪問できる証明書と、統一部長官の定める有効期間の満了まで回数制限なく北朝鮮又は韓国を訪問できる証明書（以下“数次訪問証明書”という）に区別する。

③数次訪問証明書の発給を受けた者が北朝鮮又は韓国を初めて訪問した以降、訪問証明書の有効期間内に北朝鮮又は韓国を再び訪問しようとするときは、大統領令が定めるところにより統一部長官に訪問申告をしなければならない。

④統一部長官は第 1 項の規定による訪問証明書の発給を受けた者が南北交流・協力を阻害する憂慮があるとか、国家安全保障・公共秩序、又は、公共福利を所害する憂慮があるときは、その発給決定を取消することができる。

⑤在外国民が外国から北朝鮮を往来するときは、統一部長官又は、在外公館の長に申告しなければならない。ただし、外国を経由しないで韓国と北朝鮮を直接往来するときは、第 1 項の規定に従い発給された訪問証明書を所持しなければならない。

⑥第 1 項の規定による証明書の発給手続き及び第 5 項の規定による在外国民の範囲と申告手続きに関して必要な事項は大統領令で定める。

(2005. 5. 31 本条改正)

第 9 条の 2 (南北韓住民接触) ①韓国住民が北朝鮮住民と会合・通信、その他の方法で接触しようとするときは、統一部長官に事前に申告しなければならない。ただし、大統領令が定めるやむを得ない理由に該当する場合には接触後に申告できる。

②統一部長官は第 1 項本文の規定に従い接触に関する申告を受けたときは、南北交流・協力を阻害するとか、国家安全保障・秩序維持又は公共福利に反する場合に限り、申告の受理を拒否することができる。

③第 1 項の規定による申告の手続き及び接触後の申告などに関して必要な事項は大統領令として定める。

(2005. 5. 31 本条新設)

第 10 条 (海外同胞等の出入保障) 外国国籍を保有せず、大韓民国の旅券を所持しない海外居住同胞が韓国に往来しようとするときには、旅券法による旅券証明書を所持しなければならない。

第 11 条 (南北韓往来に対する審査) 出入場所で韓国と北朝鮮を直接往来する韓国と北朝鮮の住民は、大統領令が定めるところにより審査を受けなければならない。

第12条（交易当事者等）①交易（北朝鮮と第三国間に物品の中継貿易を含む。以下この条において同様）をすることができる者は、国家機関・地方自治体・政府投資機関・「対外貿易法」による貿易をする者、又は統一部長官が協議会の議決を経て必要だと認定する者（以下“交易当事者”という）とする。

②韓国と北朝鮮間の取引は、国家間の取引ではない民族内部の取引と解釈する。

（2005. 5. 31 本条改正）

第13条（搬出・搬入の承認）①交易当事者が物品の搬出・搬入をしようとするときは、大統領令が定めるところにより当該物品又は取引形態・代金決済方法に関して統一部長官の承認を得なければならない。承認を得た事項のうち、大統領令が定める主要内容を変更しようとするときもまた同じである。

②統一部長官は第1項の規定による搬出・搬入の承認をすることにおいて、個別的承認に替えて物品又は代金決済方法等、一定の範囲を定めて包括的に承認できる。

（2005. 5. 31 本条改正）

第14条（搬出・搬入承認対象物品等の公告）統一部長官は、物品の搬出・搬入に関して協議会の議決を経て次の各号の事項をあらかじめ公告しなければならない。公告した事項を変更しようとする時もまた同じである。（2005. 5. 31 前段改正）

1. 物品の搬出・搬入に関する輸出入承認を要する品目又は禁止品目の区分（1996. 12. 30 本号改正）

2. 承認を要する品目に関する制限内容及び承認手続

（1996. 12. 30 本号改正）

（2005. 5. 31 本条題目改正）

第15条（交易に関する調整命令等）①統一部長官は、交易に関する協定の遵守や物品の搬出・搬入の秩序維持等のために必要であると認めるときには、交易当事者に搬出・搬入する物品の価格・数量・品質その他取引条件等に関して必要な調整を命ずることができる。

②統一部長官は必要であると認めるときは、交易当事者に交易に関する事項を報告させることができる。

（2005. 5. 31 本条改正）

第16条（協力事業者の承認等）①協力事業をしようとする者は、次の各号の条件を具備し、統一部長官の承認を得なければならない。

1. 協力事業をしようとする分野の事業実績があるとか、協力事業を推進できる資本・技術・経験などを具備していること

2. 南北交流・協力の推進に寄与できる者として大統領令が定める条件を持っていること

②統一部長官は、第 1 項の規定により承認を得た協力事業者が次の各号のどれかに該当する場合には、関係行政機関の長と協議しその承認を取消しすることができる。

1. 虚偽その他不正な方法で協力事業者の承認を得た場合
2. 第 1 項に規定により基準に達しない場合
3. 第 17 条第 1 項の規定による承認を得ずに協力事業を施工した場合
4. 第 17 条第 1 項の規定による変更承認を得ずに承認を得た事業外の事業を北朝鮮住民と共同で行った場合
5. 第 18 条第 1 項の規定による調整命令に従わないとか、第 18 条第 2 項の規定による施行内容を報告しなかった場合
6. 最近 3 年間に継続して協力事業の実績がない場合
7. 協力事業の施行中に南北交流・協力を阻害する憂慮がある行為を行った場合
8. 国家安全保障・公共秩序又は公共福利を阻害する憂慮がある場合

③統一部長官は、第 2 項の規定により承認を取消そうとする場合には聴聞を実施しなければならない。

④第 1 項から第 3 項の規定による承認・取消し手続き及び聴聞手続き等に関して必要な事項は大統領令で定まる。

(2005. 5. 31 本条改正)

第 17 条（協力事業の承認）①第 16 条の規定により協力事業の承認を得た者（以下”協力事業者”という）が協力事業を施行しようとするときは、事業ごとに次の各号の条件を具備し、統一部長官承認を得なければならない。承認を得た事業の内容を変更しようとするときもまた同じである。

1. 協力事業の内容が実現可能であること
2. 協力事業の施行により南北間に紛争を生じる事由がないこと
3. 既に施行されている協力事業と深刻な競争を誘発する可能性がないこと
4. 協力事業者の能力が協力事業の内容と規模に符合すること
5. 国家安全保障・公共秩序又は公共福利を阻害する憂慮がないこと

②第 1 項の規定による承認手続等に関して必要な事項は大統領令で定める。

③統一部長官は、南北韓の合意により成立する事業、又は投資額・事業分野等を考慮し、迅速に施行する必要があると認定される事業に対しては、第 16 条第 1 項の規定による協力事業者承認手続きと第 1 項の規定による協力事業承認の手続きを同時に進行できる。

(2005. 5. 31 本条改正)

第 18 条（協力事業に関する調整命令等）①統一部長官は、協力事業が南北交流・協力の促進に貢献できるように協力事業者にその者が施行する協力事業に対して必要な調整を命ずることができる。

②統一部長官は、大統領令が定めるところにより協力事業者に協力事業の施行内容を報告させることができる。

(2005. 5. 31 本条改正)

第 19 条 (決済業務の取扱機関) ①統一部長官は、南北交流・協力において必要であると認めるときは、財政経済院長官と協議して決済業務を取扱う機関を指定することができる。

(2005. 5. 31 本項改正)

②第 1 項の規定による決済業務取扱機関が行う決済の範囲・方法及び手続等に関して必要な事項は大統領令で定める。

第 20 条 (輸送装備の運行) ①韓国と北朝鮮間に船舶・航空機・鉄道車両又は自動車等を運行しようとする者は、統一部長官の承認を得なければならない。

(2005. 5. 31 本項改正)

②第 1 項の規定による承認の基準及び手続等に関して必要な事項は大統領令で定める。

第 21 条 (輸送装備等の出入管理) 船舶・航空機・鉄道車両又は自動車等とその乗務員が出入場所に入出するときは、出入国管理法第 69 条から第 76 条の規定を準用する。

(1992. 12. 8 本条改正)

第 22 条 (通信役務の提供) ①南北交流・協力の促進のために郵便役務及び電気通信役務を提供することができる。

②韓国と北朝鮮間に提供されている郵便役務及び電気通信役務の提供者・種類・料金・取扱手続等に関して必要な事項は大統領令で定める。

第 23 条 (検疫等) ①北朝鮮から来航する船舶・航空機・荷物は検疫調査を受けなければならない。

②第 1 項の規定による検疫調査には、検疫法第 6 条から第 28 条及び第 33 条から第 35 条の規定を準用する。ただし、検疫法第 19 条及び第 20 条の規定による検疫証又は仮検疫証の交付はこれを省略することができる。(2005. 5. 31 本文改正)

③北朝鮮から韓国に来る者のうち、伝染病に感染しているか、感染が疑われる者、また、伝染病菌の病原体に汚染されているか、汚染が疑われる物を所持する者は、国立検疫所長又は保健所長に申告しなければならない。

第 24 条 (南北交流・協力の支援) 政府は、南北交流・協力を増進させるために必要であると認めるときは、この法律により行う南北交流・協力のための事業を施行する者に補助金を支給するか、又は、その他の必要な支援をすることができる。

第 25 条（協調要請）統一部長官は、南北交流・協力を増進させ、関連政策樹立のために必要であると認めるときは、関係専門家及び南北交流・協力の経験がある者に意見の陳述等必要な協調を要請することができる。この場合協調の要請を受けた者は、正当な理由がない限りこれに応じなければならない。（2005. 5. 31 前段改正）

第 26 条（他の法律の準用）①交易に関してこの法律に特別に規定されない事項に対しては、大統領令が定めるところにより対外貿易法等貿易に関する法律を準用する。

②物品の搬出・搬入に対しては、大統領令が定めるところにより租税の賦課・徴収・減免及び還付等に関する法律を準用する。ただし、原産地が北朝鮮である物品の搬入においては、関税法による課税規定及び他の法律による輸入賦課金に関する規定はこれを準用しない。（2005. 5. 31 但書改正）

③韓国と北朝鮮間の投資、物品の搬出・搬入その他経済に関する協力事業及びこれに付随する取引に対しては大統領令が定めるところにより次の各号の法律を準用する。

1. 外国為替管理法（2005. 5. 31 本号改正）
2. 外国人投資促進法（1998. 9. 16 本号改正）
3. 韓国輸出入銀行法
4. 輸出保険法
5. 対外経済協力基金法
6. 法人税法
7. 所得税法
8. 租税特例制限法（2005. 5. 31 本号改正）
9. 輸出用原材料に対する関税等還付に関する特例法
10. その他大統領令が定める法律

④第 1 項から第 3 項の規定により他の法律を準用する場合においては、大統領令でそれに対する特例を定めることができる。

第 26 条の 2（罰則適用での公務員擬制）協議会の委員のうち、公務員でない委員は、「刑法」及びその他の法律による罰則に適用においてはこれを公務員とみなす。

（2005. 5. 31 本条新設）

第 27 条（罰則）①次の各号の 1 に該当する者は、3 年以下の懲役又は 1000 万ウォン以下の罰金に処する。

1. 第 9 条第 1 項の規定による証明書の発給を受けずに韓国と北朝鮮を往来した者（2005. 5. 31 本号改正）
2. 第 13 条の規定による承認を得ずに物品を搬出又は搬入した者

3. 第 17 条第 1 項の規定による承認を得ずに協力事業を施行した者
4. 詐偽その他不正な方法で第 9 条第 1 項の規定による証明書の発給を受けるか、第 13 条又は第 17 条の規定による承認を得た者 (2005. 5. 31 本号改正)
5. 第 20 条第 1 項の規定による承認を得ずに韓国と北朝鮮間に船舶・航空機・鉄道車両又は自動車等を運行した者

②次の各号の 1 に該当する者は、1 年以下の懲役又は 500 万ウォン以下の罰金に処する。

1. (2005. 5. 31 削除)
2. 第 15 条第 1 項の規定による調整命令に従わない者 (2005. 5. 31 本号改正)
3. 第 18 条第 1 項の規定による調整命令に従わない者 (2005. 5. 31 本号改正)

③第 1 項第 1 号から第 3 号の未遂犯は処罰する。

第 28 条 (両罰規定) 法人の代表者、法人又は個人の代理人、使用人その他従業員がその法人又は個人の業務に関して第 27 条の規定に該当する行為をしたときは、行為者を罰する他にその法人又は個人に対しても同条の規定による罰金刑を科す。

第 28 条の 2 (過怠料) ①次の各号のどれかに該当する者は 300 万ウォン以下の過怠料を処する。

1. 第 9 条第 3 項の規定による申告をせずに北朝鮮を訪問した者
2. 第 9 条第 5 項の規定による申告をせずに北朝鮮を往来した在外国民
3. 第 9 条の 2 第 1 項の規定による申告をせずに会合・通信その他の方法で北朝鮮の住民と接触した者
4. 第 15 条第 2 項の規定による報告をしなかった者
5. 第 18 条第 2 項の規定による報告をしなかった者

②第 1 項の規定による過怠料は、大統領令が定めるところにより統一部長官がこれを付加・徴収する。

③第 2 項の規定による過怠料処分に不服がある者は、その処分の告知を受けた日から 30 日以内に統一部長官に異議を提起することができる。

④第 2 項の規定による過怠料処分を受けた者が第 3 項の規定により異議を提起したときは、統一部長官は遅滞無く管轄裁判所にその事実を通報しなければならない、その通報を受けた管轄裁判所は、「非訟事件手続法」による過怠料の裁判を行う。

⑤第 3 項の規定による期間内に異議を提起せず、過怠料を納付しなかったときは、国税滞納処分の例によりこれを徴収する。

(2005. 5. 31 本条新設)

第 29 条 (刑の減輕等) 第 27 条第 1 項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕又は免除することができる。

(2005. 5. 31 本条改正)

第 30 条（北朝鮮住民擬制）この法（第 9 条第 1 項及び第 11 条を除外する）の適用において北朝鮮の路線により活動する国外団体の構成員は北朝鮮の住民とみなす

附則（200. 12. 29）

第 1 条（施行日）この法律は公布後 3 ヶ月が経過した日から施行する。（以下省略）

附則（2005. 5. 31）

①（施行日）この法律は公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。

②（罰則に関する経過措置）この法の施行前の行為に対する罰則の適用は従来の規定による。

（出所）『法典 2007 年版』玄岩社 2007. 2 より筆者作成

南北協力基金法

[1990. 8. 1 法律第 4240 号]

改正

1990. 12. 27 法律 第 4268 号（政府組織法）

1993. 12. 31 法律 第 4675 号（国債法）

1996. 12. 12 法律 第 5170 号（財政融資特別会計法）

1997. 12. 13 法律 第 5454 号（政府部署名称などの変更による建築法整備に関する法律）

1999. 5. 24 法律 第 5982 号（政府組織法）

1999. 12. 31 法律 第 6075 号（国債法）

2002. 12. 30 法律 第 6836 号（国庫金管理法）

2006. 12. 30 法律 第 8135 号（公共資金管理法）

第 1 条（目的）この法は南北交流協力に関する南北間の相互交流と協力を支援するため南北協力基金を設置し、その運用・管理に関して必要な事項の定めを目的とする。

第 2 条（定義）この法で使用する用語の定義は次の通りである。

1. “交易”及び“協力事業”とは南北交流協力に関する法律第 2 条第 2 号及び第 4 号に規定された交易及び協力事業をいう。
2. “金融機関”とは銀行法その他法律に基づく銀行である金融機関をいう。

第 3 条（基金の設置）政府はこの法の目的を達成する為に必要な資金を確保・供給するため南北協力基金（以下“基金”とする）を設置する。

第 4 条（基金の財源）基金は次の財源で造成する。

1. 政府や政府以外の者の出資金
2. 第 5 条の規定による長期借入金
3. 公共資金管理基金法による公共資金管理基金からの預受金（1999. 12. 31 本号改正）
4. 基金の運用収益金
5. その他大統領が定める収入金

第 5 条（長期借入れ）①統一院長官は基金の財源を準備するために必要な時には基金の負担で財政融資特別会計、他の基金、金融機関などからの資金を長期借り入れすることができる。（2006. 12. 30 本項改正）

②統一院長官は第 1 項の規定により資金を借り入れる時には事前に財政経済院長官と協議しなければならない。

第 6 条 （1999. 12. 31 削除）

第 7 条（基金の運用・管理）①基金は統一院長官が運用・管理する

②統一院長官は大統領の定めに従い、基金の運用・管理に関する事務を金融機関に委託することができる。

③統一院長官が基金運用計画を樹立する時には基金運用計画のうち、経済及び財政・金融政策と関連した重要事項に対しては事前に財政経済部長官及び企画予算処長官と協議しなければならない。

（1999. 5. 24 本項改正）

④基金の運用・管理に関する次の事項に対しては南北交流協力に関する法律第 4 条の規定による南北交流協力推進協議会の審議を通さなければならない。

1. 基金の運用・管理に関する基本政策
2. 基金運用計画
3. 決算報告事項
4. その他統一院長官が必要と認める事項

第 8 条（基金の用途）基金は次の各号の 1 に該当する用途に使用する。

1. 南北の住民が南北間往来に必要な費用の全部、又は一部の支援
2. 文化・学術・体育分野の協力事業に所要とする資金の全部又は一部の支援

3. 交易及び経済分野の協力事業を促進する為に所要される資金の、韓国住民（法人・団体を含む）に対する支援又は融資
4. 南北交流・協力を促進するための換銭など代金決済の便宜を提供することや、資金を融資してくれる金融機関に対する資金支援及び損失補填と金融機関から大統領令が定める非指定通貨の引き受け
5. その他民族の信頼と民族共同体回復に役立つ南北交流・協力に必要な資金の融資、支援及び南北交流・協力を増進するための事業への支援
6. 借入金及び公共資金管理基金法による公共資金管理基金からの預受金の元利金償還（1999. 12. 31 本号改正）
7. 基金の造成・運用及び管理のための経費の支出

第9条（基金の会計機関）①統一院長官は基金の収入と支出に関する事務を行なわせるために所属公務員の中から基金収入徴収官・基金財務官・基金支出官及び基金出納公務員を任命する。

②第7条第2項の規定により基金の運用・管理に関する事務を委託した場合には、統一部長官は委託された銀行の理事の中から基金収入担当理事と基金支出原因行為担当理事を、その職員の中から基金支出職員と基金出納職員を其々任命することができる。この場合基金収入担当理事は基金収入徴収官の職務を、基金支出原因行為担当理事は基金財務官の職務を、基金支出職員は基金支出官の職務を、基金出納職員は基金出納公務員の職務を其々随行する。＜改正 1990. 12. 27、2002. 12. 30＞

③（2002. 12. 30 削除）

（2002. 12. 30 本条改正）

第10条（一時借入れ）①統一院長官は基金の運用上必要な時には基金の負担で韓国銀行その他金融機関から資金を一時借り入れすることができる。

②第1項の規定による一時借入金は該当会計年度に償還しなければならない。

第11条（報告と還収）①統一院長官は大統領令の定めに従い基金を使用する者に使用計画及び使用結果を報告させることができる。

②統一院長官は基金を使用する者が該当基金支出目的以外に使用した場合には支出した基金の全部を還収することができる。

③第2項の規定による基金の還収については国税滞納処分の例に準ずる。

第12条（余裕資金の運用）統一院長官は基金に余裕がある場合には次の方法で運用することができる。

1. 国債・公債の買い入れ

2. 「公共資金管理基金法」による公共資金管理基金としての預託
(2006.12.30 本号項改正)
3. 金融機関への短期預置
4. その他大統領令が定める方法

第13条（利益及び欠損の処理）①基金の決算上利益金が生じた場合にはその全額を積み立てなければならない。

②基金の決算上損失金が生じた場合には第1項の規定による積立金で補填し、その積立金が不足するときは政府が予算の範囲内で補填することができる。

第14条（監督及び命令）統一院長官は第7条第2項の規定により、基金の運用・管理に関する事務を委託した場合にはその委託事務を監督し、これに必要な命令をすることができる。〈改正1990.12.27〉

附則（2002.12.30）

第1条（施行日）この法は2003年1月1日から施行する。
(以下省略)

附則（2006.12.30）

第1条（施行日）この法は2007年1月1日から施行する。
(以下省略)

(出所) 『法典2007年版』玄岩社 2007.2より筆者作成

◇ 南北協力基金の概要

【南北協力基金とは】

南北間の相互交流と協力に必要な資金の確保及び供給を通じて南北交流協力の促進と民俗共同体回復に寄与するため設置された基金で、政府の対北政策の推進を支える財政手段であり民間の交流協力基盤造成のため支援として、実質的に唯一な南北経協の金融支援窓口である。

【設置の背景】

○南北協力基金は1988年「7・7特別宣言」〈民族自存と統一・繁栄に関する特別宣言〉により南北の交流協力を制度的に保障した「南北交流協力に関する基本指針」(1989.6)

が制定・施行されから、南北間の人的・物的交流が増大し、政府は南北交流協力の促進、支援対策の一環として、南北の相互交流と協力事業に必要な資金の確保及び供給を通じて南北交流協力の促進と民俗共同体回復に寄与することを目的とする南北協力基金を設置する計画を樹立。

- 政府は同基金設置のため法令制定に着手して国务会議議決(1990.2)を経て第150回臨時国会(1990.7)で通過した「南北協力基金法」を公布し、1991年3月南北協力基金を公式的に設置した。

【基金貸出制度】

■基金貸出とは？

南北協力基金は南北の相互交流と協力を促進するために設置した基金で、韓国住民が北朝鮮との交易及び経済分野の協力事業を遂行するために必要な資金を貸出している。

■貸出の種類

◇経済協力事業資金の貸出し

北朝鮮住民と技術・資本・人力を共同又は単独で投入して経済協力事業を施行しようとする韓国住民に対して貸出し

◇搬出・搬入資金の貸出し

北朝鮮へ交易対象物品(委託加工用原資材及び設備含む)を搬出する、または、物品を搬入しようとする韓国住民に対する貸出し

区分	取引形態
搬出・搬入取引	売買・交換・賃貸借・使用貸借などを目的とする韓国と北朝鮮間の物品の移動(単純に第3国を経由する物品の移動を含む)
委託加工取引	加工賃を支給する条件で加工する原材料及び設備の一部又は全部を北朝鮮へ搬出して加工した後、加工した完製品又は半製品を韓国へ搬入又は第3国に輸出

■基金貸出の特性

- ◇韓国住民に対する貸出：韓国住民の所要資金を支援
- ◇低利の政策金融：一般金利より低利(別途の費用負担無し)
- ◇中小企業優待：貸出金額、貸出利率及び信用取扱いの際に優待
- ◇固定金利付ウォン貨表示貸出：貸出承認の際、金利が固定のウォン貨表示の貸出

【損失補償制度】

■損失補助制度

- ◇南北間取引の際に契約当事者の責任が帰さない非常危険による事由や、北朝鮮側契約相手の信用危険による事由で損失が発生した場合、その損失の一部を南北協力基金から補助してくれる制度。

■損失補助制度の性格

◇対北取引の安全性を高める

韓国住民が予期せぬ損失危険に対して、負担なしに安心して対北取引活動ができるようにしてくれる危険軽減制度

◇政策保険機能

通常の保険では救済が困難である対北取引の危険をカバーすることで国内取引／第3国取引の時と類似な環境をつくる

◇条件付支給

発生損失が韓国住民の責任に帰さない事由で発生し、事前約定した担保危険範囲内に該当する場合は損失補助金支給

種目	損失補助対象
交易損失補助	
船積後搬出損失補助	搬出した物品の代金(対応物資など含む)の回収不能／遅延
船積前搬出側室補助	搬出契約に従い購入・制作した物品などの搬出不能／遅延
搬入損失補助	代金支給(搬出物資など含む)した対応物資の搬入不能／遅延
委託加工設備損失補助	搬出した委託加工設備の回収不能／遅延
経済協力事業損失補助	
持分など投資損失補助	投資元金又は配当金の回収不能／遅延
貸出など投資損失補助	貸出元金又は約定利子回収不能／遅延
権利など投資損失補助	取得元金の回収不能／遅延

【借款概要】

■事業内容

- ◇南北当局間合意又は南北交流協力推進協議会の議決により民族の信頼と民族共同体回復に寄与する南北交流、協力事業に対する資金の貸出し
- ◇通常、南北協力基金の有償貸出は南北間経済交流協力事業を施行する韓国住民が支援対象であるが、借款事業は南北と当局間が合意した交流協力事業に対して北朝鮮当局(朝鮮貿易銀行)を支援対象とする点で違いがある。
- ◇支援根拠：南北協力基金法第8条第5号、南北協力基金施行令第8条3号、南北協力基金運用管理規程第9章
- ◇支援事例：食糧借款の提供、南北交通網連結のための資材・装備借款の提供、軽水炉事業など

(出所) 南北交流基金ホームページより筆者作成 <http://www.koreaexim.go.kr/kr/>

南北関係発展に関する法律

[2005. 12. 29 法律第 7763 号]

第1章 総則

第1条（目的） この法は「大韓民国憲法」が定めた平和的統一を実現するため、韓国と北朝鮮の基本的な関係と南北関係の発展に関する必要な事項を規定することを目的とする。

第2条（基本原則） ①南北関係の発展は自主・平和・民主の原則に立脚して南北共同繁栄と朝鮮半島の平和統一を追求する方向へ推進すべきである。

②南北関係の発展は国民的合意に基づき透明と信頼の原則に従って推進すべきであり、南北関係は政治的・派党的目的のために利用されてはならない。

第3条（韓国と北朝鮮の関係） ①韓国と北朝鮮の関係は国家間の関係でない、統一を目指す過程で暫定的に形成される特殊関係である。

②韓国と北朝鮮間の取引は国家間の取引でなく、民族内部の取引とみなす。

第4条（定義） この法で使用する用語の定義は次の通りである。

- 1.“南北会談代表”とは特定な目的のために政府を代表し北朝鮮との交渉や会談に参席し、南北合意書に署名又は仮署名できる権限を持つ者を言う。
- 2.“対北特別使節”とは北朝鮮で行なわれる主要儀式に参席、また特別な目的のために政府の立場と認識を北朝鮮に伝えること等の行為と関連して南北合意書に署名、又は仮署名できる権限を持つ者を言う。
- 3.“南北合意書”とは韓国政府と北朝鮮政府の間で文書形式に締結した全ての合意をいう。

第5条（その他法律との関係） この法の中で、南北会談代表、対北特別使節及び派遣公務員に関する規定は他の法律に優先して適用する。

第2章 南北関係の発展と政府の責務

第6条（朝鮮半島の平和増進） ①政府は南北和解と朝鮮半島の平和の増進に努力する。

②政府は朝鮮半島の緊張緩和と韓国と北朝鮮の間に、政治・軍事的信頼構築のための施策を樹立・施行する。

第7条（南北経済共同体の実現）①政府は民族経済の均衡的発展を通じて南北経済共同体を建設するよう努力する。

②政府は南北経済協力を活性化し、そのための制度的基盤を構築する等、韓国と北朝鮮共同の経済的利益増進のための施策を樹立・施行する。

第8条（民族同質性の回復）①政府は社会文化分野の交流協力を活性化することで民族同質性の回復に努力する。

②政府は地方自治体と民間団体などの交流協力を拡大・発展させて韓国と北朝鮮間の相互理解を図り、民族の伝統文化創達のための施策を樹立・施行する。

第9条（人道的問題解決）①政府は朝鮮半島分断による人道的問題解決と人権改善のために努力する。

②政府は離散家族の生死・住所確認、書信交換及び再会を活性化して、長期的に自由な往来と接触が可能となるよう施策を樹立・施行する。

第10条（北朝鮮に対する支援）①政府は人道主義と同胞愛の次元から、必要な場合北朝鮮に対して支援することができる。

②政府は北朝鮮に対する支援が効率的、体系的でかつ透明に行なわれるよう総合的な施策を樹立・施行する。

第11条（国際社会での協力増進）政府は国際機構や国際会議などを通して国際社会で南北共同の利益を増進するよう努力する。

第12条（財政上の責務）政府はこの法に規定した政府の策務履行のため必要な財源を安定的に確保するよう努力する。

第13条（南北関係発展基本計画の樹立）①政府は南北関係発展に関する基本計画（以下“基本計画”とする）を5年ごとに樹立しなければならない。

②基本計画は統一部長官が南北関係発展委員会の審議を経て確定する。ただし、予算が伴う基本計画は国会の同意が必要である。

③基本計画には次の各事項が含まれなければならない。

1. 南北関係発展の基本方向
2. 朝鮮半島平和増進に関する事項
3. 韓国と北朝鮮間の交流・協力に関する事項
4. その他、南北関係発展に必要な事項

④統一部長官は関係中央行政機関の長と協議を経て基本計画による年度別施行計画を樹立

しなければならない。

⑤基本計画及び年度別施行計画を樹立した場合、統一部長官はこれを国会に報告しなければならない。

第14条（南北関係発展委員会）基本計画、その他南北関係発展のための重要事項を審議するために統一部に南北関係発展委員会（以下“委員会”とする）をおく。

②委員会は委員長1人を含み25人以内の委員で構成し、第3項第2号の委員の任期は2年とする。

③委員長は統一部長官がなり、委員は次の各号の者となる。ただし、第2項の委員のうち、7人は国会議長が推薦する者とする。

1. 大統領令の定める関係中央行政機関の次官級公務員
2. 南北関係に対する専門知識や経験の豊富な者の中から委員長が委嘱する者

④委員会に幹事1人をおき、幹事は統一部所属する公務員の中から委員長が指名する者

⑤委員会の構成・運営などに関する必要な事項は大統領令で定める。

第3章 南北会談代表など

第15条（南北会談代表の任命など）①北朝鮮と重要事項に関する交渉や会談に参席し、重要な南北合意書に署名または仮署名をする南北会談代表の場合には、統一部長官が関係機関の長と協議後任命を請求し、國務総理を経て大統領が任命する。

②統一部長官は北朝鮮との交渉・会談参席、南北合意書の署名又は仮署名において南北会談代表となる。

③第1項及び第2項の場合を除いた南北会談代表は統一部長官が任命する。

④対北特別使節は大統領が任命する。

⑤2人以上の南北会談代表又は対北特別使節を任命する場合には序列を決めて、首席南北会談代表あるいは首席対北特別使節を指定する。

⑥その他南北会談代表及び対北特別使節の任命などに関する必要な事項は大統領令で定める。

第16条（公務員の派遣）①政府は南北関係発展のために必要な場合、公務員を一定期間北朝鮮に派遣して勤務させることができる。

②公務員の派遣と勤務などに関して必要な事項は大統領令で定める。

第17条（政府を代表する行為禁止）この法に依拠せず、誰もが政府を代表して次の行為をしてはならない。

1. 北朝鮮と交渉又は会談する行為

2. 北朝鮮の主要儀式に参席する行為
3. 北朝鮮に政府の立場と認識を伝達する行為
4. 南北合意書に署名又は仮署名する行為

第18条（指揮・監督など）①統一部長官は南北会談代表及び派遣公務員の任務遂行、南北会談運営に関して必要な指揮・監督をする。

②南北会談代表及び派遣公務員の任務遂行、南北会談運営など、その他必要な事項は大統領令で定める。

第19条（公務員でない南北会談代表などに対する待遇）政府は公務員でない者を南北会談代表又は対北特別使節に任命した場合には大統領令に従い待遇して手当を支給することができる。

第20条（罰則適用における公務員擬制）公務員でない者が南北会談代表又は対北特別使節に任命されこの法に従って職務を遂行するときには「刑法」第127条及び第129条から第132条の適用において公務員とみなす。

第4章 南北合意書締結

第21条（南北合意書の締結・批准）①大統領は南北合意書を締結・批准し、統一部長官はこれに関連した大統領の業務を補佐する。

②大統領は南北合意書の批准に先立ち国务会議の審議を通さなくてはならない。

③国会は国家と国民に重大な財政的負担を与える南北合意書又は立法事項に関する南北合意書の締結・批准に対する同意権を持つ。

④大統領が既に締結・批准した南北合意書の履行に関する単純な技術的・手続的事項だけを定める南北合意書は南北会談代表又は対北特別使節の署名だけで発効することができる。

第22条（南北合意書の公布）第21条の規定により、国会の同意又は国务会議の審議を経た南北合意書は「法令などの公布に関する法律」の規定に従い大統領が公布する。

第23条（南北合意書の効力範囲など）①南北合意書は韓国と北朝鮮間に限り適用する。

②大統領は南北関係に重大な変化が発生するなど、国家安全保障・秩序維持又は公共の福利のために必要と判断した場合には、期間を定めて南北合意書の効力の全部又は一部を停止することができる。

③大統領は国会の締結・批准の同意を得た南北合意書に対して第2項の規定に従い、その効力を停止させたい時には国会の同意を求める必要がある。

附則

- ①（施行日）この法は公布後6ヶ月が経過した日から施行する
- ②（経過措置）この法は施行前に国会の同意を得て締結・批准した南北合意書はこの法による南北合意書とみなす。

（出所）『法典』玄岩社 2007.2

開城工業地区支援に関する法律

[2007.5.25 法律第8484号]

第1章 総則

第1条(目的)この法は開城工業地区の開発・運営の支援及び開城工業地区に投資又は出入・滞在する韓国住民(法人を含む。以下同様)の保護・支援に必要な事項を規定することで南北交流・協力を増進し、民族経済の均衡的な発展に寄与することを目的とする。

第2条(定義)この法で使用する用語の定義は次に通りである。

- 1.“開城工業地区”とは韓国と北朝鮮間の合意によって北朝鮮開城地域一帯に開発・造成した工業地区をいう。
- 2.“開城工業地区開発業者”とは「南北交流協力に関する法律」により協力事業の承認を得て、北朝鮮の「開城工業地区法」により開発業者と指定された韓国住民をいう。
- 3.“開城工業地区管理機関”とは開城工業地区の管理・運営のために北朝鮮の「開城工業地区法」に従い設立した法人のこと。
- 4.“開城工業地区現地企業”とは韓国住民が「南北交流協力に関する法律」による協力事業の承認を得て開城工業地区に設立した企業(支社・営業所・事務所を包含)をいう。
- 5.“出入”又は“滞在”とは「開城工業地区と金剛山観光地区の出入及び滞在に関する合意書」の定義の通り。
- 6.この法で別途に定義していない用語は「南北交流協力に関する法律」又は「南北関係発展に関する法律」の定めに従う。

第3条(政府の施策など)①政府は開城工業地区を国際的な工業地区に育成・発展させるための施策を樹立・施行して、必要な支援方案を講究する。

②政府は開城工業地区の開発と企業の経営活動が経済原理と企業の自立性を元に一貫して

推進できるような条件を整備し、支援するために努力する。

③政府は開城工業地区の開発にあたって南北韓住民の福利増進と産業安全のための施策を樹立・施行して、環境親和的な工業地区が造成できるように支援する。

④政府は開城工業地区での南北経済交流・協力を民族内部取引の原則と慣行に合わせ定着・発展させて国際社会から認められるように努力する。

⑤統一部長官は開城工業地区の開発に必要な場合は関係中央行政機関長、地方自治体長及び関係機関・団体の長に必要な支援を要請することができる。

第4条(開城工業地区開発支援対策協議会の構成)①開城工業地区の開発と支援に関する事項を協議・調整するため、統一部に関係行政機関の公務員と関連機関・団体の民間専門家などを委員とする開城工業地区開発支援対策協議会(以下“協議会”とする)を設ける。

②協議会の委員長は統一部次官がなり、委員は委員長を含め20人以内とする。

③協議会の業務・構成及び運営などに関して必要な事項は大統領令で定める。

第5条(他の法律との関係)開城工業地区に対する支援、往来と交易に関しては他の法律に優先してこの法を適用する。

第2章 開発と投資の支援

第6条(開城工業地区の開発に対する支援)①政府は開城工業地区の円滑な建設と運営などのため、資金支援に関する必要な措置を取る事ができる。

②開城工業地区の円滑な建設のために必要な道路、用水、鉄道、通信、電気など基盤施設は政府または「産業立地及び開発に関する法律」第29条第1項により、該当施設を供給する者が優先的に支援することができる。ただし、政府が支援する基盤施設は開城工業地区開発業者に委託して設置することができる。

③政府は第1項及び第2項による支援に当って「産業立地及び開発に関する法律」第28条第1項但し書き、第29条及び第46条により費用負担、施設支援及び資金支援をすることができる。この場合、開城工業地区を「産業立地及び開発に関する法律」第2条第5号ア目に従って国家産業団地と見なす。

④統一部長官は「産業立地及び開発に関する法律」第2条第6号で定めた産業団地開発事業以外の事業を施行する者に第2項の基盤施設に支援した費用を施設負担金として納付させることができる。

⑤統一部長官は第1項から第3項まで規定の開発事業内容、支援規模、支援方法などに関する主要事項は「南北交流協力に関する法律」第4条による南北交流協力推進協議会(以下“南北交流協力推進協議会”とする)の審議・議決を経て決定する。

⑥第1項から第5項までの規定による各種支援、施設負担金納付、南北交流協力推進協議

会の審議・議決などに関して必要な事項は大統領令で定める。

第7条(中小企業構造高度化資金の支援)①政府は開城工業地区現地企業に対して「中小企業進行及び製品購買促進に関する法律」第67条第2項の事業のための中小企業構造高度化資金を使用することができる。

②第1項の資金の使用に関して必要な事項は大統領令で定める。

第8条(産業安全及び産業災害予防のための支援)①政府は開城工業地区現地企業に対し「韓国産業安全公団法」第6条により産業安全及び産業災害予防のための各種支援をすることができる。

②第1項の支援を行なうにあたって韓国産業安全公団の権限と業務の一部を開城工業地区管理機関に委託することができる。

第9条(環境保全のための支援)①政府は開城工業地区の環境保全のための開城工業地区現地企業に対して「環境政策基この法」第34条及び第35条により行政的・財政的支援をすることができる。この場合開城工業地区現地企業は「環境政策基この法」第34条の事業者と見なす。

②政府は第1項の支援のために環境管理公団などにして「環境管理公団法」第16条第1項に規定した事業を施行させることができる。

第10条(エネルギー利用合理化の為の支援)①政府は開城工業地区現地企業に対して「エネルギー利用合理化法」第21条、「集団エネルギー事業法」第8条及び「新エネルギー及び再生エネルギー開発・利用普及促進法」第28条による支援をすることができる。

②第1項の支援に関し、必要な事項は大統領令で定める。

第11条(南北協力基金の支援又は融資)政府は開城工業地区現地企業に「南北協力基金法」により南北協力基金を支援又は融資することができる。

第12条(その他政府支援制度の適用)この法で定めた企業支援に関する事項以外にその他法律が定めている人力・技術開発、教育訓練、経営革新及び安定、輸出促進などのための企業支援制度は大統領令の定めによって開城工業地区に適用することができる。

第3章 出入・滞在者の保護

第13条(社会保険に関する法律の適用)①開城工業地区現地企業と雇用した韓国住民(法人を除外する。以下“韓国労働者”という)に対して次の各号の法律を適用する。

1. 「国民年金法」
2. 「国民健康保険法」
3. 「雇用保険法」
4. 「産業災害補償保険法」
5. 「雇用保険及び産業災害補償保険の保険料徴収などに関する法律」

②開城工業地区現地企業及び韓国労働者は第1項各号の法律で定める使用者(事業主)及び労働者と見なす。

③第1項各号の法律の適用において韓国労働者が開城工業地区で労働・滞在することは国内で労働・滞在することとみなす。

④第1項各号の法律の適用において労働部長官・国民年金管理公団・国民健康保険公団・労働福祉公団などの権限又は業務の一部を大統領令の定めにより開城工業地区管理機関に委託することができる。

⑤その他第1項各号の法律の適用において必要な事項は大統領令で定める。

第14条(医療機関など)①「医療法」第33条第2項各号のどちらかに該当する者が韓国住民を主対象に運営するために「南北交流協力に関する法律」による協力事業の承認を得て開城工業地区に設立した医療施設は「医療法」第3条の医療機関及び「国民健康保険法」第40条の療養機関とみなす。

②開城工業地区に出入・滞在する韓国住民が第1項による医療施設で医療行為を受けた時は「国民健康保険法」第39条に従う療養給与を実施する。

③第1項により設立した医療機関は開城工業地区に出入・滞在する韓国住民のうち、「医療給与法」第3条の受給権者に該当する者に「医療給与法」第7条で定める医療給与を実施する。

④第1項から第3項までの規定による協力事業の承認、医療機関及び療養期間の認定、療養給与及び医療給与の実施に関する必要事項は大統領令で定める。

第15条(労働条件に関する法律の適用)①開城工業地区現地企業と韓国労働者に対し次の各号の法律を適用する。

1. 「労働基準法」
2. 「最低賃金法」
3. 「労働者退職給与保障法」
4. 「賃金債権保障法」
5. 「労働組合及び労働関係調整法」

②第1項各号の法律の適用において労働部長官・労働監督官などの権限または業務の一部を大統領令の定めにより開城工業地区管理機関に委託することができる。

③その他第1項各号の法律の適用において必要な事項は大統領令で定める。

第4章 租税・往来及び交易などに関する特例

第16条(租税減免)政府は開城工業地区に投資を奨励するために開城工業地区に投資した韓国住民に必要な場合には「租税特例制限法」の定めにより租税を減免することができる。

第17条(往来と交易の特例)①開城工業地区の交易物品及び通行車両に対しては「関税法」第6章第3節、第9章第1節及び第2節を準用するが、民族内部取引の原則を反映してその手続きを簡略化するための特例を定めることができる。

②開城工業地区の往来のために「南北交流協力に関する法律」第9条第2項による随時訪問証明書発給者に対して「南北交流協力に関する法律」第9条第3項を適用するに当って訪問申告の免税に関する特例を定めることができる。

③開城工業地区往来する韓国住民に対する出入審査手続きを簡略化するために「南北交流協力に関する法律」第11条の特例を定めることができる。

④第1項から第3項まで規定の簡略化のための特例の範囲と適用基準は大統領令で定める。

⑤第1項又は第3項の簡略化に関する特例を施行するための細部事項は南北交流協力寸心協議会の審議・議決を経て法務部長官又は関税庁長が定める。

第5章 開城工業地区管理機関など

第18条(開城工業地区管理機関)①開城工業地区管理機関は開城工業地区の管理・運営のために必要な範囲内で法人としての能力がある。

②政府は開城工業地区の管理・運営のために必要な場合は開城工業地区管理機関に資金、人力、物品などの支援をすることができる。

③開城工業地区管理機関は韓国に事務所を設けることができる。

第19条(開城工業地区支援財団)①政府は開城工業地区の開発及び運営を支援するために開城工業地区支援財団(以下“財団”とする)を設立する。

②財団は法人として、主事務所の所在地で設立登記をすることで成立する。

③財団は次の各号の事業を遂行する。

1. 開城工業地区の開発に対する支援対策の樹立・施行
2. 開城工業地区管理機関に対する支援及び運営の指導・監督
3. 開城工業地区現地企業に対する支援対策の樹立・施行
4. 開城工業地区管理機関の各種証明発給及び窓口業務の代行
5. その他統一部長官が指定する事務

④財団は次の各号の財源で運営する。政府は第3項各号の事業を推進するために必要な時

には財団に「国有財産法」の規定に限らず、大統領令の定めにより国有財産を無償で譲与又は貸し出しすることができる。

1. 政府借入金又は補助金
2. 借入金
3. 収益事業の利益金
4. その他の収入金

⑤財団が解散した時の残与財産は定款の定めに従い国家に帰属する。

⑥財団に関してこの法で規定したものを除外しては「民法」のうち、財団法人に関する規定を準用する。

⑦その他財団の設立、構成と運営などに関して必要な事項は大統領令で定める。

第 20 条（公務員などの派遣）①政府は開城工業地区の開発と管理・運営を支援し、南北経済協力を増進するために必要な場合には、公務員又は公務員でない者を一定期間北朝鮮に派遣して開城工業地区管理機関などに勤務させることができる。

②政府は第 1 項のために必要な費用を支援することができる。

③第 1 項の公務員の派遣は「南北関係発展に関する法律」の定めに従い、公務員でない者の派遣と関連して必要な事項は大統領令で定める。

附則<第 8484 号、2007. 5. 25>

①(施行日)本方は公布後 3 ヶ月が経過した日から施行する。

②(開城工業地区支援協会の清算)この法施行前に設立した社団法人開城工業地区支援協会はこの法施行と共に清算し、清算法人の権利・義務は第 19 条の開城工業地区支援財団が包括的に承継する。

(出所) 統一部ホームページより筆者作成 <http://www.unikorea.go.kr/>

南北会談日誌

1971年(18回)	
○南北赤十字派遣員接触(5回 板門店中立国監督委員会会議室)	第1回：8.20, 第2回：8.26, 第3回：8.30, 第4回：9.3, 第5回：9.16
○南北赤十字予備会談(13回 板門店中立国監督委員会会議室)	第1回：9.20, 第2回：9.29, 第3回：10.6, 第4回：10.13, 第5回：10.20, 第6回：10.27, 第7回：11.3, 第8回：11.11, 第9回：11.19, 第10回：11.24, 第11回：12.3, 第12回：12.10, 第13回：12.17
1972年(36回)	
○南北赤十字予備会談(12回 板門店中立国監督委員会会議室)	第14回：1.10, 第15回：1.19, 第16回：1.28, 第17回：2.3, 第18回：2.10, 第19回：2.17, 第20回：6.16, 第21回：7.10, 第22回：7.14, 第23回：7.19, 第24回：7.26, 第25回：8.11
○南北赤十字議題文案実務会議(13回 板門店中立国監督委員会会議室)	第1回：2.21, 第2回：2.24, 第3回：2.28, 第4回：3.6, 第5回：3.10, 第6回：3.17, 第7回：3.24, 第8回：4.17, 第9回：5.9, 第10回：5.12, 第11回：5.19, 第12回：5.22, 第13回：6.5
○南北赤十字進行手続き実務会議(3回 板門店中立国監督委員会会議室)	第1回：7.27, 第2回：8.3, 第3回：8.9
○南北赤十字会談本会談(4回)	第1回：8.29～9.2(平壤), 第2回：9.12～9.16(ソウル) 第3回：10.23～26(平壤), 第4回：11.22～24(ソウル)
○南北調節委共同委員長会議(3回)	第1回：10.12(板門店), 第2回：11.2～4(平壤), 第3回：11.30(ソウル)
○南北調節委本会談(1回)	第1回：11.30～12.2(ソウル)
1973年(11回)	
○南北赤十字会談本会談(3回)	第5回：3.20～23(平壤), 第6回：5.8～11(ソウル), 第7回：7.10～13(平壤)
○南北赤十字実務代表接触(1回)	第1回：1.28(板門店中立国監督委員会会議室)
○南北調節委本会談(2回)	第2回：3.14～16(平壤), 第3回：6.12～14(ソウル)
○南北調節委幹事会議(3回)	第1回：3.10(板門閣), 第2回：4.24(自由の家), 第3回：5.23(板門閣)
○南北調節委副委員長会議(2回)	第1回：12.5(板門閣), 第2回：12.19(自由の家)

1974年(18回)	
○南北赤十字実務代表接触(6回 板門店中立国監督委員会会議室)	第2回 : 2.25, 第3回 : 3.11, 第4回 : 4.3, 第5回 : 4.29
	第6回 : 5.22, 第7回 : 5.29
○南北赤十字実務会議(6回 板門店中立国監督委員会会議室)	第1回 : 7.10, 第2回 : 7.24, 第3回 : 8.28, 第4回 : 9.25
	第5回 : 11.5, 第6回 : 11.29
○南北調節委副委員長会議(6回)	第3回 : 1.30(板門閣), 第4回 : 2.27(自由 の家), 第5回 : 3.27(板門閣)
	第6回 : 4.24(自由の家), 第7回 : 6.28(板 門閣), 第8回 : 9.21(自由の家)
1975年(10回)	
○南北赤十字実務会議(8回 板門店中立国監督委員会会議室)	第7回 : 1.24, 第8回 : 2.28, 第9回 : 3.26, 第10回 : 5.8, 第11回 : 7.21
	第12回 : 8.22, 第13回 : 10.23, 第14回 : 11.28
○南北調節委本委員長会議(2回)	第9回 : 1.8(板門閣), 第10回 : 3.14(自由 の家)
1976年(6回)	
○南北赤十字実務会議(6回 板門店中立国監督委員会会議室)	第15回 : 2.12, 第16回 : 4.10, 第17回 : 6.9, 第18回 : 8.20
	第19回 ; 10.19, 第20回 : 12.10
1977年(5回)	
○南北赤十字実務会議(5回 板門店中立国監督委員会会議室)	第21回 : 2.11, 第22回 : 4.28, 第23回 : 7.15, 第24回 : 10.14, 第25回 : 12.9
1979年(7回)	
○変則対話(3回 板門店中立国監督委員会会議室)	第1回 : 2.17, 第2回 : 3.7, 第3回 : 3.14
○南北卓球協会会議(4回 中監委会議室)	第1回 : 2.27, 第2回 : 3.5, 第3回 : 3.9, 第4回 ; 3.12
1980年(10回)	
○南北総理会談のための実務代表接触(10回)	第1回 : 2.6(板門店中立国監督委員会会議 室), 第2回 : 2.19(板門閣), 第3回 : 3.4(自 由の家)
	第4回 : 3.18(板門閣), 第5回 : 4.1(自由の 家), 第6回 : 4.18(板門閣)
	第7回 : 5.6 自由の家), 第8回 : 5.22(板門 閣), 第9回 : 6.24(自由の家)
	第10回 : 8.20(板門閣)
1984年(6回)	
○水害物資引渡し・引受け関連南北赤十字実務接触(1回)	第1回 : 9.18(板門店中立国監督委員会 会議室)
○ LA オリンピック単一チーム構成関連南北体育会談(3回 板門店中立国監督委員会会議室)	第1回 : 4.9, 第2回 : 4.30, 第3回 : 5.25

○南北赤十字本会談開催のための予備接触(1回)	第1回：11.20(板門店中立国監督委員会会議室)
○南北経済会談(1回)	第1回：11.15(板門店中立国監督委員会会議室)
1985年(13回)	
○南北赤十字会談本会談(3回)	第8回：ソウル(5.27～30), 第9回：平壤(8.26～29), 第10回：ソウル(12.2～5)
○第1次故郷訪問及び芸術講演団交換関連実務代表接触(3回 板門店中立国監督委員会会議室)	第1回：7.15, 第2回：7.19, 第3回：8.22
○南北国会会談予備接触(2回 板門店中立国監督委員会会議室)	第1回：7.23, 第2回：9.25
○南北経済会談(4回 板門店中立国監督委員会会議室)	第2回：5.17, 第3回：6.20, 第4回：9.18, 第5回：11.20
○ソウルオリンピック関連 IOC 仲裁南北体育会談(1回)	第1回：10.9～10(スイス ロザンヌ)
1986年(2回)	
○ソウルオリンピック関連 IOC 仲介南北体育会談(2回 スイス)	第2回：1.8～9, 第3回：6.10～11
1987年(1回)	
○ソウルオリンピック関連 IOC 仲介南北体育会談(1回)	第4回：7.14～15(スイス ロザンヌ)
1988年(8回)	
○南北国会会談準備接触(8回)	第1回：8.19(統一閣), 第2回：8.20(平和の家), 第3回：8.22(統一閣)
	主席代表単独接触：8.24(平和の家), 第4回：8.26(平和の家)
	第5回：10.13(統一閣), 第6回：11.17(平和の家), 第7回：12.29(統一閣)
1989年(24回)	
○第2次故郷訪問及び芸術講演団交換関連実務代表接触(8回 板門店中立国監督委員会会議室)	第1回：9.27, 第2回：10.6, 第3回：10.16, 第4回：11.8, 第5回：11.13
	第6回：11.21, 第7回：11.27, 首席代表単独接触：12.4
○'90北京アジア競技大会単一チーム構成・参加関連南北体育会談本会談(6回)	第1回：3.9(平和の家), 第2回：3.28(統一閣), 第3回：10.20(平和の家)
	第4回：11.16(統一閣), 第5回：11.24(平和の家), 第6回：12.22(統一閣)
○'90北京アジア協議大会単一チーム構成・参加関連実務代表接触(3回 板門店中立国監督委員会会議室)	第1回：12.1, 第2回：12.6, 第3回：12.15
○南北国会会談準備接触(2回)	第8回：10.25(平和の家), 第9回：11.29(統一閣)
○南北高位級会談予備会談(5回)	第1回：2.8(平和の家), 第2回：3.2(統一閣), 第3回：10.12(平和の家)
	第4回：11.15(統一閣), 第5回：12.20(平和の家)

1990年(24回)	
○'90 北京アジア競技大会単一チーム構成・参加関連南北体育会談本会談(3回)	第7回：1.18(平和の家), 第8回：1.29(統一閣), 第9回：2.7(平和の家)
○'90 北京アジア協議大会単一チーム構成・参加関連実務代表接触(3回 板門店中立国監督委員会会議室)	第4回：1.10, 第5回：1.15, 第6回：1.22
○国際競技単一チーム構成・参加のための南北体育会談(1回)	第1回：11.29(統一閣)
○南北国会会談準備接触(1回)	第10回：1.24(平和の家)
○南北高位級会談予備会談(3回)	第6回：1.31(統一閣), 第7回：7.3(平和の家), 第8回：7.26(統一閣)
○南北高位級会談予備会談実務代表接触(3回 板門店中立国監督委員会会議室)	第1回：7.6, 第2回：7.12
○南北高位級会談本会談(3回)	第1回：9.4~7(ソウル), 第2回：10.16~19(平壤), 第3回：12.11~14(ソウル)
○南北高位級会談UN加入関連実務代表接触(3回 板門店中立国監督委員会会議室)	第1回：9.18, 第2回：10.5, 第3回：11.9
○第3次南北高位級会談開催のための実務代表接触(3回)	第1回：11.21(統一閣), 第2回：11.27(平和の家), 第3回：12.1(統一閣)
○第2次故郷訪問及び芸術講演団交換関連実務代表接触(2回 板門店中立国監督委員会会議室)	首席代表単独接触：11.7, 第8回：11.8
1991年(19回)	
○国際競技単一チーム構成・参加のための南北体育会談(3回)	第2回：1.15(平和の家), 第3回：1.30(統一閣), 第4回：2.12(平和の家)
○国際競技単一チーム構成・参加のための卓球単一チーム実務委員会(2回)	第1回：2.21(統一閣), 第2回：2.27(平和の家)
○国際競技単一チーム構成・参加のためのサッカー単一チーム実務委員会(2回)	第1回：2.22(平和の家), 第2回：2.26(統一閣)
○南北高位級会談本会談(2回)	第4回：10.22~25(平壤), 第5回：12.10~13(ソウル)
○第4次南北高位級会談準備のための実務代表接触(3回)	第1回：8.5(平和の家), 第2回：8.10(統一閣), 第3回：8.16(平和の家)
○南北高位級会談単一合意書文案整理のための代表接触(4回)	第1回：11.11(統一閣), 第2回：11.15(平和の家), 第3回：11.20(統一閣) 第4回：11.26(平和の家)
○南北高位級会談核問題協議のための代表接触(3回)	第1回：12.26(統一閣), 第2回：12.28(平和の家), 第3回：12.31(統一閣)
1992年(88回)	
○離散家族老父母訪問団及び芸術団交換関連赤十字実務代表接触(8回 板門店中立国監督委員会会議室)	第1回：6.5, 第2回：6.12, 第3回：6.22, 第4回：7.8, 第5回：7.14 第6回：7.20, 第7回：7.25, 第8回：8.7
○南北高位級会談本会談(3回)	第6回：2.18~21(平壤), 第7回：5.5~8(ソウル), 第8回：9.15~18(平壤)
○南北高位級会談非核化共同宣言文案交換のための代表接触(2回 板門店中立国監督委員会会議室)	第1回：1.14, 第2回：1.21

○南北核統制共同委員会構成運営問題協議のための代表接触(7回)	第1回：2.19(平壤), 第2回：2.27(統一閣), 第3回：3.3(平和の家)
	第4回：3.4(統一閣), 第5回：3.6(平和の家), 第6回：3.10(統一閣)
	第7回：3.14(平和の家)
○南北高位級会談政治分科委員会会議(7回)	第1回：3.9(平和の家), 第2回：3.27(統一閣), 第3回：4.23(平和の家)
	第4回：5.19(統一閣), 第5回：6.9(平和の家), 第6回：7.2(統一閣)
	第7回：8.28(平和の家)
○南北高位級会談政治分科委員会委員接触(5回 板門店中立国監督委員会会議室)	第1回：4.29, 第2回：7.18, 第3回：7.30, 第4回：8.5, 第5回：8.19
○南北高位級会談政治分科委員会委員長接触(3回)	第1回：7.10(平和の家), 第2回：9.4(統一閣), 第3回：9.8(平和の家)
○南北高位級会談軍事分科委員会会議(8回)	第1回：3.13(統一閣), 第2回：3.31(平和の家), 第3回：4.30(統一閣)
	第4回：5.25(統一閣), 第5回：6.19(統一閣), 第6回：7.16(平和の家)
	第7回：8.26(平和の家) 第8回：9.5(統一閣)
○南北高位級会談軍事分科委員会委員接触(3回 板門店中立国監督委員会会議室)	第1回：8.3, 第2回：8.12, 第3回：8.20
○南北高位級会談委員長接触(1回)	第1回：7.23(統一閣)
○南北高位級会談交流・協力分科委員会会議(7回)	第1回：3.18(平和の家), 第2回：4.18(統一閣), 第3回：4.27(平和の家)
	第4回：5.30(統一閣), 第5回：6.26(平和の家), 第6回：7.28(統一閣)
	第7回：9.3(平和の家)
○南北高位級会談交流・協力分科委員会委員長接触(1回)	第1回：9.7(統一閣)
○南北高位級会談交流・協力分科委員会委員接触(6回)	第1回：3.25, 第2回：4.2, 第3回：4.10, 第4回：4.28, 第5回：8.10
	第6回：8.21
○南北高位級会談核統制共同委員会会議(13回)	第1回：3.19(統一閣), 第2回：4.1(平和の家), 第3回：4.21(統一閣)
	第4回：5.12(平和の家), 第5回：5.27(統一閣), 第6回：6.30(平和の家)
	第7回：7.21(統一閣), 第8回：8.31(平和の家), 第9回：10.22(統一閣)
	第10回：11.18(平和の家), 第11回：11.27(統一閣), 第12回：12.10(平和の家)
	第13回：12.17(統一閣)
○南北高位級会談核統制共同委員会委員接触(8回 板門店中立国監督委員会会議室)	第1回：5.15, 第2回：5.20, 第3回：5.23, 第4回：9.19, 第5回：9.30
	第6回：10.14, 第7回：10.29, 第8回：12.14

○南北高位級会談イイモノ問題と離散家族面会所設置問題協議代表接触(2回)	第1回：10.1(統一閣), 第2回：10.5(平和の家)
○南北高位級会談南北軍事直通電話設置・運営のための通信実務者接触(1回)	第1回：10.28(板門店中立国監督委員会会議室)
○南北高位級会談分科委員会構成・運営問題協議のための代表接触(3回)	第1回：1.23(平和の家), 第2回：1.29(統一閣), 第3回：2.7(平和の家)
1993年(4回)	
○南北高位級会談核統制共同委員会委員長接触(1回)	第1回：1.25(板門店中立国監督委員会会議室)
○特使交換のための実務代表接触(3回)	第1回：10.5(統一閣), 第2回：10.15(平和の家), 第3回：10.25(統一閣)
1994年(10回)	
○特使交換のための実務代表接触(5回)	第4回：3.3(平和の家), 第5回：3.9(統一閣), 第6回：3.12(平和の家) 第7回：3.16(統一閣), 第8回：3.19(平和の家)
○南北首脳会談予備接触(1回)	第1回：6.28(平和の家)
○南北首脳会談実務手続き協議のための代表接触(2回)	第1回：7.1(統一閣), 第2回：7.2(平和の家)
○南北首脳会談開催のための通信実務者接触(1回)	第1回：7.7(平和の家)
○南北首脳会談開催のための警護実務者接触(1回)	第1回：7.8(統一閣)
1995年(3回)	
○対北コメ支援のための北京会談(3回 北京)	第1回：6.17～21 第2回：7.15～19, 第3回：9.26～10.1
1997年(11回)	
○対北救護物資伝達のための南北赤十字代表接触(4回 北京)	第1回：5.3～5, 第2回：5.23～26, 第3回：7.23～25, 第4回：12.23～24
○4者会談共同説明会(1回)	第1回：3.5(ニューヨーク)
○4者会談共同説明会後続協議(1回)	第1回：4.16～21(ニューヨーク)
○4者会談次官補級3者協議(1回)	第1回：6.30(ニューヨーク)
○4者会談予備会談(3回 ニューヨーク)	第1回：8.5～7, 第2回：9.18～19, 第3回：11.21
○4者会談本会談(1回)	第1回：12.9～10(ジュネーブ)
1998年(5回)	
○4者会談本会談(2回 ジュネーブ)	第2回：3.16～21, 第3回：10.21～24
○南北当局代表会談(1回)	第1回：4.11～17(北京)
○対北救護物資伝達のための第5回南北赤十字代表接触(1回)	第5回：3.25～27(北京)
○南北当局代表会談のための非公開接触(1回)	3.28～30(北京)
1999年(8回)	
○4者会談本会談(3回 ジュネーブ)	第4回：1.18～22, 第5回：4.22～28, 第6回：8.5～9
○北京南北非公開接触(3回)	4.23～6.3(北京)

○南北次官級当局会談(2回 北京)	第1回：6.22～26, 第2回：7.1～3
2000年(27回)	
○南北首脳会談開催関連南北特使接触(4回)	第1回：3.911(シンガポール)
	第2回：3.17(上海)
	第3回：3.23(北京)
	第4回：4.8(北京)
○南北首脳会談次官級準備接触(5回)	第1回：4.22(平和の家)
	第2回：4.27(統一閣)
	第3回：5.3(平和の家)
	第4回：5.8(統一閣)
	第5回：5.18(平和の家)
○南北首脳会談関連警護・儀典実務協議接触(1回)	第1回：5.16(板門店 統一閣)
○南北首脳会談関連通信・報道実務協議接触(2回)	第1回：5.13(板門店 統一閣)
	第2回：5.17(板門店 平和の家)
○南北首脳会談(1回)	第1回：6.13～6.15(平壤)
○南北共同宣言履行のための南北赤十字会談(2回)	第1回：6.27～30(金剛山)
	第2回：9.20～23(金剛山)
○南北長官級会談(4回)	第1回：7.29～7.31(ソウル)
	第2回：8.29～9.1(平壤)
	第3回：9.27～9.30(済州)
	第4回：12.12～12.16(平壤)
○南北特使会談(1回)	第1回：9.11～14(ソウル)
○南北国防長官会談(1回)	第1回：9.25～9.26(済州)
○南北経済協力実務接触(2回)	第1回：9.25～9.26(ソウル), 第2回：11.8～11.11(平壤)
○南北軍事実務会談(3回)	第1回：11.28(板門店 統一閣)
	第2回：12.5(板門店 平和の家)
	第3回：12.21(板門店 統一閣)
○南北経済協力推進委員会第1回会議(1回)	第1回：12.27～12.30(平壤)
2001年(8回)	
○南北軍事実務会談(2回)	第4回：1.31(板門店 平和の家)
	第5回：2.8(板門店 統一閣)
○南北共同宣言履行のための南北赤十字会談(1回)	第3回：1.29～1.31(金剛山)
○南北電力協力実務協議会(1回)	第1回：2.7～10(平壤)
○南北臨津江水害防止実務協議会(1回)	第1回：2.21～2.24(平壤)
○金剛山観光当局間会談(1回)	第1回：10.3～5(金剛山)
○南北長官級会談(2回)	第5回：9.15～18(ソウル), 第6回：11.9～14(金剛山)
2002年(32回)	
○南北特使会談(1回)	4.3～4.5(平壤)
○南北長官級会談実務代表接触(1回)	8.2～4(金剛山)
○南北長官級会談(2回)	第7回：8.12～14(ソウル), 第8回：10.19～22(平壤)
○釜山アジア競技大会参加のための実務接触(2回)	第1回：8.17～19(金剛山)

	第2回：8.26～28(金剛山)
○南北経済協力推進委員会(2回)	第2回：8.27～30(ソウル), 第3回：11.6～9(平壤)
○南北赤十字会談(1回)	第4回：9.6～8(金剛山)
○南北赤十字会談実務接触(2回)	第1回：10.31～11.2(金剛山)
	第2回：12.15～17(金剛山)
○金剛山観光当局会談(1回)	第2回：9.10～12(金剛山)
○南北鉄道―道路連結実務協議会(1回)	第1回：9.13～17(金剛山)
○南北鉄道―道路連結実務接触(3回)	第1回：10.12～14(金剛山)
	第2回：11.18～20(金剛山)
	第3回：12.15～17(金剛山)
○南北臨津江水害防止実務協議会(1回)	第2回：10.30～11.2(平壤)
○南北開城工団建設実務協議会(1回)	第1回：10.30～11.2(平壤)
○南北開城工団建設実務接触(1回)	第1回：12.6～8(金剛山)
○南北イムナムダム共同調査実務接触(1回)	第1回：9.16～18(金剛山)
○南北海運協力実務接触(2回)	第1回：11.18～20(金剛山), 第2回：12.25～28(平壤)
○南北経済協力制度実務協議会(1回)	第1回：12.11～13(ソウル)
○南北軍事実務会談(2回)	第6回：9.14(板門店 平和の家)
	第7回：9.17(板門店 平和の家) → 第8回へ変更(07.6.15)
○南北軍事実務会談主席代表接触(1回) → '第7回南北軍事実務会談'へ変更(07.6.15)	第1回：9.16(統一閣) → 第7回
○南北軍事通信実務者接触(1回) ← 削除(07.8.12)	第1回：9.16(統一閣)
	→ 国防部との協議により会談から除外
○南北軍事実務接触(6回) → '南北軍事実務会談'へ変更(07.6.15)	第1回：10.3(統一閣) → 第9回
	第2回：10.11(平和の家) → 第10回
	第3回：10.16(統一閣) → 第11回
	第4回：10.25～26(平和の家) → 第12回
	第5回：11.13(統一閣) → 第13回
	第6回：12.23(平和の家) → 第14回
2003年(36回)	
○南北特使会談(1回)	1.27～29(平壤)
○南北長官級会談(4回)	第9回：1.21～24(ソウル)
	第10回：4.27～29(平壤)
	第11回：7.9～12(ソウル)
	第12回：10.14～17(平壤)
○南北軍事実務接触(4回) → '南北軍事実務会談'へ変更(07.6.15)	第7回：1.27(統一閣) → 第15回
	第8回：6.4(平和の家) → 第16回
	第9回：11.14(平和の家) → 第18回
	第10回：11.28(統一閣) → 第19回
○南北軍事実務会談(2回)	第8回：9.17(統一閣) → 第17回
	第9回：12.23(平和の家) → 第20回へ変更(07.6.15)

○東海線通信線連結実務接触(2回) ← 削除(07.8.12)	第1回：6.20(東海地区南北管理区域道路連結地点)
	第2回：11.21(東海地区南北管理区域道路連結地点)
	→ 国防部との協議により会談から除外
○南北経済協力推進委員会(4回)	第4回：2.11～14(ソウル)
	第5回：5.19～23(平壤)
	第6回：8.26～28(ソウル)
	第7回：11.5～8(平壤)
○南北鉄道-道路連結実務協議会(2回)	第2回：1.22～25(平壤)
	第3回：7.2～7.4(汶山)
○南北鉄道・道路連結実務接触(5回)	第4回：3.10～12(開城)
	第5回：6.7～9(開城)
	第6回：8.21～23(開城)
	第7回：10.27～28(開城)
	第8回：12.2～5(束草)
○南北経済協力制度実務協議会(3回)	第2回：7.29～31(開城)
	第3回：10.11～12(汶山)
	第4回：12.17～20(平壤)
○南方海運協力実務接触(1回)	第3回：10.11～12(汶山)
○南北原産地確認実務協議会(1回)	第1回：12.17～20(平壤)
○南北清算決済実務協議(1回)	第1回：12.17～20(平壤)
○南北赤十字会談(1回)	第5回：11.4～6(金剛山)
○南北赤十字会談実務接触(1回)	第3回：1.20～22(金剛山)
○金剛山面会所建設関連非公式接触(2回)	第1回：9.5～7(金剛山)
	第2回：10.23～25(金剛山)
○金剛山面会所建設推進団会議(3回)	第1回：2.13～15(金剛山)
	第2回：3.3～5(金剛山)
	第3回：8.21～23(金剛山)
○2003 大邱夏季ユニバーシアード大会北朝鮮選手団参加のための実務接触(1回)	第1回：7.4～6(金剛山)
2004年(23回)	
○南北経済協力制度実務接触(1回)	第1回：1.27～29(開城, 子南山旅館)
○南北清算決済実務協議(2回)	第2回：1.27～29(開城, 子南山旅館)
	第3回：4.20～22(披州)
○南北長官級会談(2回)	第13回：2.3～6(ソウル, 新羅ホテル)
	第14回：5.4～7(平壤, 高麗ホテル)
○南北鉄道・道路連結実務接触(2回)	第9回：2.25～26(開城, 子南山旅館)
	第10回：6.30～7.2(金剛山)
○南北海運協力実務接触(1回)	第4回：2.25～2.26(開城, 子南山旅館)
○南北経済協力推進委員会(2回)	第8回：3.2～5(ソウル, グランドヒルトンホテル)
	第9回：6.2～5(平壤, 羊角島ホテル)
○南北鉄道・道路連結実務協議会(1回)	第4回：4.8～10(開城, 子南山旅館)
○臨津江水害防止実務協議会(1回)	第3回：4.8～10(開城, 子南山旅館)

○龍川災害救護実務会談(1回)	4.27(開城,子南山旅館)
○南北赤十字実務接触(1回)	第4回:5.24~25(金剛山,金貞淑休養所)
○南北将官級軍事会談(2回)	第1回:2004.5.26(金剛山,金剛山招待所) 第2回:2004.6.3~4(雪嶽山)
○南北将官級軍事会談実務代表接触(3回)→'南北軍事実務会談'へ変更(07.6.15)	第1回:6.10~12(開城,子南山旅館)→第21回 第2回:6.29~30(披州)→第22回 首席代表接触:7.5(開城,子南山旅館)→第23回
○アテネオリンピック南北共同日程のための実務接触(1回)	6.23~25(北京)
○開城工団建設実務協議会(1回)	第2回:6.24~25(開城,子南山旅館)
○南北将官級軍事会談軍事通信実務接触(2回)←削除(07.8.12)	第1回:6.25(西海地区南北管理区域道路連結地点) 第2回:6.29(披州) →国防部との協議により会談から除外
○南北清算決済取引に関する銀行間実務接触(2回)	第1回:5.18~19(開城,子南山旅館) 第2回:6.24~25(開城,子南山旅館)
2005年(34回)	
○北側島インフルエンザ関連南北実務接触(1回)	2005.4.22(開城,子南山旅館)
○南北次官級会談(1回)	2005.5.16~19(開城,子南山旅館)
○6.15 南北当局共同行実務接触(3回)	2005年度 第1回:2005.5.24(開城,子南山旅館) 2005年度 第2回:2005.5.27(開城,子南山旅館) 2005年度 第3回:2005.5.28(開城,子南山旅館)
○特使訪問(1回)	2005.6.17(平壤)
○南北経済協力推進委員会(2回)	第10回:2005.7.9~12(ソウル) 第11回:2005.10.28(開城工団内南北経協協議事務所)
○8.15 南北当局合同行実務接触(2回)	第1回:2005.7.22(開城,子南山旅館) 第2回:2005.8.2(開城,子南山旅館)
○南北水産協力実務協議会(1回)	第1回:2005.7.25~27(開城,子南山旅館)
○南北鉄道道路実務協議会(1回)	第5回:2005.7.28~7.30(開城,子南山旅館)
○南北海運協力実務接触(1回)	第5回:2005.8.8.~8.10(汶山)
○南北赤十字会談(1回)	第6回 2005.8.23~25(金剛山)
○南北軽工業及び地下資源開発実務協議(1回)	第1回 2005.8.24~27(平壤)
○南北農業協力委員会(1回)	第1回 2005.8.18~19(開城,子南山旅館)
○南北将官級軍事会談(2回)→'南北軍事実務会談'へ変更(07.6.15)	第3回 2005.7.20(板門店,平和の家)→第24回 第4回 2005.8.12(板門店,統一閣)→第25回

○離散家族訪問赤十字実務接触(3回)	第1回 2005. 7. 12 ~ 13(開城, 子南山旅館)
	第2回 2005. 10. 5(開城, 子南山旅館)
	第3回 2005. 10. 7(開城, 子南山旅館)
○8. 15 統一サッカー競技実務接触(2回)	第1回 2005. 7. 26(開城, 子南山旅館)
	第2回 2005. 7. 28(開城, 子南山旅館)
○安重根義士遺骸共同発掘事業南北実務接触(2回)	第1回 2005. 9. 7(開城, 子南山旅館)
	第2回 2005. 11. 22(開城, 子南山旅館)
○南北長官級会談(3回)	第15回 : 2005. 6. 21 ~ 24(ソウル, ウォーカーヒルホテル)
	第16回 : 2005. 9. 13 ~ 16(平壤, 高麗ホテル)
	第17回 : 2005. 12.13 ~ 16(済州, ロッテホテル)
○南北経済協力推進委員会第11回会議関連委員級準備接触(2回)	第1回 : 2005. 10. 20 ~ 21(開城, 子南山旅館)
	第2回 : 2005. 10. 25 ~ 26(開城, 子南山旅館)
○南北海運協力協議会(1回)	第1回 : 2005. 9. 29 ~ 30(開城, 子南山旅館)
○単一チーム構成のための南北体育会談	2005. 12.7(開城)
○将官級軍事会談実務代表会談主席代表接触 → '第26回南北軍実務会談'へ変更(07.6.15)	第2回 : 2005. 11. 3.(板門店, 自由の家) → 第26回
○南北経済協力推進委員会委員級実務接触	2005.11.23~ 24(開城)
2006年(23回)	
○南北経済協力推進委員会委員級実務接触(3回)	第2回 : 2006. 1. 19 ~ 20.(開城, 子南山旅館)
	第3回 : 2006. 5. 3 ~ 4.(開城, 南北経済協力協議事務所)
	第4回 : 2006. 5. 18 ~ 19.(開城, 南北経済協力協議事務所)
○南北将官級軍事会談実務代表会談主席代表接触 → '第27回南北軍実務会談'へ変更(07.6.15)	第3回 : 2006. 2. 3.(板門店 北側地域 統一閣) → 第27回
○南北赤十字会談(1回)	第7回 : 2006. 2. 21 ~ 2. 23.(金剛山)
○南北鉄道・道路連結実務接触(2回)	第11回 2006. 2. 27 ~ 2. 28.(開城 南北経済協力協議事務所)
	第12回 2006. 5. 11 ~ 5. 12.(開城 南北経済協力協議事務所)
○南北将官級軍事会談(2回)	第3回 : 2006. 3. 2 ~ 3. 3.(板門店 北側統一閣)
	第4回 : 2006. 5.16 ~ 5. 18.(板門店 南側自由の家)
○安重根義士遺骸共同発掘事業南北実務接触(1回)	第3回 2006. 3. 20(開城, 子南山旅館)
○南北赤十字実務接触(1回)	第5回 : 2006.3.17 ~ 22(金剛山)
○南北長官級会談(2回)	第18回 : 2006.4.21 ~ 24(平壤, 高麗ホテル)

	ル) 第19回：2006.7.11～13(釜山, ウェスティンチョンソンホテル)
○金大中元大統領訪北関連実務接触(2回)	第1回：2006.5.16～17.(金剛山, 金剛山ホテル) 第2回：2006.5.29.(開城, 子南山旅館)
○2006年6.15 南北当局共同行事実務接触(1回)	第1回：2006.5.23(開城, 子南山旅館)
○南北経済協力推進委員会(1回)	第12回：2006.6.3～6.6(済州, ロッテホテル)
○開城工団建設実務接触	第2回：2006.6.20～21(開城 南北経済協力協議事務所)
○臨津江水害防止実務接触(1回)	第1回：2006.6.26～27(開城 南北経済協力協議事務所)
○南北単一チーム構成のための南北体育会談(2回)	第2回：2006.06.29(開城 子南山旅館) 第3回：2006.11.30～12.2(カタール ドーハ)
○対北水害復旧支援関連南北赤十字実務接触	第1回：2006.8.19(金剛山 金剛山ホテル)
○南北軍事実務会談首席代表接触 → '第28回南北軍事実務会談'へ変更(07.6.15)	第2回：2006.10.2(板門店 統一閣) → 第28回
2007年(55回)	
○南北単一チーム構成のための南北体育会談	第4回：2007.2.13.(開城, 子南山旅館)
○第20回南北長官級会談開催のための実務代表接触	2007.2.15.(開城, 子南山旅館)
○南北長官級会談(2回)	第20回：2007.2.27～3.2.(平壤, 高麗ホテル) 第21回：2007.5.29～6.1.(ソウル, グランドヒルトンホテル)
○南北赤十字第6回実務接触(離散家族面会所建設推進のための)	第6回：2007.3.9～3.10.(金剛山, 金剛山ホテル)
○南北経済協力推進委員会委員級実務接触	第5回：2007.3.14～15.(開城, 南北経済協力協議事務所)
○北朝鮮口蹄疫防疫支援のための南北実務接触	2007.3.30.(開城, ボンドン館)
○安重根義士遺骸共同発掘及び奉還のための実務接触	第4回：2007.4.10.(開城, 中央特区開発指導総局 開城工業地区事務所)
○南北赤十字会談(2回)	第8回：2007.4.10～4.13.(金剛山, 金剛山ホテル) 第9回：2007.11.28～11.30.(金剛山, 金剛山ホテル)
○南北経済協力推進委員会	第13回：2007.4.18～4.22.(平壤, 高麗ホテル)
○南北鉄道・道路連結実務接触(2回)	・第1回会議：2007.4.27～4.28.(開城, 南北経済協力協議事務所) ・第2回会議：2007.5.13.(開城, 南北経済協力協議事務所)
○南北軽工業及び地下資源開発実務協議(2回)	第2回：2007.5.2～5.4.(開城, 南北経済協力協議事務所)

	第3回：2007.5.22～5.23。(開城，南北経済協力協議事務所)
○北朝鮮山林病虫害防除支援のための南北実務接触	2007.5.8。(開城，南北経済協力協議事務所)
○南北将官級会談(3回)	第5回：2007.5.8～11。(板門店，北側 統一閣)
	第6回：2007.7.24～26。(板門店，南側 平和の家)
	第7回：2007.12.12～14。(板門店，南側 平和の家)
○南北軽工業及び地下資源開発協力履行機構実務協議(2回)	2007.6.7～8。(開城，南北経済協力協議事務所)
	2007.7.5～7。(開城，南北経済協力協議事務所)
○南北軍事実務会談(7回)	第29回：2007.6.8。(板門店，南側 平和の家)
	第30回：2007.7.10。(板門店，北側 統一閣)
	第31回：2007.7.16。(板門店，南側 平和の家)
	第32回：2007.11.12。(板門店，北側 統一閣)
	第33回：2007.11.20～21。(板門店，南側 平和の家)
	第34回：2007.11.24。(板門店，南側 平和の家)
	第35回：2007.12.5。(板門店，北側 統一閣)
○南北開城工団建設実務接触	第3回：2007.6.12～6.13。(開城，南北経済協力協議事務所)
○重油5万トン提供のための南北実務接触	2007.6.29～6.30。(開城，南北経済協力協議事務所)
○南北首脳会談開催関連南北特使接触(2回)	第1回：2007.8.2～3，平壤
	第2回：2007.8.4～5，平壤
○南北首脳会談準備接触	2007.8.14。(開城，子南山旅館)
○南北首脳会談関連分野別実務接触(2回)	第1回：2007.8.14。(開城，子南山旅館)
	第2回：2007.8.16。(開城，子南山旅館)
○南北首脳会談	2007.10.2～4。(平壤，百花園招待所)
○南北首相会談予備接触(3回)	第1回：2007.10.26。(開城，子南山旅館)
	第2回：2007.11.9。(開城，子南山旅館)
	第3回：2007.11.11。(開城，子南山旅館)
○南北農業協力実務接触(2回)	第1回：2007.11.5。(開城，子南山旅館)
	第2回：2007.12.18。(開城，子南山旅館)
○南北首相会談	2007.11.14～16。(ソウル，シェラトンウオーカーヒルホテル)
○南北鉄道協力分科委員会実務接触	2007.11.20～21。(開城，子南山旅館)

○南北国防長官会談	第2回：2007.11.27～29(平壤)
○南北道路協力文化委員会実務接触	2007.11.29.(開城, 子南山旅館)
○南北鉄道運営共同委員会	2007.12.1.(開城, 子南山旅館)
○南北経済協力共同委員会	2007.12.4～6.(ソウル, グランドヒルトンホテル)
○南北農水山協力分科委員会	2007.12.14～15.(開城, 子南山旅館)
○南北気象協力実務接触	2007.12.17～18.(開城, 子南山旅館)
○開城工団協力分科委員会	2007.12.20～21.(開城, 南北経済協力協議事務所)
○南北保健医療・環境保護協力分科委員会	2007.12.20～21.(開城, 子南山旅館)
○金剛山観光活性化当局間実務接触	2007.12.25.(開城, 南北経済協力協議事務所)
○南北造船・海運協力分科委員会	2007.12.25～28.(釜山, ウェステインチョンホテル)
○北京オリンピック共同応援団京義線利用関連実務接触	2007.12.28.(開城, 子南山旅館)
○黄海(西海)平和協力特別地帯推進委員会	2007.12.28～29.(開城, 南北経済協力協議事務所)

(出所) 統一部 南北会談ホームページより作成 <http://dialogue.unikorea.go.kr/>

南北経済協力の投資関連機関連絡先

■統一部開城工団事業支援団

区分	部署名	電話番号	ホームページ
業務総括、訪問承認、協力事業承認	支援総括チーム	02-3783-7411	www.unikorea.go.kr
通関・通行、労務・保健・衛生	運営支援チーム	02-3783-7437	
資金貸出、技術・販路支援、戦略物資、原産地	投資支援チーム	02-3783-7441	
基盤施設建設環境	建設支援チーム	02-3783-7452	
中長期開発計画樹立	開発計画チーム	02-3783-7416	
法律・制度、税金・保険	法制度支援チーム	02-3783-7435	

■開城工業地区管理委員会

区分	部署名	電話番号	ホームページ
工業地区事業準則	企画調整室	001-8585-2030	www.kidmac.com
企業創設・登録、保険、税務・会計、労務管理	事業支援部	001-8585-2040	
広報、訪問行事、物流、通信、保健・医療	投資広報部	001-8585-2032	
建築許認可、基盤施設管理、消防、産業安全	工団管理部	001-8585-2050	
人員往来及び物資搬出入	出入事業部	001-8585-2060	
業務連絡、出入支援、ホームページ管理	ソウル支社	02-3783-7701～16	

■関連機関

区分	部署名	電話番号	ホームページ
施行(分譲)	韓国土地公社	031-738-7479,7565	www.iklc.com
施工	現代峨山	02-3669-3881	www.hdasan.com
通関・通行	統一部南北経済協力本部 南北交易物流チーム	02-2100-5881	www.unikorea.go.kr
	統一部南北出入事務所	031-950-5061～2	www.unikorea.go.kr
	関税庁ソウル税関	02-3438-1142	www.seoul.customs.go.kr
南北交流基金	統一部南北協力基金チーム	02-2100-5910	www.unikorea.go.kr
	韓国輸出入銀行	02-3779-6625	www.koreaexim.go.kr
戦略物資	韓国貿易協会「戦略物資貿易情報センター」	02-6000-5393	www.stic.kita.net
原産地	大韓貿易投資振興公社(KOTRA)	02-3460-7415	www.kotra.or.kr